

豊中市第五次障害者長期計画



平成30年(2018年)3月

豊中市

互いを認め支えあい、 だれもが輝けるまち をめざして

豊中市長 浅利 敬一郎



豊中市では、平成25年（2013年）に『豊中市第四次障害者長期計画』を策定し、「だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち」の創造に向け、公立障害者施設の再編と機能強化などの障害者施策を総合的・計画的に推進しています。

この間、国は、平成25年（2013年）に障害者総合支援法施行、平成26年（2014年）に障害者の権利に関する条約の批准、平成28年（2016年）に障害者差別解消法・改正障害者雇用促進法を施行し、改正障害者総合支援法を公布しました。

豊中市では、こうした新たな動向に対して適切な施策を進める一方、平成29年（2017年）に『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』を策定しました。同方針では、『誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせること』を実現する。そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一人ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける」ことを豊中市の将来像と位置づけました。

こうしたこれまでに掲げてきた障害者施策の理念を引き継ぐとともに、めざすべき目標像を「互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち」と設定した『豊中市第五次障害者長期計画』を策定いたしました。同計画により、障害者差別解消の取組や障害者施設ネットワークの強化に努め、本市の最大の財産である「人」がいきいきと輝く未来づくりを進めてまいります。

本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました豊中市障害者施策推進協議会委員及び豊中市障害者自立支援協議会構成機関のみなさま並びに市民意識調査やパブリックコメント等に貴重なご意見をいただきましたみなさまに厚くお礼を申し上げます。また、今後の計画の推進に向けても、一層のご理解とご支援をお願いいたします。

平成30年（2018年）3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 第五次計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の対象.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の策定体制.....	5
6 計画の構成.....	6
第2章 豊中市における現状と課題	7
1 人口・障害のある人の状況.....	7
2 障害者施策の実施状況.....	19
3 市民の意識.....	30
4 今後の施策推進にあたっての課題.....	58
第3章 計画の基本的な考え方	65
1 基本理念.....	65
2 施策の基本目標.....	68
第4章 施策の展開	69
1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会.....	70
(1) 相談支援.....	70
(2) 権利擁護.....	73
(3) 障害者差別解消の取組・啓発交流.....	76
2 一人ひとりが輝くための自立と社会参加.....	79
(1) 療育・教育.....	79
(2) 雇用・就労.....	87
(3) 生涯学習、文化・スポーツ活動.....	92
3 支えあい安心して暮らせる地域生活.....	94
(1) 保健・医療.....	94
(2) 自立した生活の支援.....	98
(3) 生活環境.....	110
(4) 地域福祉の充実・生活安全対策.....	114

第5章 計画の推進体制と進行管理	119
1 計画の進行管理.....	119
2 計画推進体制の充実.....	120
参考資料	125
1 策定体制.....	125
2 計画の策定経過.....	134
3 関係団体における事業・サービスの実施状況.....	135
4 市民意識調査で用いた調査票.....	138

本計画では便宜上元号表記を「平成」とし、平成31年（2019年）5月以降は新元号に読み替えます。



第 1 章

計画の策定にあたって

1 第五次計画策定の背景と目的

近年、障害のある人の高齢化と障害の重度化が進むなかで、障害福祉のニーズはますます複雑多様化しており、すべての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重しあい、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会の実現が求められています。

豊中市では、障害者問題は個人の問題ではなく、社会全体で解決しなければならない課題であるとの認識のもとに、昭和 61 年（1986 年）に計画期間を概ね 10 年とする『障害者対策に関する長期計画—共に生きる社会をめざして—』（『第一次障害者長期計画』）を、平成 10 年（1998 年）には『豊中市第二次障害者長期計画』、平成 18 年（2006 年）には『豊中市第三次障害者長期計画』を策定しました。

平成 25 年（2013 年）3 月には、第三次計画の進捗状況と課題をふまえ、『豊中市第四次障害者長期計画』を策定し、豊中のめざすべき目標像を「だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち」と設定し、障害者施策の総合的・計画的な推進に取り組んできました。

また、障害福祉サービス等の見込みとその見込量確保のための方策を明らかにするものとして、国が定めた期間・事項に取り組む「障害福祉計画」の策定が求められる中、豊中市では平成 19 年（2007 年）3 月以後 3 年ごとに同計画を策定し、施策の充実に取り組んできました。

一方、国では、平成 25 年（2013 年）4 月に「障害者自立支援法」を改正し、障害の定義に難病等を追加し、地域社会における共生の実現に向けて、障害のある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）を施行しました。

平成 28 年（2016 年）5 月には、障害福祉サービス及び障害児通所支援の拡充等を内容とする「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障害者の望む地域生活の支援の充実や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応等を図ることとしています。

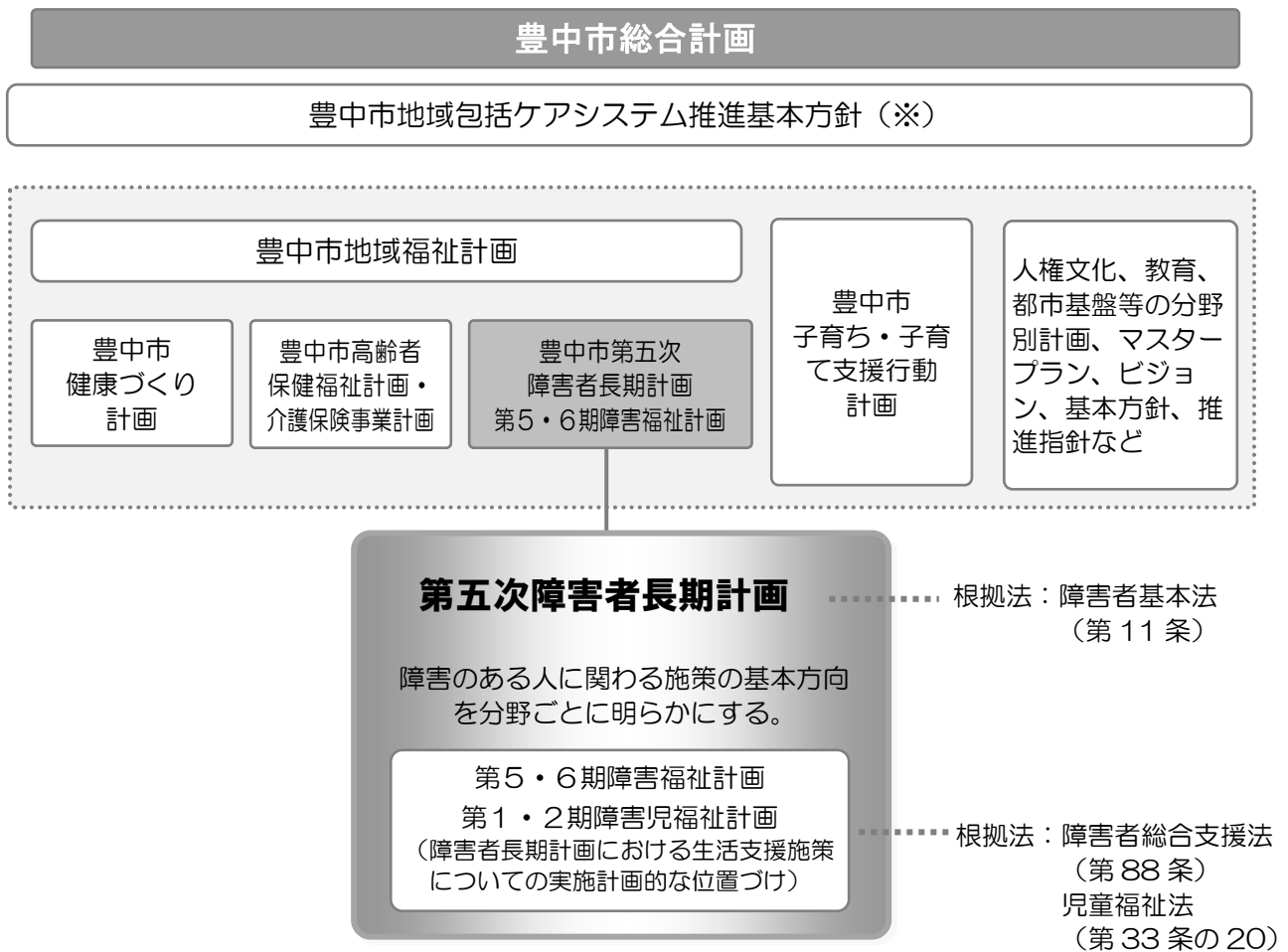
また、平成 26 年（2014 年）1 月には「障害者の権利に関する条約」を批准し、平成 28 年（2016 年）4 月に、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

以上のような豊中市の現状及び社会の状況をふまえ、豊中市では『豊中市第四次障害者長期計画』の計画期間が平成 29 年度（2017 年度）をもって終了することから、豊中市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくとともに、地域包括ケアシステム・豊中モデルを推進するため、新たに平成 30 年度（2018 年度）を初年度とした『豊中市第五次障害者長期計画』を策定することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、豊中市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

また計画は、国や大阪府の定める計画などの内容を十分にふまえながら、『豊中市総合計画』の具体的な分野別計画として位置づけ、『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』のもと、『豊中市地域福祉計画』、『豊中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画』、『豊中市健康づくり計画』、『豊中市子育て・子育て支援行動計画』など、各分野の関連計画との整合・調整を図りながら策定しています。



※『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』は計画ではありませんが、この方針の考えをもとに各分野計画に活かすものであることから、こちらに位置づけています。

3 計画の対象

本計画における「障害」とは、障害者基本法、障害者総合支援法及び児童福祉法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、その他の心身の機能の障害（政令で定める難病などによる障害を含む）をさすものとします。また、「障害者（障害のある人）」とは、障害及び社会的障壁（※）により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をさすもので、いわゆる障害者手帳の所持者には限られません（個々のサービスを見た場合には、一定等級以上の障害者手帳の所持を求めるものもあります）。

また、行政施策上の対象としての「難病」は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により、①発病の機構が明らかでなく、②治療方法が確立していない、③希少な疾病であって、④長期の療養を必要とするものと定義づけられています。

本計画では、国の法令の考え方に沿って、難病のある人についても「障害者（障害のある人）」に含まれるものととらえ、市民意識調査結果の個別属性に関する部分や難病のある人に対象を限定した施策・事業などを除いて、「障害のある人」に文中の表現を統一しています。

なお、本計画の推進にあたっては、障害や難病の有無にかかわらず、すべての市民の理解と協力が必要となります。このため、本計画は、豊中市内で暮らし、学び、働き、活動するすべての市民を対象とします。

*** 豊中市における「障害」の表記について ***

豊中市の障害者施策にかかわる「障害」の表記については、障害のある人本人、家族などの支援者、関係団体、障害福祉にかかわる施設・事業者など、多くの方からご意見をいただくとともに、庁内体制である障害者施策推進本部（現、障害者施策推進連絡会議）、また条例設置の審議会である障害者施策推進協議会において表記のあり方について検討を重ねてきました。

その結果、平成21年（2009年）12月に開催した障害者施策推進協議会において、

1. 「障害」の害に漢字を用いることは、障害のある人が生きにくくなっている社会的なバリア、障害があることを明確にするために必要である。
2. 「ひらがな」にして言葉の印象を変え、問題を見えにくくしている。
3. 障害のある人が社会で生活し、その人も社会も不便さを感じなくなれば「障害」という言葉がなくなる。
4. 大阪府は「障害」の言葉の意味と、障害当事者の意見を聞くなど議論を深めることなく表記をひらがなにした。

との意見があり、豊中市ではこれをふまえ、「障害」の表記については、従前のまま漢字による表記を引き続き用いることとしています。

※社会的障壁：障害のある人が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

4 計画の期間

本計画は、平成30年度（2018年度）から平成35年度（2023年度）までの6年間を計画期間とします。また、計画期間中においても必要に応じて内容の見直しを行うこととします。

	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 33年度 (2021年度)	平成 34年度 (2022年度)	平成 35年度 (2023年度)
総合計画	第4次総合計画					
地域包括 ケアシステム 推進基本方針	地域包括ケアシステム推進基本方針 (平成28年度(2016年度)策定)					
地域福祉計画	第3期	第4期地域福祉計画				
障害者長期計画	第五次障害者長期計画					
障害福祉計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画		

5 計画の策定体制

本計画は、障害のある人、障害のない人双方への市民意識調査を実施し、障害者施策への市民意識や障害のある人の実態、意向などを把握するとともに、市民の代表や保健・医療・福祉関係者などによって構成される「豊中市障害者施策推進協議会」、「豊中市障害者自立支援協議会」において、計画の方向性などについて協議・検討を進め、策定にあたりました。

6 計画の構成

本計画は、この「第1章 計画の策定にあたって」、「第2章 豊中市における現状と課題」、「第3章 計画の基本的な考え方」、「第4章 施策の展開」、「第5章 計画の推進体制と進行管理」で構成されています。

「第2章 豊中市における現状と課題」では、豊中市の障害のある人を取り巻く現状と、現状からみえる課題を整理しています。

「第3章 計画の基本的な考え方」では、本計画全体の基本理念及び基本目標を示しています。

「第4章 施策の展開」では、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を3つの基本目標ごとに整理し、それぞれの基本目標について、本計画の対象期間に豊中市が講ずる施策の基本方針、推進施策及び主な事業を示しています。

「第5章 計画の推進体制と進行管理」では、本計画の推進が計画的に実施されるための体制及び管理の方法を示しています。

第2章

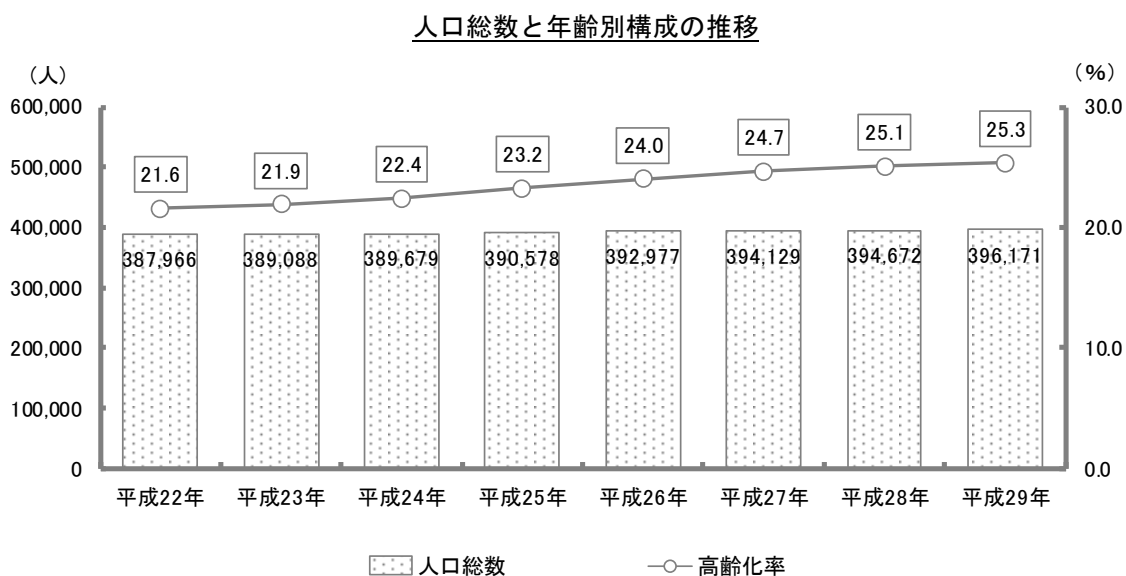
豊中市における現状と課題

1 人口・障害のある人の状況

(1) 人口の状況

豊中市の総人口は、平成29年（2017年）3月末現在396,171人（推計人口）で、平成22年（2010年）以降、微増傾向にあります。

また、年齢別人口構成については、平成29年（2017年）3月末現在の65歳以上の高齢者の割合が25.3%（住民基本台帳人口）を占め、年々増加しています。



※人口総数は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口。

※高齢化率は、住民基本台帳登録者数をもとに4月1日現在で算出。

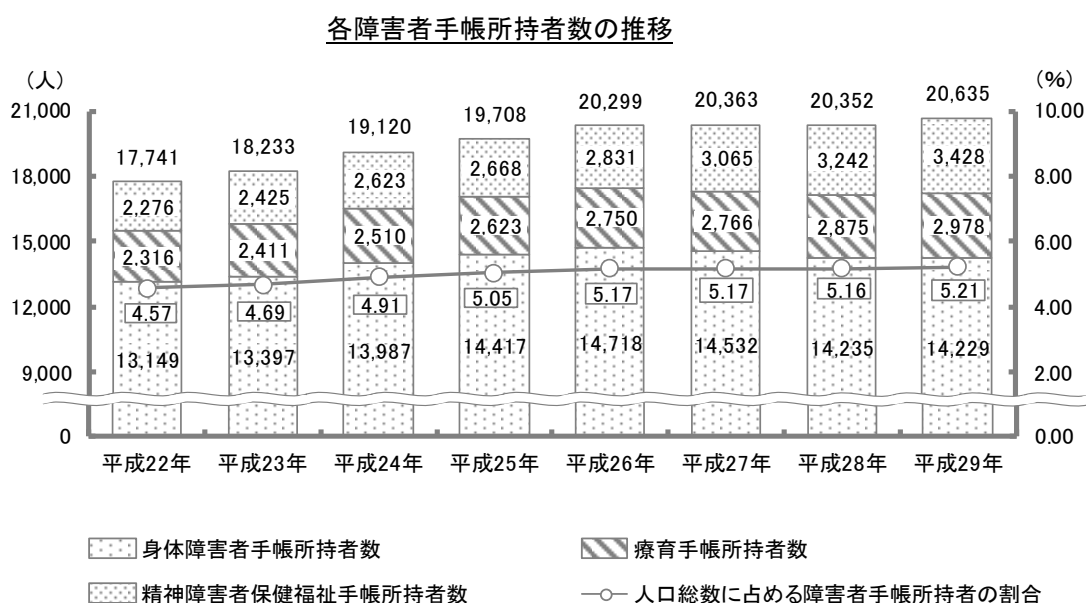
※豊中市推計人口の推移（平成22年（2010年）10月から平成27年（2015年）9月まで）については、平成27年（2015年）国勢調査結果に基づいて、遡及補正。

以下、同様。

(2) 障害のある人の状況

① 障害のある人の数

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、平成29年(2017年)3月末現在で20,635人(重複所持者を含む)、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は5.21%となっており、平成22年(2010年)以降、微増傾向にあります。



※各障害者手帳所持者数は、各年3月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく4月1日現在の推計人口をもとに算出。

ア 身体障害のある人

身体障害者手帳所持者数は、平成 29 年（2017 年）3 月末現在に 14,229 人で、平成 27 年（2015 年）以降人口に占める割合は微減傾向となっていますが、内部障害及び平衡機能障害は平成 22 年（2010 年）から約 1.2 倍の増加となっています。障害種別ごとにみると、肢体不自由、内部障害、聴覚・平衡機能障害の順で多くなっています。年齢別には、18 歳未満の人は手帳交付者全体の 2%未満である一方、65 歳以上の人 が 70%以上であることは、病気や事故により障害を負う人が多いことを示しています。

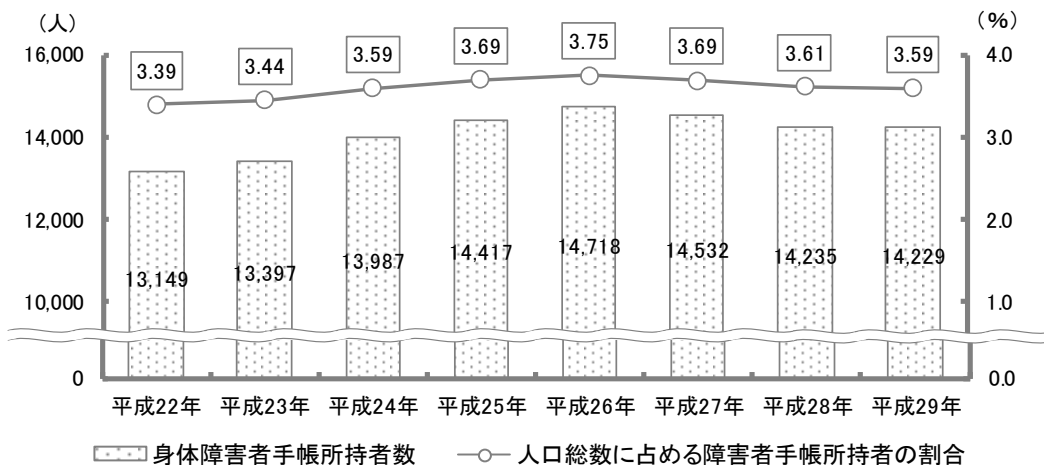
障害区分別・年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	総 数	視覚障害	聴覚・ 平衡機能 障害	音 声・ 言 語・ そしやく 機能障害	肢体 不自由	内部障害
平成 22 年(2010 年)	13,149	946	909	244	7,479	3,571
平成 23 年(2011 年)	13,397	976	916	244	7,600	3,661
平成 24 年(2012 年)	13,987	981	1,003	277	7,854	3,872
平成 25 年(2013 年)	14,417	951	1,045	282	8,161	3,978
平成 26 年(2014 年)	14,718	933	1,061	277	8,321	4,126
平成 27 年(2015 年)	14,532	886	1,070	277	8,194	4,105
平成 28 年(2016 年)	14,235	860	1,055	268	7,935	4,117
平成 29 年(2017 年)	14,229	858	1,054	267	7,849	4,201
0～17 歳	262	13	25	2	185	37
18～39 歳	640	47	56	14	360	163
40～64 歳	2,945	166	174	140	1,672	793
65 歳以上	10,382	632	799	111	5,632	3,208

※各年 3 月末現在

身体障害者手帳所持者数の推移



※各年 3 月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく 4 月 1 日現在の推計人口をもとに算出。

イ 知的障害のある人

療育手帳所持者数は、平成 29 年（2017 年）に 2,978 人と年々増加しています。

障害程度別では、最重度である A が全体の 50% 近くを占めて最も多いですが、近年 B 2 の所持者が増加し、平成 22 年（2010 年）の約 1.8 倍となっています。

背景には、障害者雇用が充実し、障害者手帳を取得して就職をめざす人が増えたことが推測されます。

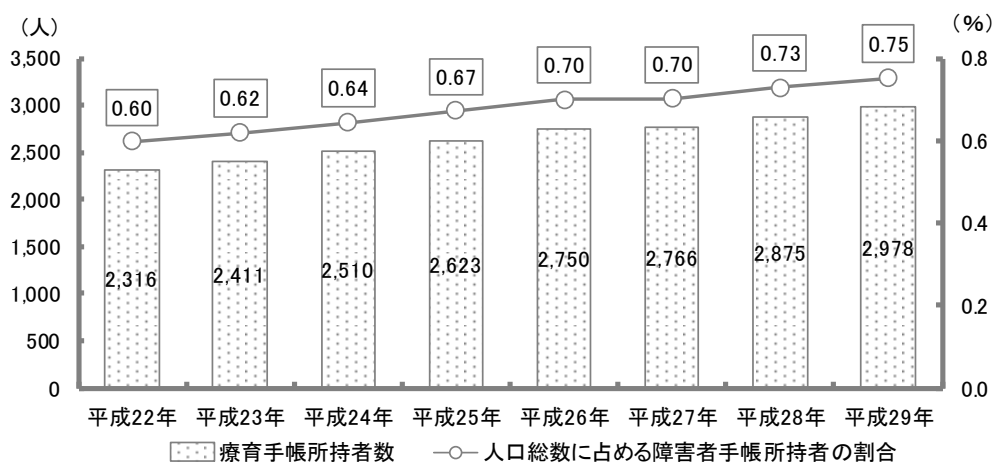
等級別・年齢別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	総数	A	B 1	B 2
平成 22 年(2010 年)	2,316	1,292	497	527
平成 23 年(2011 年)	2,411	1,295	525	591
平成 24 年(2012 年)	2,510	1,325	554	631
平成 25 年(2013 年)	2,623	1,365	573	685
平成 26 年(2014 年)	2,750	1,395	608	747
平成 27 年(2015 年)	2,766	1,386	600	780
平成 28 年(2016 年)	2,875	1,416	600	859
平成 29 年(2017 年)	2,978	1,428	625	925
0～17 歳	1,178	464	236	478
18～39 歳	954	445	196	313
40～64 歳	731	451	152	128
65 歳以上	115	68	41	6

※各年 3 月末現在

療育手帳所持者数の推移



※各年 3 月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく 4 月 1 日現在の推計人口をもとに算出。

ウ 精神障害のある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 29 年（2017 年）で 3,428 人と年々増加しています。1 級所持者は減少していますが、2 級所持者・3 級所持者がそれぞれ平成 22 年（2010 年）の約 1.5 倍、約 2.2 倍となっています。

また、精神障害のある人は手帳は取得せず、精神障害治療費の補助を受けるために自立支援医療（精神通院）受給者証のみ所持する人も多いのが現状です。

なお、手帳取得者や自立支援医療（精神通院）受給者証所持者が最も多い年齢層は、18 歳以上 64 歳以下のいわゆる生産年齢人口となっています。

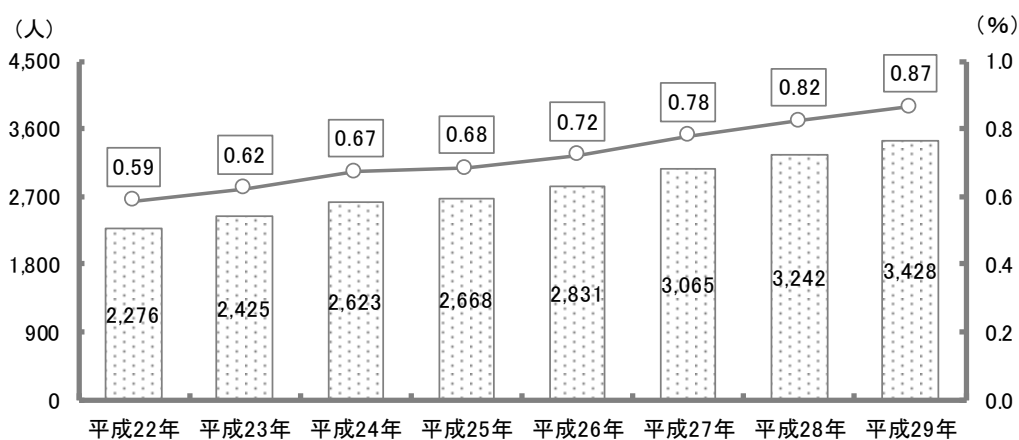
等級別・年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	総 数	1 級	2 級	3 級
平成 22 年(2010 年)	2,276	389	1,510	377
平成 23 年(2011 年)	2,425	390	1,622	413
平成 24 年(2012 年)	2,623	403	1,775	445
平成 25 年(2013 年)	2,668	373	1,823	472
平成 26 年(2014 年)	2,831	362	1,956	513
平成 27 年(2015 年)	3,065	362	2,102	601
平成 28 年(2016 年)	3,242	319	2,223	700
平成 29 年(2017 年)	3,428	317	2,296	815
0～17 歳	80	3	39	38
18～39 歳	753	37	494	222
40～64 歳	1,911	118	1,332	461
65 歳以上	684	159	431	94

※各年 3 月末現在

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



■ 精神障害者保健福祉手帳所持者数 ○ 人口総数に占める障害者手帳所持者の割合

※各年 3 月末現在。人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は、国勢調査及びそれに基づく 4 月 1 日現在の推計人口をもとに算出。

自立支援医療（精神通院）受給者数

単位：人

区 分	総 数
平成 22 年(2010 年)	4,789
平成 23 年(2011 年)	5,141
平成 24 年(2012 年)	4,925
平成 25 年(2013 年)	5,406
平成 26 年(2014 年)	5,821
平成 27 年(2015 年)	6,082
平成 28 年(2016 年)	6,591
平成 29 年(2017 年)	6,874
0～17 歳	138
18～64 歳	5,248
65 歳以上	1,488

※各年 3 月末現在

エ 難病のある人

難病のある人のうち、特定医療費（指定難病）受給者証の申請受付数の状況をみると、平成22年（2010年）の2,434件から平成29年（2017年）の3,553件へと年々増加する傾向にあります。

背景には、平成27年（2015年）1月の難病法施行による、指定難病の範囲拡大があります。

特定医療費（指定難病）受給者証申請受付数

単位：件

区 分	総数	新規申請	更新申請
平成22年（2010年）	2,434	413	2,021
平成23年（2011年）	2,611	434	2,177
平成24年（2012年）	2,662	386	2,276
平成25年（2013年）	2,810	427	2,383
平成26年（2014年）	3,001	465	2,536
平成27年（2015年）	3,135	434	2,701
平成28年（2016年）	3,371	644	2,727
平成29年（2017年）	3,553	598	2,955

※各年3月末現在

※平成22年（2010年）から平成24年（2012年）は、大阪府豊中保健所 事務概要書より

※一人で複数疾患をもつ場合は延件数としている。また、一人で同じ年度に新規+更新申請している場合があるので、受付申請数=患者数ではない。

オ 重症心身障害のある人

身体障害者手帳1級又は2級及び療育手帳Aを併せ持つ人の数は、下表のとおりです。

年齢別重症心身障害のある人

【平成28年（2016年）】

単位：人

人数	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	21	21	0	0
6～17歳	102	102	0	0
18～39歳	142	127	12	3
40～64歳	125	77	24	24
65歳以上	15	11	1	3
合計	405	338	37	30

※7月1日現在

【平成29年（2017年）】

単位：人

人数	総数	うち在宅の人	うち療養介護	うち施設入所
0～5歳	25	25	0	0
6～17歳	96	96	0	0
18～39歳	150	132	13	5
40～64歳	122	75	25	22
65歳以上	13	9	1	3
合計	406	337	39	30

※7月1日現在

② 障害支援区分認定の実施状況

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりで、区分認定総数及び重度の人は年々増加傾向です。

障害支援区分認定の状況

【平成 27 年（2015 年）】

単位：人

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,367	160	466	492	345	365	539
身体障害者	842	53	97	137	82	142	331
知的障害者	928	28	110	159	221	208	202
精神障害者	590	75	259	193	42	15	6
難病患者	7	4	0	3	0	0	0

※3月末現在

【平成 28 年（2016 年）】

単位：人

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,452	119	492	503	389	359	590
身体障害者	833	40	93	122	94	122	362
知的障害者	953	24	104	158	228	222	217
精神障害者	658	54	294	219	66	15	10
難病患者	8	1	1	4	1	0	1

※3月末現在

【平成 29 年（2017 年）】

単位：人

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
総数	2,559	75	530	548	407	384	615
身体障害者	843	27	91	137	96	121	371
知的障害者	990	17	114	160	232	236	231
精神障害者	713	30	323	246	79	25	10
難病患者	13	1	2	5	0	2	3

※3月末現在

③ 支援学級や支援学校卒業後の進路状況と卒業生見込

平成 29 年(2017 年) 3 月に卒業した支援学級及び支援学校生徒の進路状況と今後の卒業生見込は、下表のとおりです。

平成 29 年(2017 年) 3 月の支援学級卒業生の進路状況

単位：人

進路	人数
高校（私立）	36
高校（公立）	17
高校（定・単・通）	13
共生推進教室	1
自立支援コース	0
支援学校高等部	0
盲・聴覚・支援	14
専修・専門学校	7
就職	1
在宅	1
施設	0
その他	1
合計	91
備考：豊中市立中学 3 年生全在籍人数	3,299

※豊中市教育委員会資料

平成 29 年(2017 年) 3 月の支援学校高等部卒業生の進路状況

単位：人

進路	合計	豊中支援学校	箕面支援学校
生活介護	18	12	6
就労移行支援	4	4	0
就労継続支援 A 型	3	3	0
就労継続支援 B 型	4	4	0
自立訓練	2	2	0
就労	3	3	0
大学進学	0	0	0
訓練校	0	0	0
計	34	28	6

※両支援学校の協力による。

※豊中市在住生徒を計上している。

支援学校等卒業生見込み

単位：人

時 期	市立中学校 支援学級	支援学校（高等部）		
		合 計	豊中支援学校	箕面支援学校
平成 30 年(2018 年) 3 月	91	41	31	10
平成 31 年(2019 年) 3 月	107	40	31	9
平成 32 年(2020 年) 3 月	102	45	38	7

※市立中学校については豊中市教育委員会、支援学校は両支援学校の協力による。

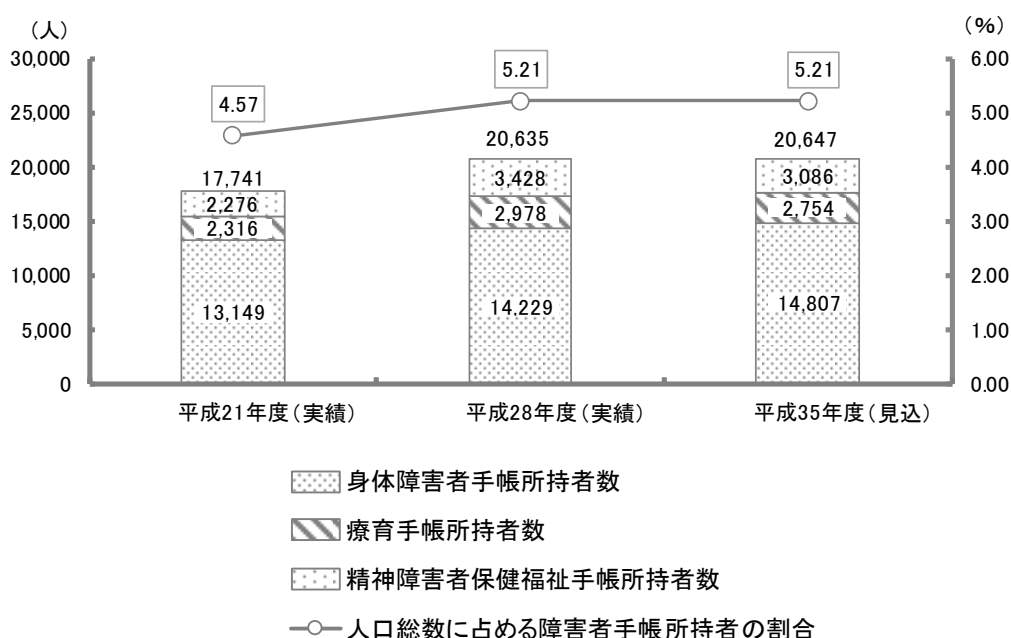
※支援学校（高等部）卒業生は豊中市在住生徒を計上している。

(3) 障害のある人の数についての今後の見通し

豊中市の人口総数（住民基本台帳人口ベース）と各障害者手帳所持者数の近年の実績値に基づき、本計画の最終年度の手帳所持者数の推計を行いました。

障害のある人のうち、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人の総数は、平成 35 年度（2023 年度）には 20,647 人（重複所持者を含む）となり、人口総数に占める障害者手帳所持者の割合は 5.21%になるものと見込まれます。

各障害者手帳所持者数の推移と今後の見通し



【推計方法】

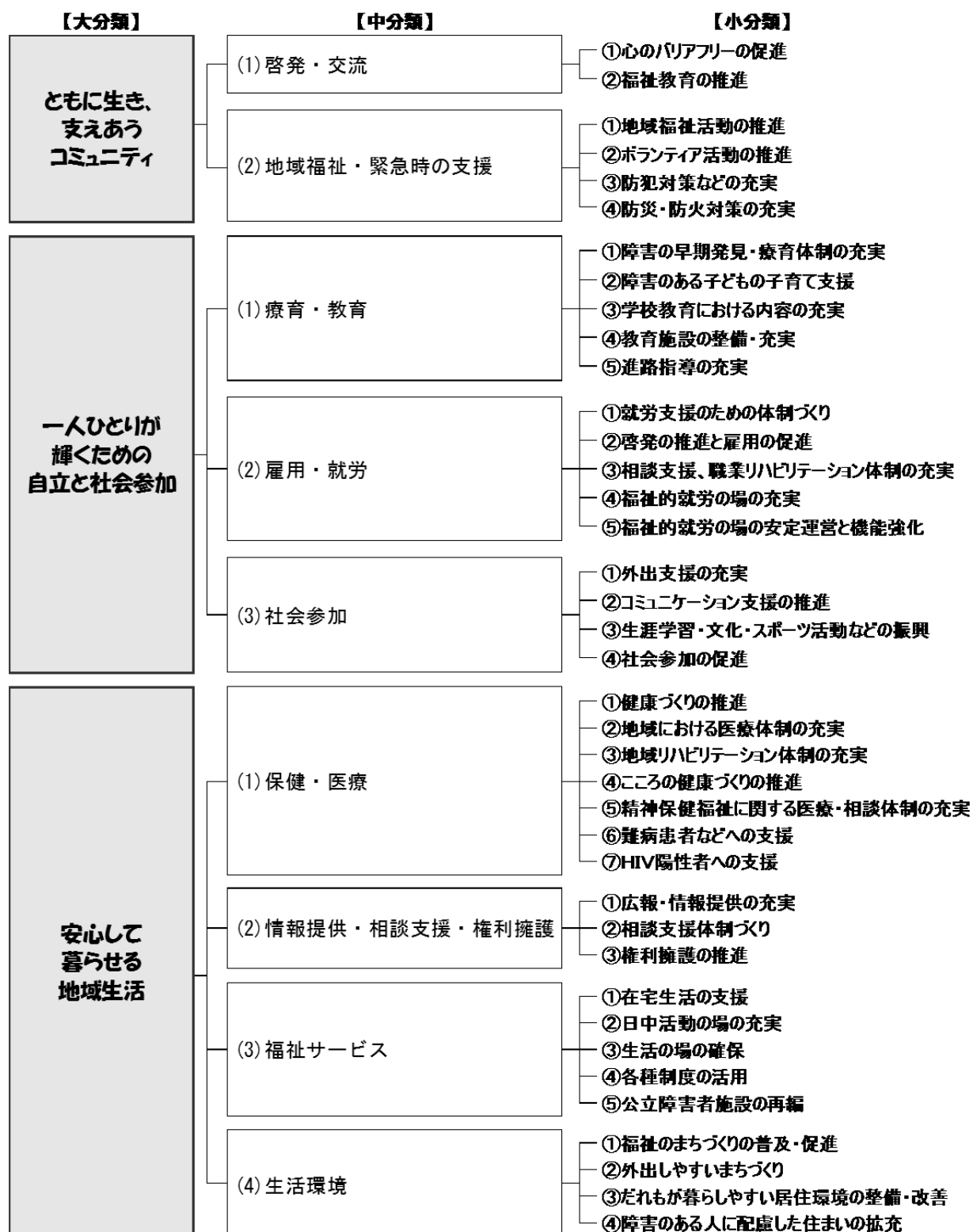
- ①平成 35 年度（2023 年度）の将来人口（見込）については、豊中市まち・ひと・しごと創生総合戦略において算出された将来人口から算出しました。
- ②平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）の 3 月末現在の各障害者手帳所持者数と同時期の豊中市全体の人口（住民基本台帳人口ベース）をもとに、障害者手帳ごとに出現率を算出しました。
- ③上記①平成 35 年度（2023 年度）の将来人口に、②出現率を乗じて、障害者手帳ごとの所持者数を算出し、これを推計値としました。なお、出現率は平成 25 年度（2013 年度）から平成 28 年度（2016 年度）の出現率の平均値を採用しました。

2 障害者施策の実施状況

『豊中市第四次障害者長期計画』では、次頁のとおり、施策の体系を3つの大分類、9つの中分類、39の小分類として、主な事業として173事業を掲載するとともに、計画の推進のための事業として5事業を位置づけました。本節では、『豊中市第四次障害者長期計画』期間中の主な事業の実施状況についてまとめています。

なお、各年度の実施状況の詳細については、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者等で構成される「豊中市障害者施策推進協議会」及び「豊中市障害者自立支援協議会」のご意見・ご提案をいただきながら、豊中市の障害者施策に関わる事業の実施状況と課題、今後の取組等をまとめ、施策の充実・見直しについて検討を進めるため、実施状況報告書を作成しています。

『豊中市第四次障害者長期計画』の施策の体系



大分類 とともに生き、支えあうコミュニティ

(1)【啓発・交流】

基本方針	
<p>障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。</p>	
小分類	実施状況
心のバリアフリーの促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者週間（12月3日から9日）に、市内を走る公用車に啓発文言を掲示するとともに、市施設等にのぼりを設置しました。 ○市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所等で組織する「豊中市障害者啓発活動委員会」と共感的・効果的な啓発のあり方を検討し、障害者差別解消法、統合失調症、発達障害、身体障害者補助犬についての講演会や、介助の体験、グループホームを紹介するDVDの作成と放映を行い、参加者を徐々に増やしてきました。
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別について豊中市職員の関心と理解を深めるために、障害者差別解消法に基づき職員対応要領を策定し、職員研修を行いました。 ○障害のある人の理解と支援や障害者差別解消法について、学校園、公民分館長・自治会役員などの地域リーダーや、市内事業者の研修の場にて、出前講座を実施しました。 ○障害福祉センターひまわりにて地域の人や障害のある人がともに出演する「ひまわりひろば」や地域団体が主催する「なかよしカフェ」を毎月開催しました。 ○地域福祉の担い手を育てるため、中学生を対象に福祉施設での体験と地域での発表会を行う福祉教育を実施しました。

(2)【地域福祉・緊急時の支援】

基本方針	
<p>地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくためのさまざまな取組を進めるとともに、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組を進めるなど、市民活動団体との連携・協働のもとに、多様な市民活動の促進に努めていきます。</p> <p>また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。</p>	
小分類	実施状況
地域福祉活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民・事業者・行政による地域福祉ネットワーク会議を開催し、地域福祉関係者の連携を強化し、見守りと地域課題の共有を行うほか、地域福祉活動の拠点として福祉なんでも相談窓口の設置、認知症高齢者・障害者徘徊 SOS メール配信等に取り組みました。 ○戸別収集を行うふれあい収集車両全車に AED を搭載し、利用者や地域の安心・安全を確保するセーフティネットの構築に向けた取組を図りました。
ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉センターひまわりで、手話・点訳・要約筆記・音訳のボランティアを育成するとともに、市で行われているボランティア参加事業等の状況を取りまとめて、大阪府のホームページ等で情報発信を行いました。 ○地域住民が主体となったボランティアでの避難所開設・運営をめざし、避難所関連の訓練実施やワークショップの実施を支援しました。
防犯対策などの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○青色回転灯パトロールカーの見守り活動も軌道に乗り、行政と地域の共同による見守り体制の強化ができました。また、地域住民により組織された防犯協議会や、わんわんパトロール隊、通学路の見守り等の活動を支援しました。 ○防犯協議会への補助を継続的に実施し、市・警察・市民が一体となって、地道な見守り活動や周知活動を継続的に行うことで、地域防犯活動への参加者の拡充や活動の多様化が進むなど一定の成果が得られました。
防災・防火対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○豊能地区 3 市 2 町合同防災訓練、避難所開設訓練などの全庁的な訓練の実施や、自主防災活動の充実強化のため、自主防災活動の環境整備を行うとともに、備蓄物資の整備・管理をしました。 ○災害発生時に自力避難が困難と考えられる在宅の避難行動要支援者の安否確認を迅速に実施できる体制整備をするとともに、災害発生時における緊急通報、救出・避難誘導、地域をあげた支援体制の確立に努めました。 ○一声訪問実施時に避難方法等の把握や日常の防火指導、更には住宅用火災警報器に関する悪質訪問販売への注意喚起することにより、災害時要配慮者等対策の強化が図れました。

大分類 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1)【療育・教育】

基本方針	
<p>地域の学校・こども園・幼稚園・保育所等と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「ともに学び ともに育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。</p> <p>また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談・指導の実施に努めます。</p>	
小分類	実施状況
障害の早期発見・療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度（2016 年度）に障害のある子どもを取り巻く現状、課題及び市を含めた関係機関の役割を整理し、取組を進めるため、「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」を取りまとめました。また、この考え方をふまえた取組の具体策のひとつとして、児童発達支援センターの充実に向け、障害福祉センターひまわりにおける障害児・者の切れ目のない支援の実施と機能再編に係る検討を行いました。 ○乳幼児健診等で障害の疑いがあるとされた乳幼児について、2 次健診を実施するとともに、障害・疾病のある子どもとその親に対する医師等専門職による相談対応・助言・専門機関の紹介を行いました。 ○障害のある子どもが通う保育所等に専門職が訪問し、集団生活への適応等に向けての支援を実施するとともに、支援を要する子どもについての就学前施設と学校との引き継ぎ、教職員に対する障害児教育研修、教育相談等の実施により、学校生活における障害の早期発見・療育体制の充実につなげました。
障害のある子どもの子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> ○発達に何らかの課題がある幼児に対して、障害の受容度や障害特性に合わせて、集団生活への適応を促す教室を実施したり、学校通学中の障害のある子どもを、放課後こどもクラブに受け入れたりしました。
学校教育における内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員に対する障害児教育研修、支援学級への支援、配慮を要する児童・生徒のための巡回相談の実施、障害児助助員の配置等により、障害のある児童生徒についての教職員の正しい理解の促進や、一人ひとりの教育課題に的確に対応しその可能性を最大限に発揮できるような教育を推進しました。 ○平成 28 年（2016 年）4 月に、新たな時代における豊中市としてのインクルーシブ教育を実現するため、昭和 53 年（1978 年）策定の『豊中市障害児教育基本方針』を『豊中市障害児教育基本方針(改定版)』として改定しました。
教育施設の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ○小中学校に通う各児童生徒の事情に応じて、随時、エレベーター、多目的トイレや手すりの設置整備等を行いました。 ○豊中市内に在住する障害のある子どもが学校内で使用する補装具購入費・修理費補助金を交付しました。
進路指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある子どもの持つ可能性を伸ばす適切な進路指導を行うため、新任管理職の研修内容に支援教育を含めるとともに、小学校及び中学校卒業後の進路等に関する情報提供を行いました。

(2) 【雇用・就労】

基本方針	
<p>各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援します。また、豊中市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。</p> <p>これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関とともに多様な形態の就労の場の確保に努めます。</p>	
小分類	実施状況
<p>就労支援のための体制づくり</p> <p>啓発の推進と雇用の促進</p> <p>相談支援、職業リハビリテーション体制の充実</p>	<p>○障害のある人等の就労困難者に対する相談、各種講座、求人情報の提供、就労先の開拓・紹介を行い、障害のある人の就労機会の拡大を図りました。</p> <p>○福祉的就労につく障害のある人が一般企業への就労のイメージを具体的に持つことができるよう、また、豊中市職員が実習生とともに働く事を通して障害のある人に対する理解を深めることができるよう、障害者職場体験実習を行い、全部局での受入れを達成しました。</p> <p>○障害のある人の一般企業への就労を支援する移行支援事業所等への専門的スキル研修、障害のある人の就労先の開拓、就労先の環境整備への助言と就労した障害のある人への定着支援を行いました。</p>
<p>福祉的就労の場の充実</p> <p>福祉的就労の場の安定運営と機能強化</p>	<p>○障害者優先調達推進法に基づく調達指針を策定・公表し、指針を推進するとともに、あわせて庁内外に福祉的就労の場が提供できる物品・サービスの一覧を広報するなど、障害者施設等で働く障害のある人の経済基盤の安定に寄与しました。</p> <p>○民間の福祉的就労の場の活動と授産製品を紹介する福祉の店への支援を行いました。</p>

(3)【社会参加】

基本方針	
<p>外出やコミュニケーションへの支援などを通じて、就労、就学、生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域で行われる幅広い活動への参加を促進します。</p> <p>また、あわせて政策決定の場への参画など、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験などを豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限に活かしていきます。</p>	
小分類	実施状況
外出支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○行動援護、同行援護、移動支援などの支給決定や障害者外出支援サービスの実施により、障害のある人の外出の際の移動を支援し、福祉の増進を図りました。 ○障害のある人の自動車運転免許取得や障害に合わせた自動車改造等への支援と有料道路割引申し込みの窓口対応を行いました。
コミュニケーション支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○手話通訳・要約筆記奉仕員等を派遣することで、聴覚障害のある人等の社会参加、自立支援を促進しました。 ○手話通訳者、要約筆記者等の障害のある人の社会参加・日常生活の支援者を養成しました。
生涯学習・文化・スポーツ活動などの振興	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉センターひまわりで各種講座や会議室・体育館の貸出を行いました。また、参加者層を広げるため、土曜講座を開講しました。 ○障害のある青年のための文化教養講座の講師謝礼金を補助しました。 ○障害者手帳所持者等に対する体育施設の個人利用料の減免と文化ホールの一部公演入場料の割引を行いました。 ○平成28年度（2016年度）に『公民分館事業における障害者への合理的配慮事例』をつくりました。
社会参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○選挙権行使に対する支援として、車いす利用者用投票記載台を引き続き全投票所に設置したほか、点字投票、代理投票、郵便などによる不在者投票、点字や音声での候補者情報の提供などに取り組みました。 ○市議会本会議の代表質問・個人質問の際に、手話通訳、要約筆記の対応準備をしました。

大分類 安心して暮らせる地域生活

(1)【保健・医療】

基本方針	
<p>障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービス、リハビリテーションなどの充実に努めていきます。</p>	
小分類	実施状況
健康づくりの推進	<p>○健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査・がん検診の実施と受診率向上の取組、保健指導、健康相談等保健事業を行いました。</p>
地域における医療体制の充実	<p>○保健所の医療機関向け説明会の場を活用し、障害のある人の医療機関受診時の配慮について周知を行いました。</p> <p>○また、一般医院で治療が困難な障害のある人への歯科治療、自立支援医療（受付含む）、障害者医療費助成、訪問看護基本利用料助成等を実施しました。</p>
地域リハビリテーション体制の充実	<p>○障害福祉センターひまわりにて、医師の判断、指示による機能回復訓練や視力を失った人のために白杖を用いた歩行訓練を訓練を行うとともに、関連機関と連携を取ることで支援の強化を図りました。</p>
こころの健康づくりの推進	<p>○こころの健康づくりや精神疾患の早期発見・早期治療、社会復帰のための相談支援や知識の普及講座を実施しました。また、思春期における精神疾患の早期発見のために、学校教員を対象にメンタルヘルスリテラシー講座を実施しました。入院精神障害者の退院ならびに地域生活における治療継続支援を実施しました。</p> <p>○メンタルヘルス対策の総合的かつ計画的な取組を図るために『豊中市メンタルヘルス計画』を策定しました。</p>
精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実	<p>○市民、関係機関への相談窓口の周知に努め、精神保健福祉士、保健師、精神科医、心理職などが、面接や電話、家庭訪問などで、本人・家族等の相談を受け、支援を実施しました。</p> <p>○メンタルヘルス対策の総合的かつ計画的な取組を図るために『豊中市メンタルヘルス計画』を策定しました（再掲）。</p>
難病患者などへの支援	<p>○保健師等の専門職による療養相談では、難病患者・家族が地域で安心して療養生活を送れるように、業務体制の整備や関係機関との連携の促進を図りました。</p>
HIV 陽性者への支援	<p>○HIVに関する正しい知識の普及啓発を実施しました。</p> <p>○HIV等感染者を早期に発見し、二次感染を防止するとともに、感染者の診療を早期に開始することを目的としプライバシーに配慮し、無料匿名の血液検査、検査前後の相談面接を行い、関係機関と連携した地域の支援体制の整備に努めました。</p>

(2)【情報提供・相談支援・権利擁護】

基本方針	
<p>障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供します。</p> <p>障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図るとともに、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていきます。</p> <p>また、サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、権利擁護の推進に取り組みます。</p>	
小分類	実施状況
広報・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○広報とよなかやパンフレット、ホームページ等を活用し、情報提供を行いました。市公式ホームページがだれもが使いやすいページになっているか確認・評価するとともに、行政情報や地域生活をするうえで必要な情報を発信する際には、文字による情報入手が困難な障害のある人に配慮して、点訳・音訳その他障害のある人にわかりやすい手法も併用しました。 ○平成29年(2017年)10月に、『市発信情報バリアフリー化ガイドライン』を作成し、職員に周知しました。
相談支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止センター機能を含む基幹相談支援センターを設置し、障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、福祉・教育・療育・就労・地域生活などの分野で、本人のライフステージをふまえた総合的な相談や助言・情報提供を行う体制を整えました。また、ネットワーク会議により市内外の相談支援に関わる関係機関、障害者相談員、地域福祉活動関係者との連携を強化するとともに、月2回の専門家を交えた事例検討会では対応力の底上げを図りました。 ○障害のある人等の抱える課題の解決や適切なサービス利用を支援する計画相談支援事業について、サービスの更新時期等の機会を通じて周知し、活用を進めました。 (サービス等利用計画利用者の割合約48.5%(平成29年(2017年)10月1日現在)) ○ライフスタイルの各節目においても切れ目のない支援を行うため、支援手帳を作成・配布しました。
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止センターを拠点として地域における関係機関等の協力体制を図り、障害者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応やその後の適切な支援を行いました。 ○成年後見について、判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始裁判の申立を行うことにより福祉の増進を図りました。 ○健康福祉サービスの苦情調整を行うことにより、サービス利用者の権利擁護とサービス提供事業者の質の向上を図りました。 ○障害者差別を解消するための相談や啓発等の取組を効果的かつ円滑に行うため、「豊中市障害者差別解消支援地域協議会」を設置し、事例検討を通じて関係者の対応力向上や啓発内容の調整を行いました。

(3)【福祉サービス】

基本方針	
<p>障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、また中核市へ移行したことにより豊中市の実情に応じた施策展開が図りやすくなったことを十分に活かし、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めます。</p>	
小分類	実施状況
在宅生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的にサービスを選択できるような各種生活支援サービスの充実に努めました。また、サービス支給量の決定の指針であるガイドラインや要綱については、必要に応じて見直しを行うなど、サービスの適正化をより進めました。 ○重度の障害のために、意思疎通に支援が必要な際に、医療機関との円滑な意思疎通を支援する重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業を実施しました。
日中活動の場の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、日中活動事業所の指定及び日中活動事業者連絡会における研修や情報支援を通じてサービスの質の向上に努め、日中活動の場の充実に努めました。
生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、また、障害のある人の地域生活のセーフティネットとなるよう、地域生活支援拠点を整備しました（詳細は「公立障害者施設の再編」を参照ください）。 ○大阪府内の福祉部局と建築部局が協議を行い、一定要件を満たし安全性が確保された一般住宅を転用したグループホームにおいては、建築基準法上の防火避難規定の取り扱いに関してその用途を住宅と取り扱う運用としました。 ○グループホーム整備の積極的推進を第4期障害福祉計画の重点取組とし、平成28年度（2016年度）に『豊中市障害者グループホーム整備方針』を策定・公表し、新規整備と既存住宅活用の双方から整備促進を進めました。（障害のある人が住宅を安心して借りることができる仕組みづくりについては【生活環境】「障害のある人に配慮した住まいの拡充」を参照ください。）
各種制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○「障害者福祉の手引き」や市ホームページでの情報提供を行うほか、必要に応じて市広報への記事掲載を行い、各種支援制度の周知に努めました。あわせて「障害者福祉の手引き」の点字版の改訂及び音声版を発行しました。
公立障害者施設の再編	<ul style="list-style-type: none"> ○市立みずほ園（就労継続支援B型）・おおぞら園（生活介護）を、平成27年度（2015年度）に民営化し、平成28年度（2016年度）から3～5年での地域移行をめざす通過型の入所施設、短期入所、24時間対応の相談支援事業所、就労継続支援A型等を加えた地域生活支援拠点としました。 ○平成28年度（2016年度）に「障害福祉センターありかた方針及び障害者福祉施設ネットワークの考え方」を作成・公表し、公立障害者施設の再編をふまえた市立障害者施設と民間施設を含めたネットワークの今後の方向性を明らかにしました。 ○平成29年度（2017年度）に市立みのり園は民営化し、市立たちばな園は指定管理者制度を導入しました。

(4) 【生活環境】

基本方針	
障害のある人をはじめとするすべての人が安心して快適に暮らせるよう、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進めます。	
小分類	実施状況
福祉のまちづくりの普及・促進	<ul style="list-style-type: none"> ○バリアフリー推進協議会を通じて行政機関、交通事業者、障害者団体の代表者及び市民の代表者と市のバリアフリー化について情報共有するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組み、福祉のまちづくりに取り組みました。 ○家主や不動産仲介業者が安心して障害者等の入居を受け入れることができるよう、平成 26 年度（2014 年度）に「家主・事業者向け高齢者・障害者円滑入居ガイドブック」を発行し活用するとともに、障害者自立支援協議会の部会で、不動産事業者とともに仕組みづくりの検討を行いました。
外出しやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校区単位で市民意見を反映しながら、生活道路などのバリアフリー整備を行うとともに、都市公園における公園移動等円滑化基準への適合整備（バリアフリー化）と施設の改築・更新を実施、また、『歩道改良実施計画(改定版)』に基づき、路線の歩道を改良し、安全で、快適な歩行空間を形成するなど、外出しやすいまちづくりに努めました。
だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善	<ul style="list-style-type: none"> ○市営住宅施設の適切な維持管理、居住性が低下した住宅の改修や補修により、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を図りました。また、居住環境のより快適な改善をめざし、住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めました。 ○身体障害のある人が自宅での生活を継続できるよう、住宅改造助成について「障害者福祉の手引き」、市ホームページ等を通じ制度周知するとともに、住宅改造費を助成しました。
障害のある人に配慮した住まいの拡充	<ul style="list-style-type: none"> ○平成 28 年度（2016 年度）に住宅・住環境について、市民・事業者・市民公益活動団体等の多様な主体との協働のもと、住宅施策を総合的に進めるため『住宅・住環境に関する基本方針』（住宅マスタープラン）を策定しました。 ○障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅支援サービスが整った住居（シルバーハウジング）を提供しました。

3 / 市民の意識

『豊中市第五次障害者長期計画・第5期豊中市障害福祉計画』策定に向けた市民意識調査

計画策定に向けて実施した市民意識調査の結果については、次のとおりです。

今回の市民意識調査は、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）を計画年度とする『第5期豊中市障害福祉計画』策定に向けた市民意識調査を一体として行ったものであり、課題の抽出や施策立案の参考としています。

また、計画策定に向けた市民意識調査は、『障害者長期計画・障害福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書』（平成29年（2017年）3月）としてまとめたため、本計画では、『豊中市第四次障害者長期計画』の施策の体系「中分類」（30頁参照）の施策の進捗状況を把握する「主な指標」及び、次節「今後の施策推進にあたっての課題」に関する結果を掲載することとします。

【調査の概要】

調査目的	『豊中市第五次障害者長期計画』（計画期間：平成30～35年度（2018～2023年度））・『第5期豊中市障害福祉計画』（計画期間：平成30～32年度（2018～2020年度））策定にあたり、障害や難病のある人を取り巻く環境や福祉施策に対する意識、サービス利用の状況やニーズ等を把握するために行うもの。
調査対象・回収状況	① 18歳以上の障害福祉サービスを利用する市民 847人/1,500人（回収率56.5%） ② 18歳以上の障害福祉サービスを未利用の市民 603人/1,000人（回収率60.3%） ③ 18歳未満の障害のある市民 259人/500人（回収率51.8%） ④ 18歳以上の障害のない市民 420人/1,000人（回収率42.0%） ※調査①から④の対象者は障害の種類、年齢構成などを勘案したうえで無作為抽出。 合計2,129人/4,000人（回収率53.2%） ⑤ 障害者支援施設等への入所者 137人/240人（有効回収率57.1%） ※⑤は全数調査。
調査方法	郵送による配布・回収（礼状兼督促1回）
調査期間	平成28年（2016年）10月

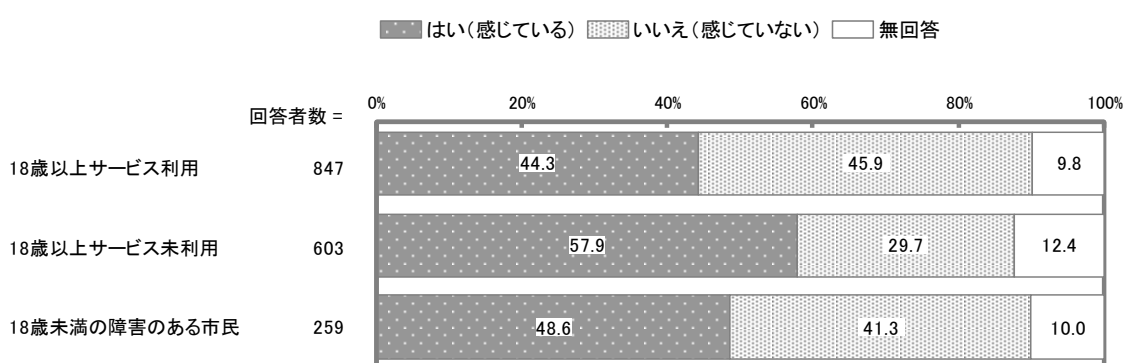
【回答者の属性】

- 発達障害との診断を受けた人は、障害のある子どものうち 20.1%を占め、18 歳以上の障害のある人では 4.4%を占めています。
- 日常生活で何らかの支援や介助が必要な人は、18 歳以上の障害のある人の 60.8%で、障害のある子どもでは、80.5%を占めています。
- 1 日にサービスを利用している時間を除いて、6 時間以上介助や支援を受けている人は、18 歳以上の障害のある人の 20.3%、障害のある子どもでは 42.5%を占めています。
- 18 歳以上の障害のある人では、中心となる介助・支援者の 41.5%が 65 歳以上と高齢化が進んでいます。また、通院中とする人が 39.1%で、健康面に問題を抱えています。
- 施設入所者の 81.0%に知的障害があります。

【政策指標】

- 障害のある人では、障害や難病があってもライフスタイルに応じた生活ができると回答した人が 49.7%で、前回調査（61.5%）より低下しています。
- 障害のある人では、障害や難病があってもライフスタイルに応じた生活ができると感じているかについて年齢別にみると、65 歳以上では 56.6%が「感じている」と評価しているのに対し、64 歳以下では5割を下回っています。

障害のある人がライフスタイルに応じた生活ができていると感じているか



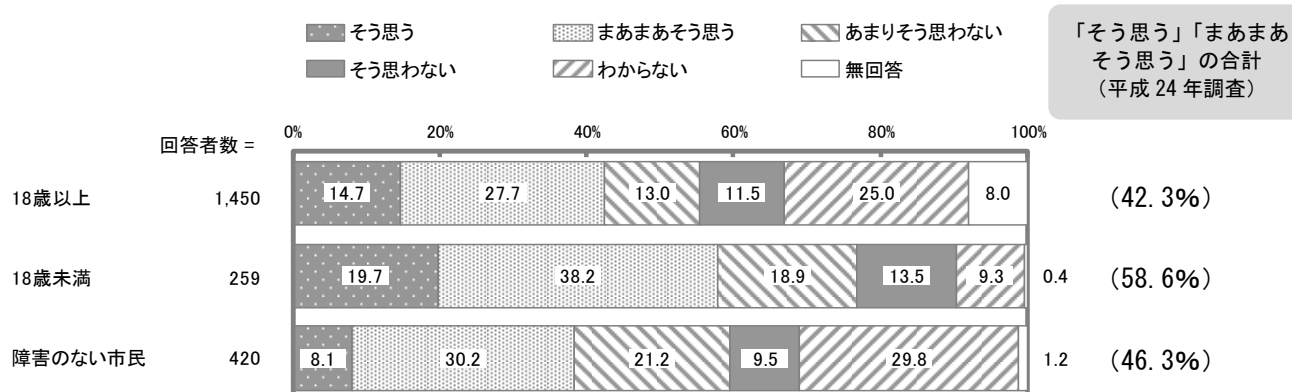
- ・18 歳以上の障害福祉サービスを未利用の人、18 歳未満の障害のある人では、ライフスタイルに応じた生活ができると感じる人が、感じない人より多くなっています。一方、18 歳以上の障害福祉サービスを利用する人では、感じない人が感じる人より多くなっています。
- ・平成 26 年度（2014 年度）の前回調査と比較すると、サービス利用者、サービス未利用者、障害のある子ども、いずれも「はい」（感じている）が減少しています。

大分類 とともに生き、支えあうコミュニティ

(1) 啓発・交流

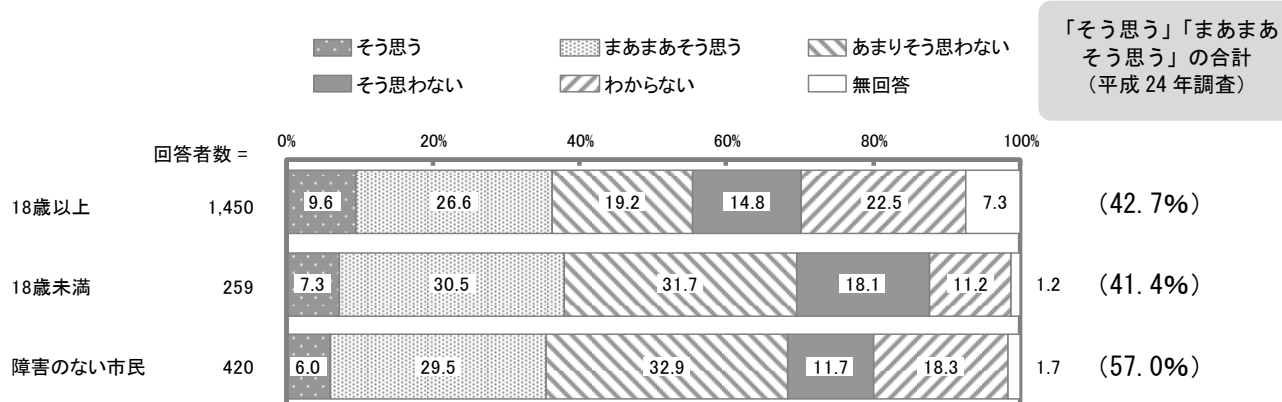
- 「障害」「難病」に対する市民の理解は、長期的（10年程度）に見た方が、短期的（3年程度）に見た場合よりも進んでいると感じている人が多くいます。
- 障害のない人の60.5%が、家族や知人など近くに障害のある人がいると回答しています。また、何らかの障害者支援活動に参加した人は4割程度です。
- 障害のある人、障害のない人ともに、障害者差別解消法の名前も内容も知っている人は1割未満となっており、認知度を高めていく必要があります。

障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っているか



- ・「障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている」については、障害のない人で、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合が高くなっています。

障害のある人が外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っているか

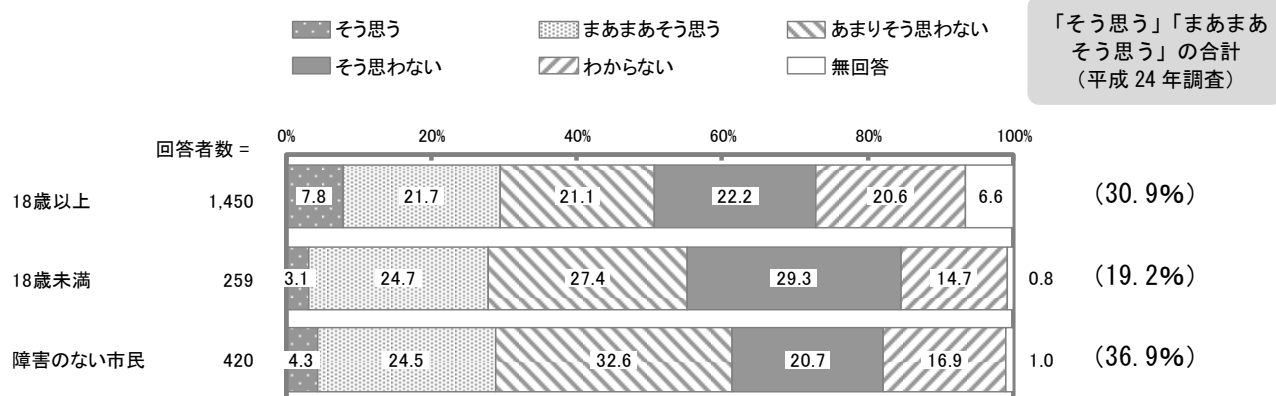


- ・「外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合が高くなっています。

(2) 地域福祉・緊急時の支援

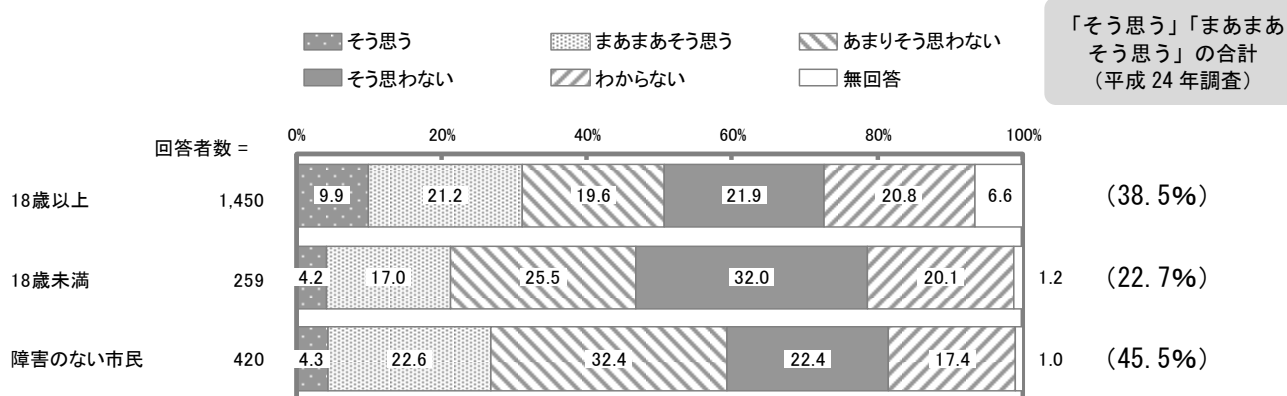
- 近所づきあいの程度について、障害のある人、18歳以上の障害のない人ともに、「あいさつ程度がほとんど」を選択する人が約45%でした。
- サービス未利用者では、何らかの「ご近所づきあい」をしている人についてみると、「一人で避難できる」が「一人で避難できない」を上回っている一方、「ご近所づきあい」をほとんどしていない人は「一人で避難できない」が「一人で避難できる」を上回っています。
- 災害時に一人で避難できない人は、サービス利用者及び障害のある子どもで6割程度、サービス未利用者では3割程度います。また、最寄りの避難場所を知っている人は57.4%です。
- 障害のある人では、緊急時の対応で重要だと思うこととして、「災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる」「避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう」を選択する人が多くなっています。

障害のある人について、日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っているか



- ・「日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合が高くなっています。

障害のある人が人にだまされたり、泥棒にあたりする心配を感じない環境が整っているか



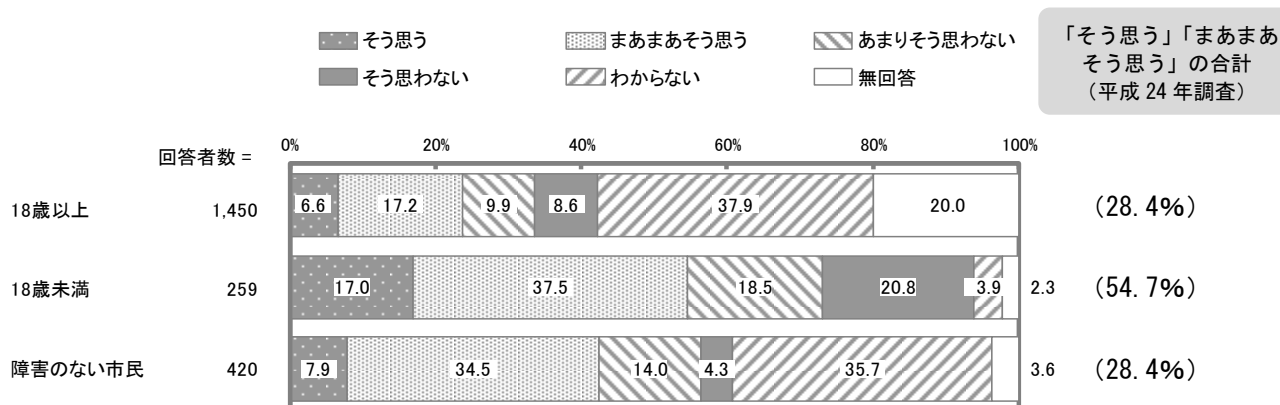
- ・「人にだまされたり、泥棒にあたりする心配を感じない環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

大分類 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1) 療育・教育

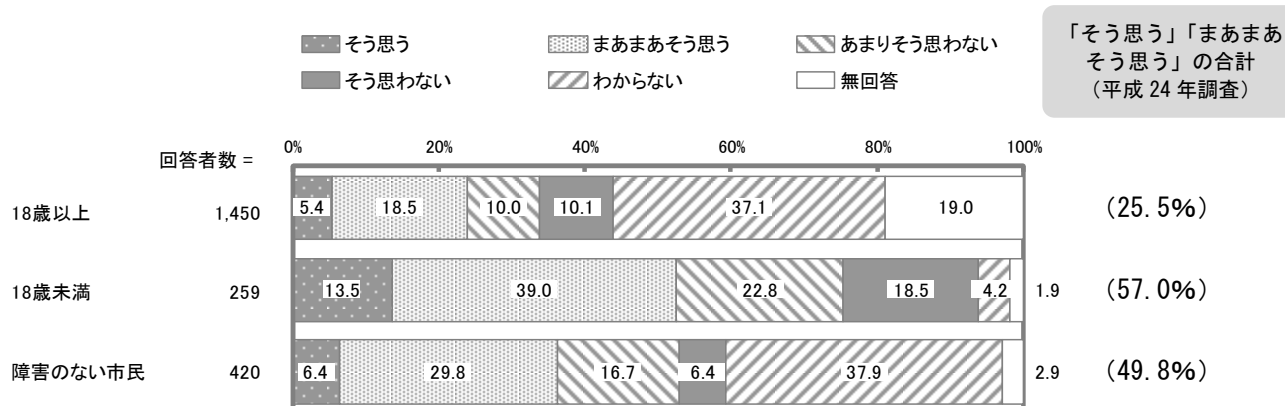
- 18歳未満の障害のある人では「普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っている」「障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている」について「そう思う」「まあまあそう思う」とする人の割合は、平成24年度（2012年度）調査時と同様に50%台です。
- 18歳未満の障害のある人では、障害や難病のために進学をあきらめたり、がまんしたという人は13.5%です。
- 障害のある子どものための通所型施設やサービスに関する希望について、「療育や発達のための訓練」を選択する人が5割程度います。身体障害手帳所持者では54.5%が「こども園・保育所（園）・幼稚園での障害児教育・保育の充実」、療育手帳所持者の60.0%が「療育や発達のための訓練」、精神障害者保健福祉手帳所持者の38.5%が「集団への適応訓練」を選択し、これらの要望が高くなっています。
- 特に充実が必要と思う障害のある子どものための施策やサービスについて、「保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助」「小・中学校、高等学校での教育機会の拡充」を5割以上が選択し、要望が高くなっています。

普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っているか



- ・「普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が高くなっています。

障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っているか

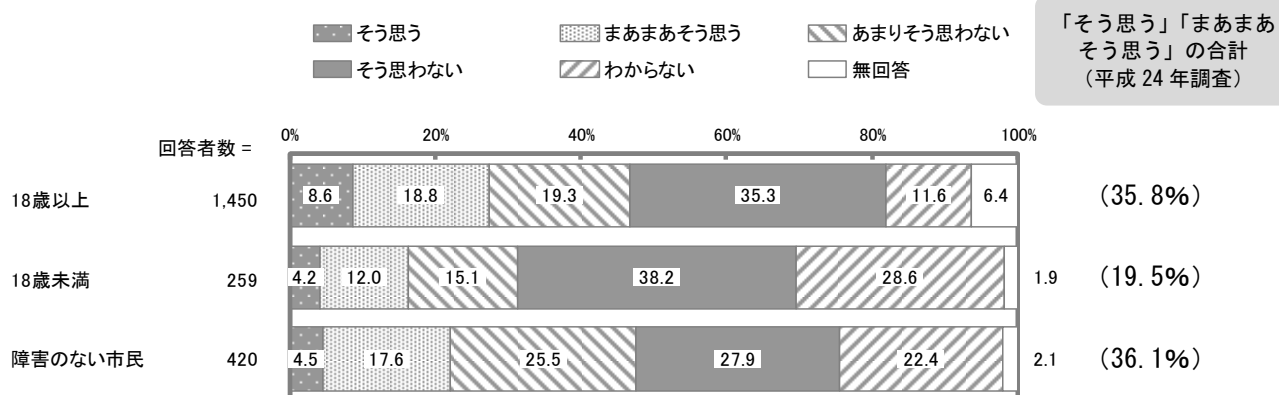


- ・「障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が高くなっています。

(2) 雇用・就労

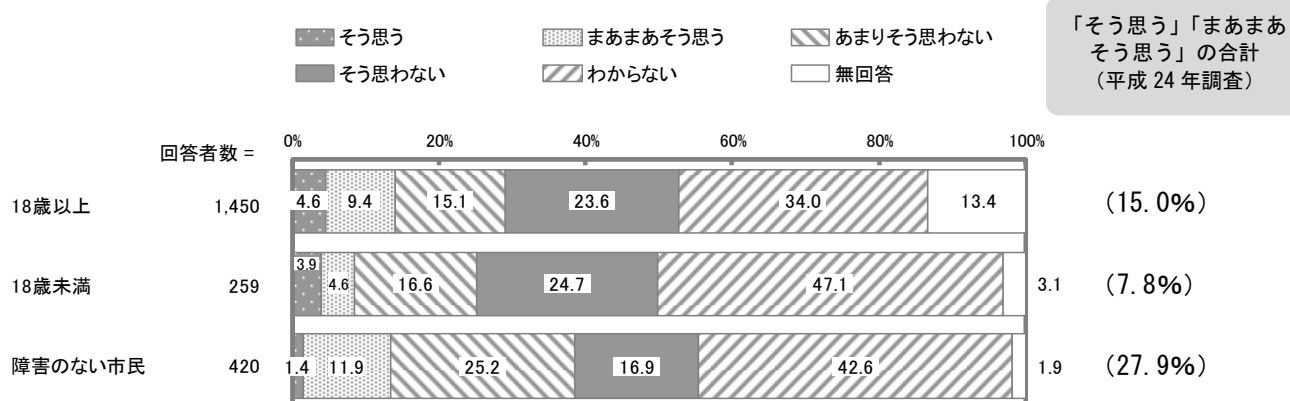
- 障害・難病のため仕事や就職をあきらめたり、がまんしたという人は18歳以上の障害のある人の20.9%、18歳未満の障害のある人の4.2%を占めています。
- 障害のある人では、「障害のない人もいる一般の職場で働きたい」とする人が前回調査（平成26年度）（2014年度）より減少しています。
- 障害のある人では、希望する将来の暮らしを実現するための条件として、収入の確保や働く場所をあげる人が多くみられます。特に18歳未満の障害のある人では、「収入が確保できること」を約65%の人が、「働く場所があること」を約70%の人が選択しています。
- 障害のある人では、仕事に就くために必要な支援として、「障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し」が最も多くなっていて、職業のあっせんや就労機会の提供等の充実が求められています。

障害のある人が暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っているか



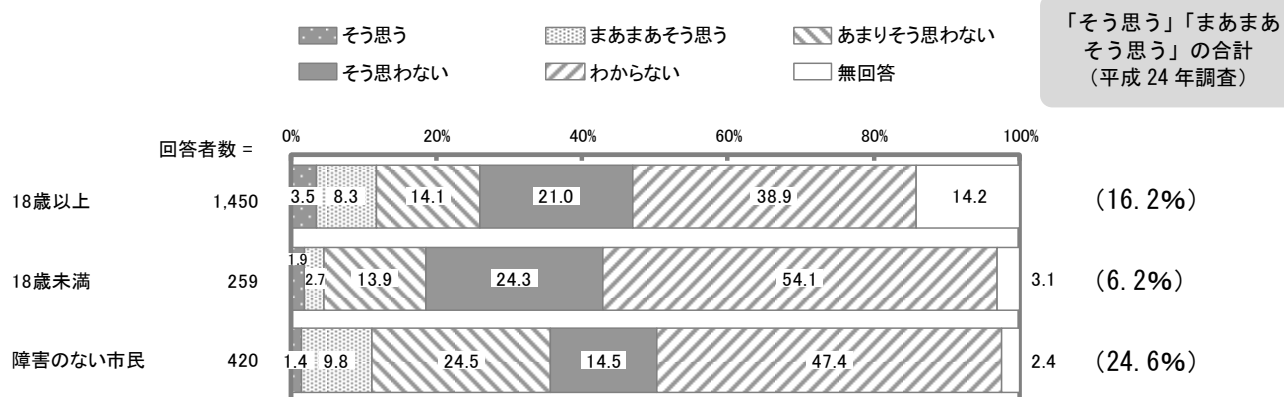
- ・「暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている」については、18歳以上の障害のある人で、「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合が高くなっています。

障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っているか



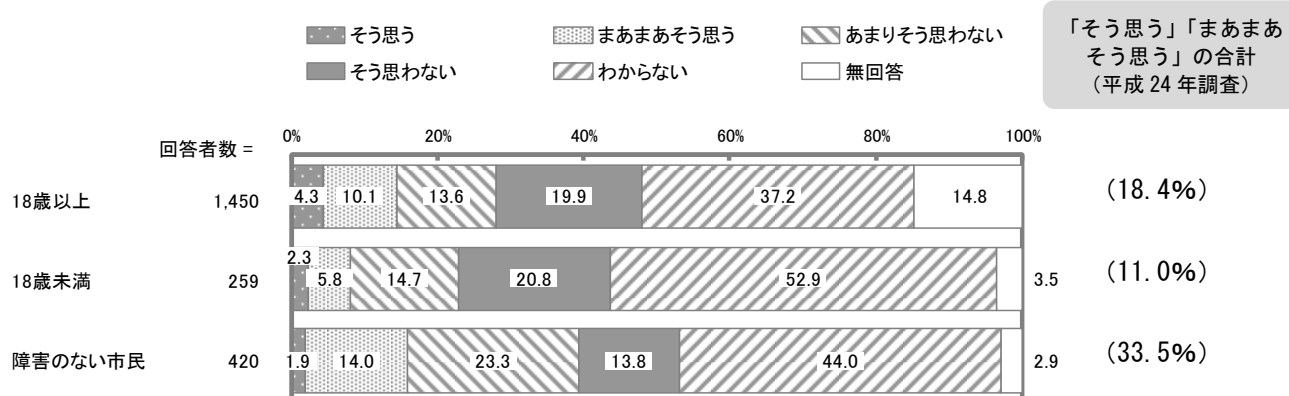
- ・「障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っている」については、18歳以上の障害のある人、18歳未満の障害のある人、障害のない人ともに、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

**同じ仕事の質であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も
同じように評価される環境が整っているか**



・「同じ仕事の質であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている」については、18歳以上の障害のある人、18歳未満の障害のある人、障害のない人ともに、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

障害のある人が仕事に必要な技術や知識を学ぶ場が整っているか

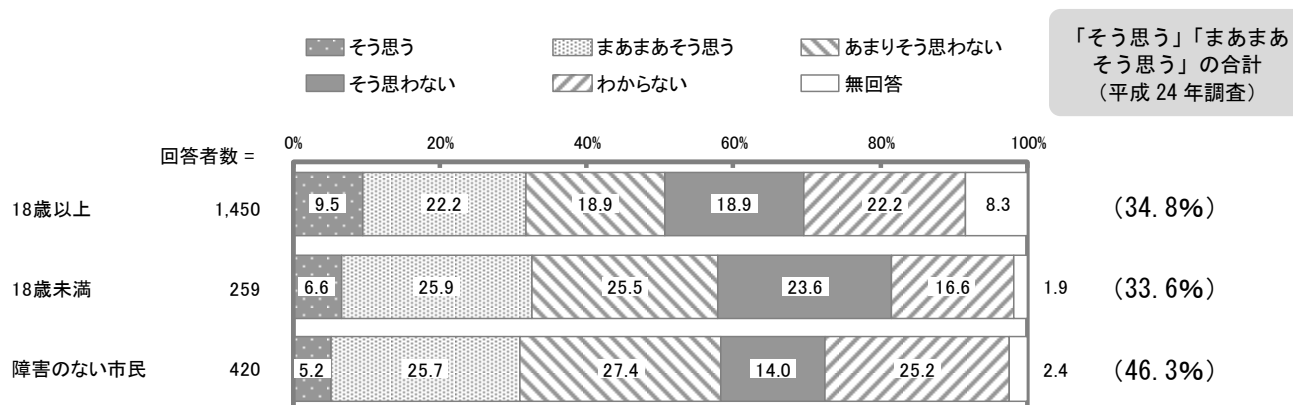


・「仕事に必要な技術や知識を学ぶ場が整っている」については、18歳以上の障害のある人、18歳未満の障害のある人、障害のない人ともに、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

(3) 社会参加

- 18歳以上の障害のある人では、ほとんど毎日外出する人が36.5%、18歳未満の障害のある人では67.2%となっています。
- 療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者では、日中の過ごし方として「就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている」人が多くなっています。
- 休日の居場所・過ごし方について、障害のある人では、一人で行っても安心してくつろげる場への要望が多くなっています。18歳未満の障害のある人については、「障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場」や「障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場」を選択する人が4割程度いて、18歳以上の障害のある人よりも多くなっています。

障害のある人がいろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っているか



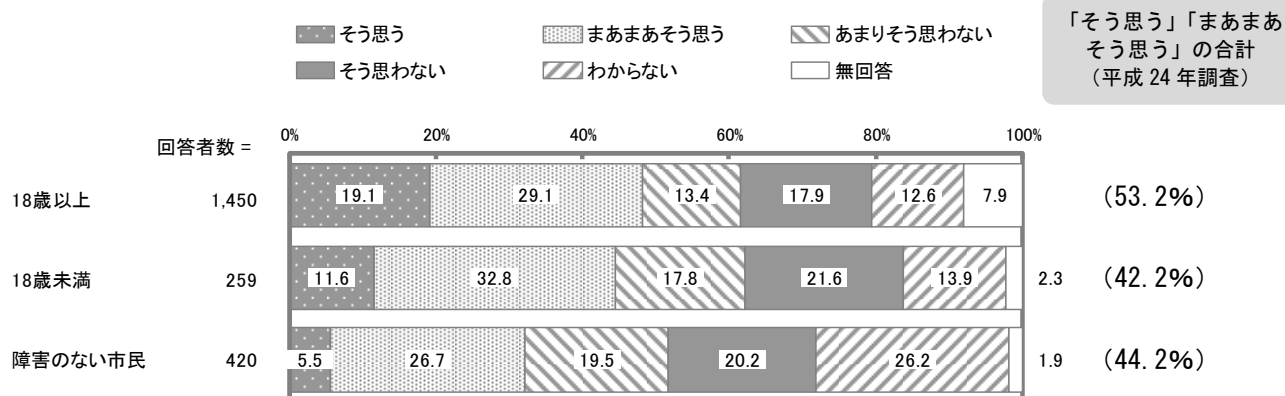
- ・「いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合が高くなっています。

大分類 安心して暮らせる地域生活

(1) 保健・医療

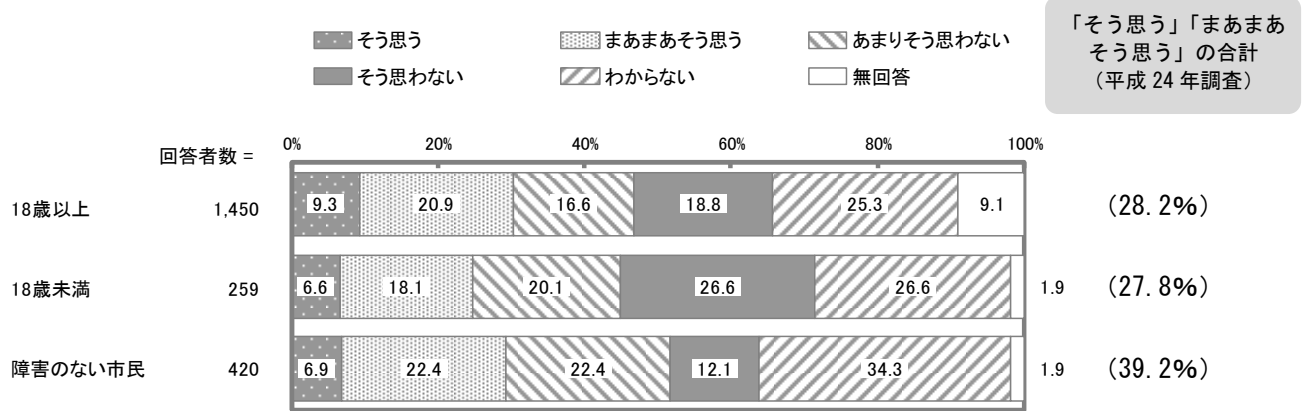
- 障害・難病に関することで、18歳以上の障害のある人の51.9%、18歳未満の障害のある人の62.9%が通院しています。
- サービス利用者では、精神障害者保健福祉手帳所持者の88.5%が障害、難病等に関わることで通院していて、身体障害者手帳所持者(56.0%)、療育手帳所持者(40.7%)よりも通院する人の割合が多くなっています。
- 家庭で何らかの医療的ケアを行っている人は、18歳以上の障害のある人で31.2%、18歳未満の障害のある人で25.9%です。
- 健康・医療面での不安や困りごとでは、障害のある人で「障害が重くなったり病状が進むこと」を回答する人が多くなっています。
- 障害のある人では、費用の心配をせずに、必要な医療を受けられることへの評価が高くなっています。
- 18歳以上の障害のある人では、将来の暮らしを実現するための条件として、「病院・診療所が近くにあること」を挙げる人が多くいます。

障害のある人が費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っているか



- ・「費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている」については、障害のない人で、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が18歳以上の障害のある人、18歳未満の障害のある人に比べて低くなっています。

自分にあたりハビリテーションの機会が身近に整っているか

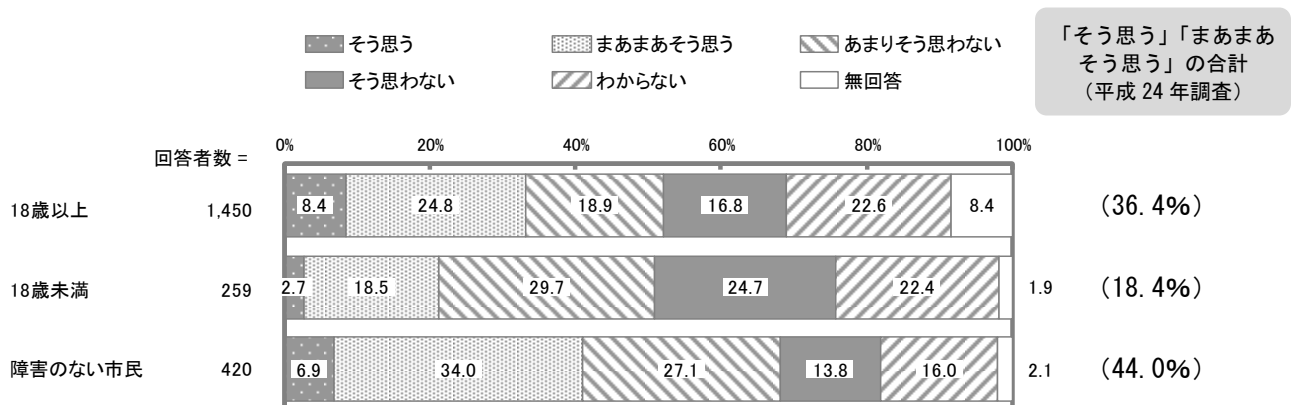


- ・「自分にあたりハビリテーションの機会が身近に整っている」については、18歳未満の障害のある人で「あまりそう思わない」「そう思わない」を合わせた割合が高くなっています。

(2) 情報提供・相談支援・権利擁護

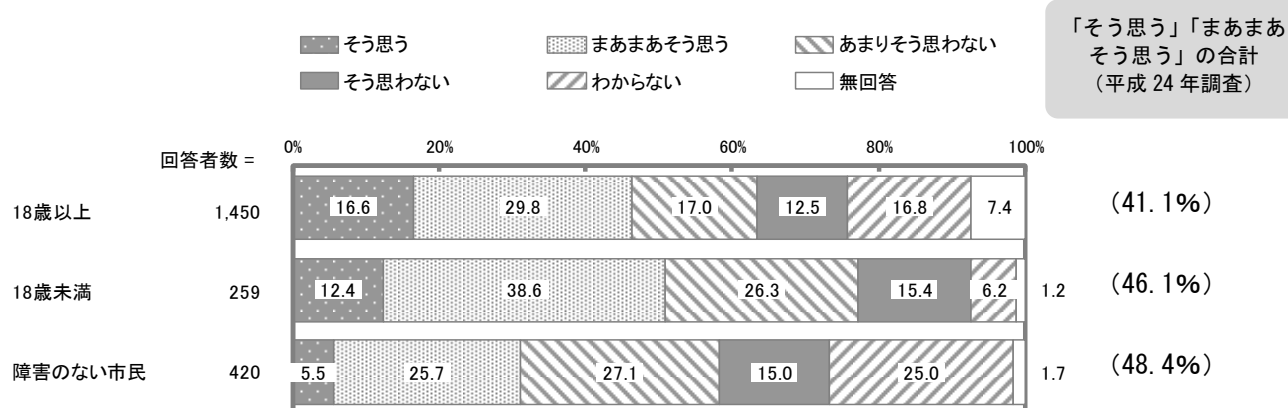
- 18歳以上の障害のある人では「医療機関の情報」「福祉に関する法律や政策などの情報」「相談できる場所の情報」等を必要な情報として挙げる人が多くなっています。
- サービス利用者とサービス未利用者では、すべての情報について、サービス未利用者の充足度が低くなっています。
- 多くの18歳未満の障害のある人が必要としている「卒業後の進路」「障害のある子どもが利用しやすい施設や設備」に対する情報の充足度は低くなっています。
- 「今、気にかかっていること」として、サービス利用者では、若年層（30歳代前半まで）の6割程度が「家族からの自立・家族がいなくなったときの生活」を挙げています。
- 今後の相談支援体制への希望では、サービス利用者、サービス未利用者、障害のある子どもともに、「障害に関わる診断や療育、治療・ケアに関する医療面での相談」が多くなっています。
- 障害のある人では、権利を守るために必要なこととして、「困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口」「障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること」が多くなっています。
- 18歳以上の障害のある人では、差別を受けたことがある人は、差別を受けたことがない人より少なくなっています。一方、障害のある子どもでは、差別を受けたことがある人は、差別を受けたことがない人より多くなっています。

障害のある人がまちや建物の案内板やアナウンス、世間のニュースなど、 自分に必要な情報を得やすい環境が整っているか



- ・「まちや建物の案内板やアナウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

障害のある人が困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っているか

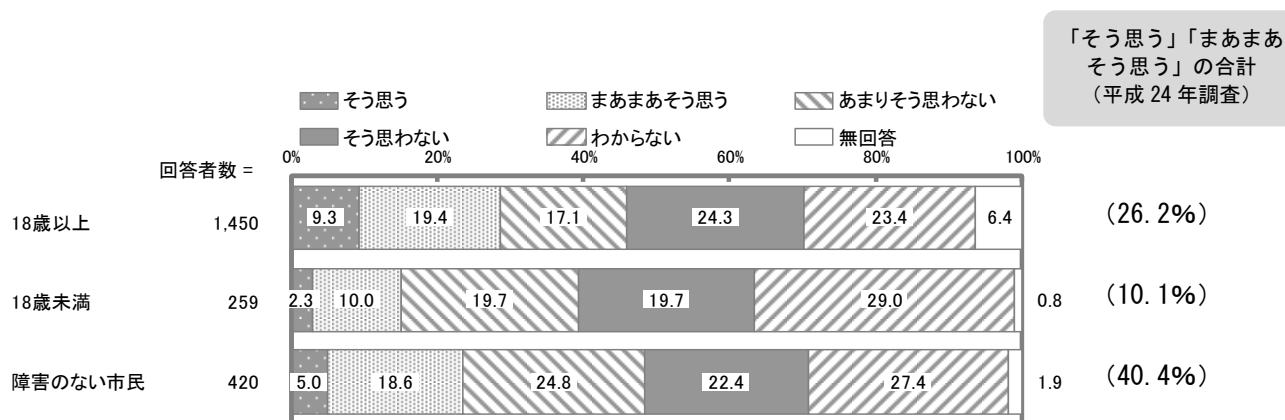


- ・「困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている」については、障害のない人で、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が18歳以上の障害のある人、18歳未満の障害のある人に比べて低くなっています。

(3) 福祉サービス

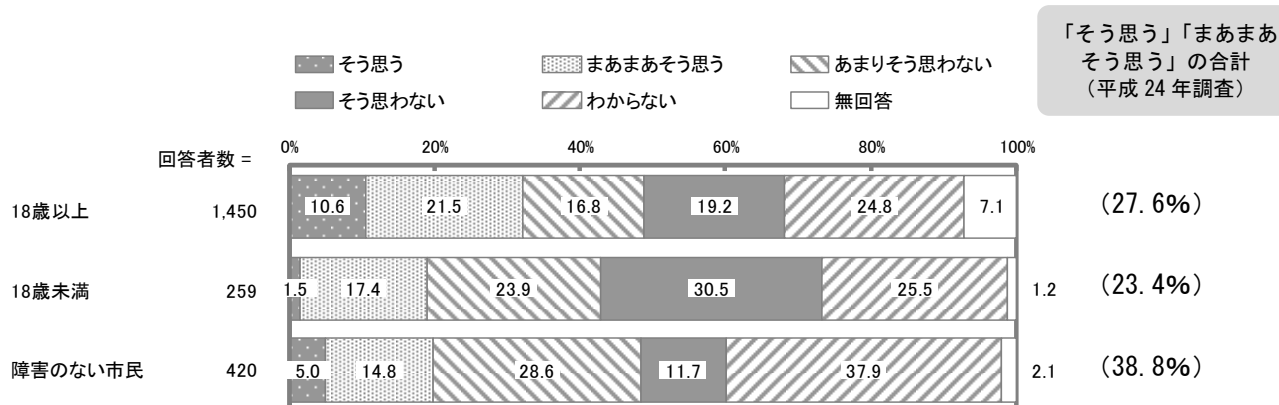
- サービス利用者、障害のある子どもでは、今後の利用意向について、移動支援や相談支援など現在利用率の高い障害福祉サービスで、今後の利用意向も高くなっています。
- サービス利用者では、「利用したい日・時間などに制限がある」「ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している」が多くのサービスで不満として多く挙げられています。
- サービス未利用者では、サービスを利用しない理由として、「必要を感じない」「人に世話をかけたくない」「費用がかかる」が多くのサービスで挙げられています。

障害のある人が身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っているか



- ・「身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っているか

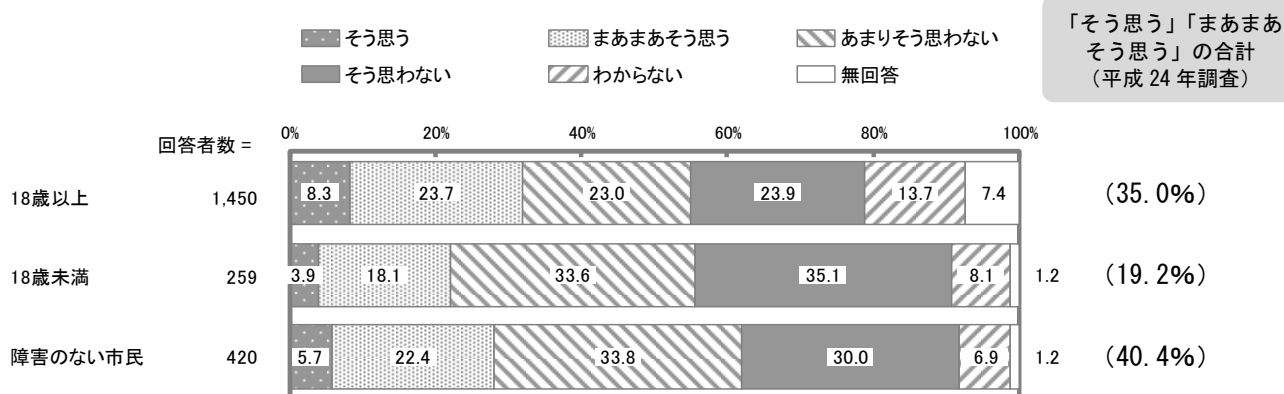


- ・「仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている」については、18歳以上の障害のある人、18歳未満の障害のある人で、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

(4) 生活環境

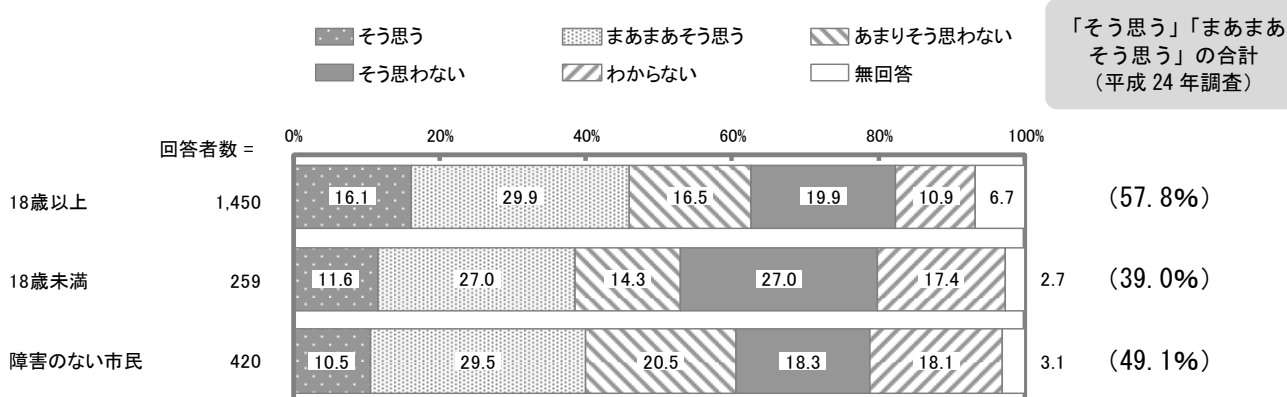
- 外出時に困ることとして、「車の通行時などに危険を感じる」や「道路や建物の段差などで移動しにくい」が多くなっています。前回調査と比較すると、18歳以上の障害のある人では、外出時の困りごとにおける項目の多くは、回答割合が上昇しています。
- 障害のある人の4～5割程度が、希望する将来の暮らしを実現するために必要なことや、地域で生活するために必要な支援として、安心して住める住居などの住宅に関する項目を挙げています。

障害のある人にとって道路や施設が安全で、 外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っているか



- ・「道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている」については、18歳未満の障害のある人で、「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が低くなっています。

障害のある人が安心して暮らし続けられる住まいが整っているか



- ・「安心して暮らし続けられる住まいが整っている」については、18歳以上の障害のある人で「そう思う」「まあまあそう思う」を合わせた割合が高くなっています。

発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けた市民意識調査

今回の市民意識調査は、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）を計画年度とする『第 1 期豊中市障害児福祉計画』策定に向けて行ったものです。

この市民意識調査は、『第 1 期豊中市障害児福祉計画』策定における課題の抽出や施策立案の参考とするものですが、本計画における対象には障害者手帳の所持者等には限られないことから、発達に課題のある児童を含めた市民の意識、ニーズ等をふまえるため、結果について、次のとおり掲載することといたします。

【調査の概要】

調査目的	『第 1 期豊中市障害児福祉計画』策定に向けた基礎資料とするため、通所支援受給者証を持つ児童を取り巻く環境や福祉施策に対する意識、サービス利用の状況やニーズ等を把握するために行いました。
調査対象・回収状況	通所支援受給者証を持つ児童 273人/455人（有効回収率 60.0%） ただし、下記の①～③の該当者は除く ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人 ②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている人 ③障害福祉サービス、地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの人
調査方法	郵送による配布・回収（礼状兼督促 1 回）
調査期間	平成29年（2017年）8月～9月

※各選択肢の構成比(%)は小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、択一式の回答については構成比の合計が 100%にならない場合があります。

【回答者の属性】

- 対象者の年齢は「0～4 歳」が 48.7%を占め、次いで「5～9 歳」が 42.5%を占めています。
- 現在の所属先は「保育所・認定こども園・幼稚園」が 44.7%を占め、「小学校」が 28.2%、「あゆみ学園・しいの実学園」が 15.0%を占めています。
- 回答者は「ご本人にかわって家族の人が記入」が 94.5%を占め、「ご本人が記入」が 1.1%、「ご本人が答えて、家族の人が記入」が 3.3%を占めています。
- 通院状況については「発達障害を含む発達の課題に関わることで通院している」が 37.4%を占めています。
- 自宅でひとり暮らし、自宅で家族などと一緒に住んでいる人のうち、「介助や支援が必要なものがある」が 74.3%を占めています。

(1) 生活環境

- 発達に課題があっても、日常生活や学校・施設等での生活ができると感じている人が8割半ばを占めています。
- 学校や通園施設などの放課後や休みの日の過ごし方は家や施設の中で過ごしている人が多く、居場所として障害や発達に課題のある仲間との情報交換や活動、交流の場、一人で行っても安心してくつろげる場、障害や発達に課題のない人と一緒に行う余暇活動を求めています。

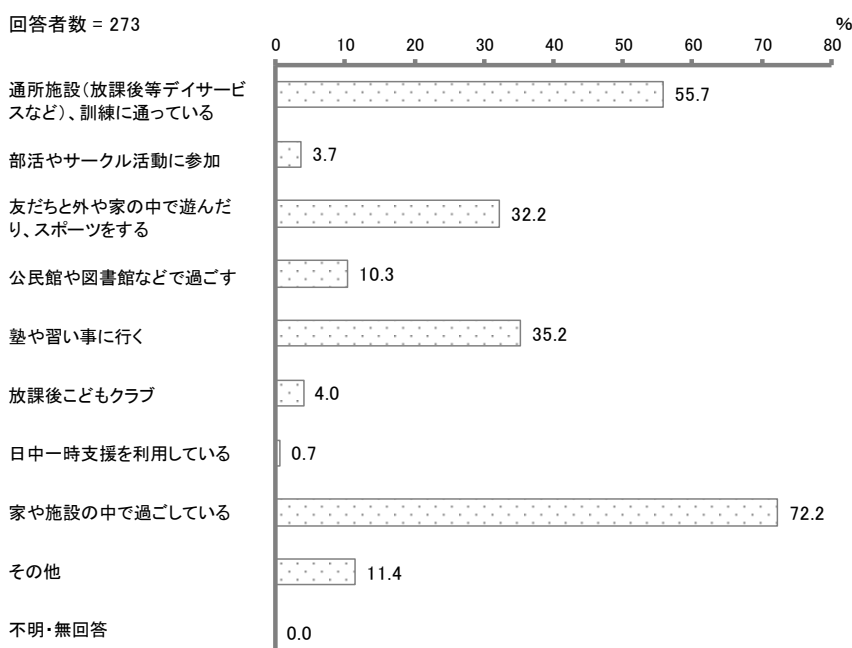
① 発達に課題があっても、日常生活や学校・施設等での生活ができると感じているか

- ・ そのように感じている人の割合は、85.0%となっています。

② 学校や通園施設などの放課後や休みの日の過ごし方

- ・ 「家や施設の中で過ごしている」が72.2%と最も高く、次いで「通所施設（放課後等デイサービスなど）、訓練に通っている」が55.7%となっています。

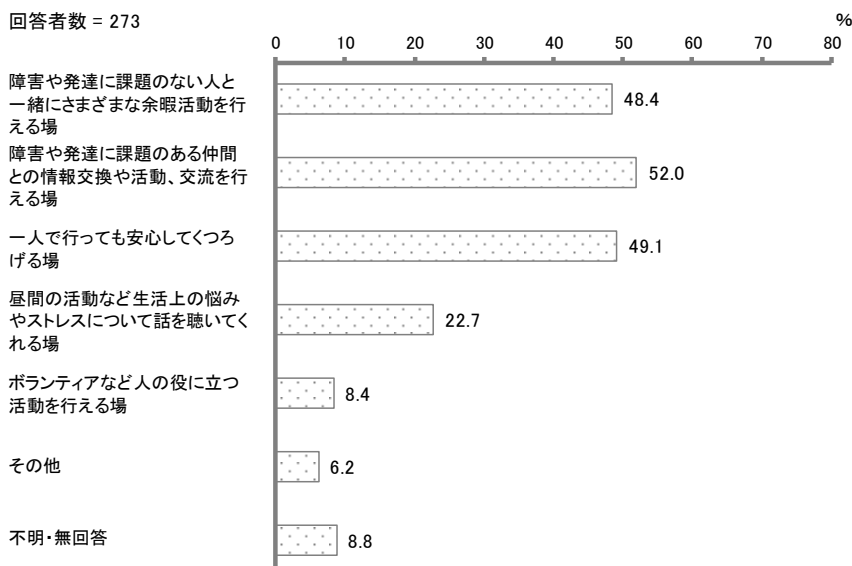
学校や通園施設などの放課後や休みの日の過ごし方 [複数回答]



③ 学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所の希望

- ・「障害や発達に課題のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場」、「一人で行って安心してくつろげる場」、「障害や発達に課題のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場」が多くなっています。

学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所の希望 [複数回答]



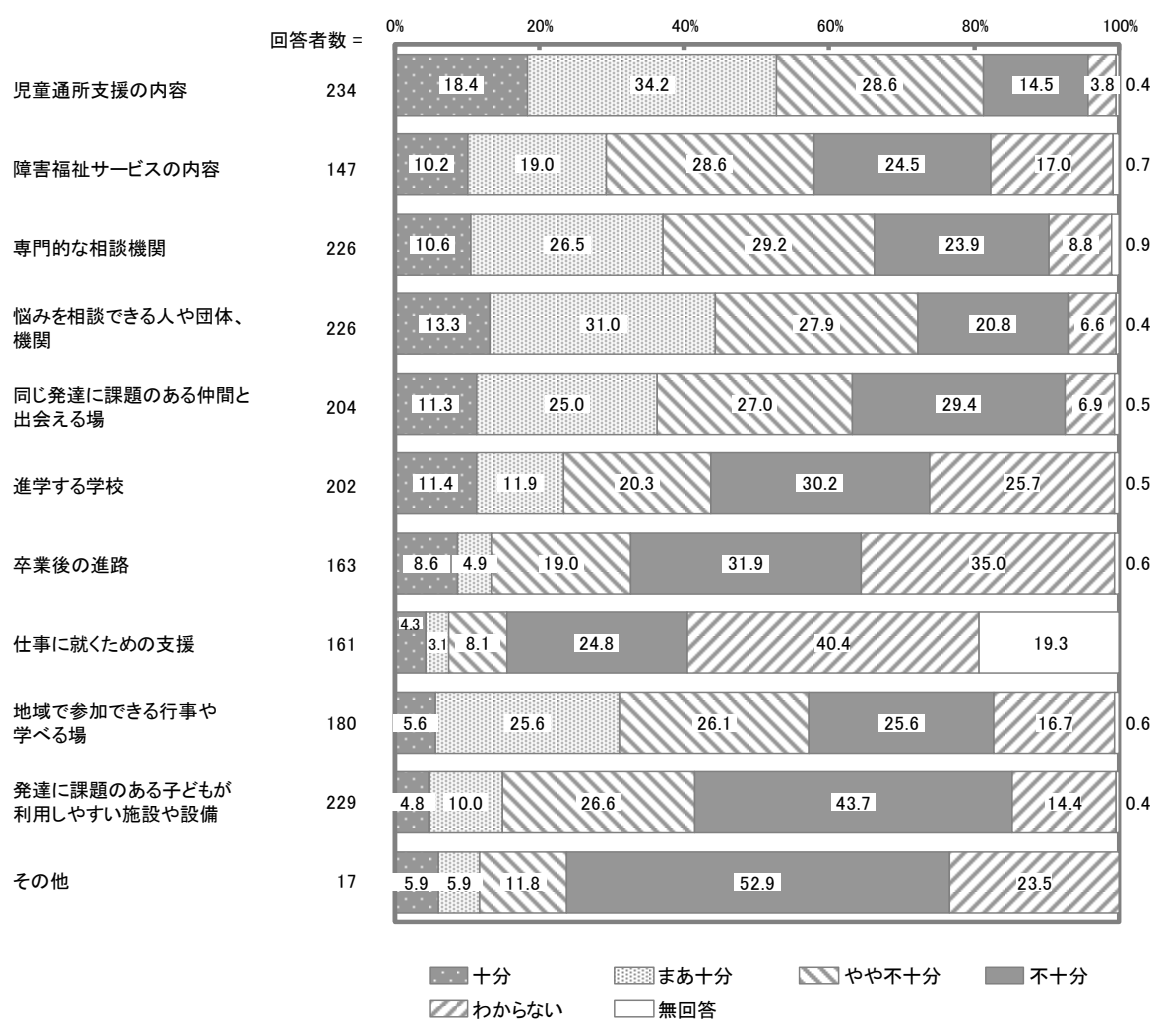
(2) 情報の入手と相談

- 福祉サービス等に関する情報について、不十分と感じている人が多く、情報提供の充実が求められています。
- 健康や医療面で不安に思ったり、困っていることとして、障害や発達に課題がある人への理解や経験のある医師が身近にいないことや、発育・発達についての相談、気持ちのしんどさについての相談がないことが多いです。また、今、気にかかっていることは、自分の発達の課題や病気、家族以外の人との人間関係、進学や訓練、就職など進路が多いです。
- 市内における今後の相談支援体制について発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談、医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制、将来の自立生活に向けた指導や相談を望んでいます。

① 福祉サービス等に関する情報

- ・発達に課題のある子どもが利用しやすい施設や設備について情報が不十分と感じている人が約7割、障害福祉サービスの内容、専門的な相談機関、悩みを相談できる人や団体、機関、同じ発達に課題のある仲間と会える場、進学する学校、卒業後の進路、地域で参加できる行事や学べる場、発達に課題のある子どもが利用しやすい施設や設備については約5割となっています。

障害福祉サービス等に関する情報が十分得られているか

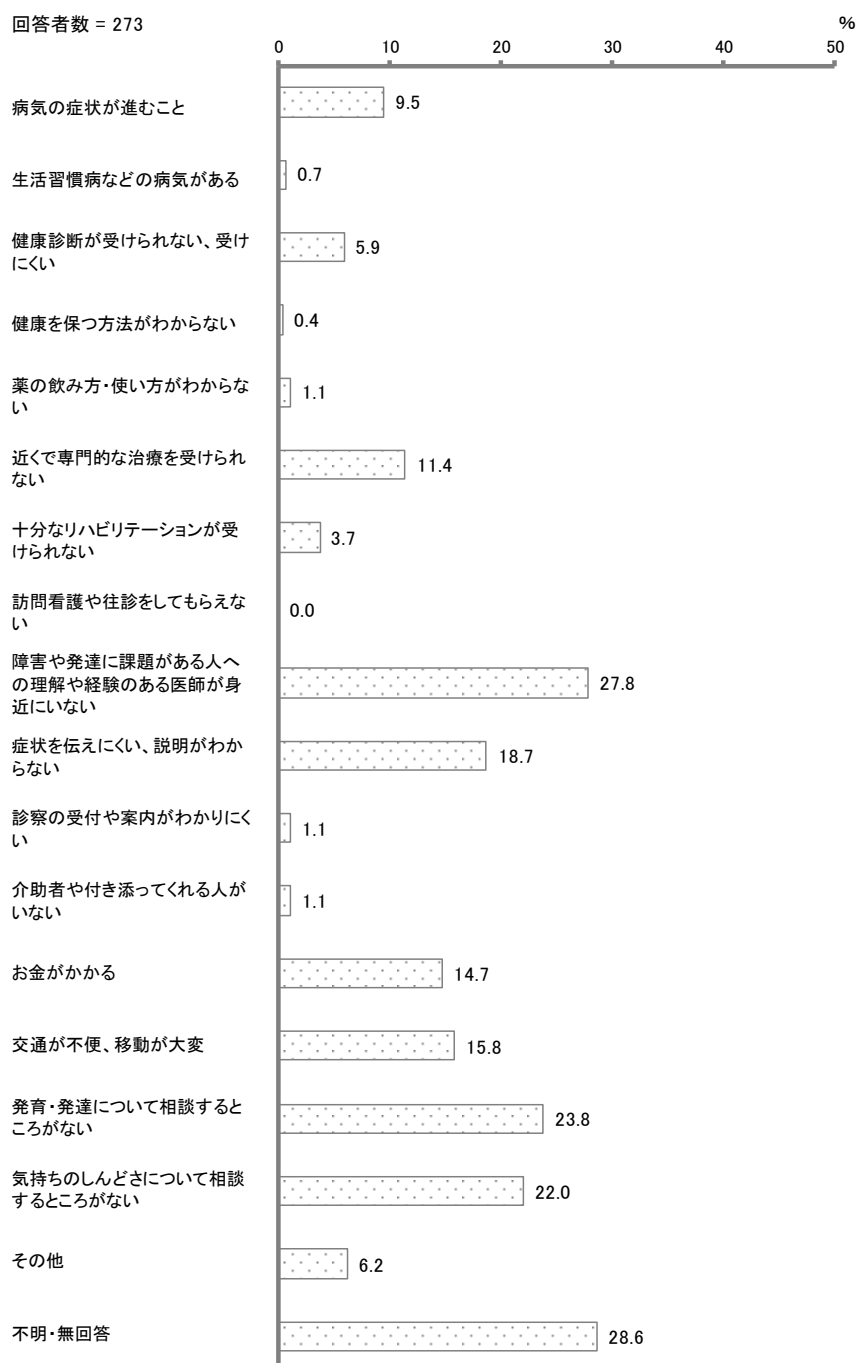


② 健康や医療面で不安に思ったり、困っていること

- ・「障害や発達に課題がある人への理解や経験のある医師が身近にいない」が27.8%と最も高く、次いで「発育・発達について相談するところがない」が23.8%、「気持ちのしんどさについて相談するところがない」が22.0%となっています。

健康や医療面で不安に思ったり、困っていること [複数回答]

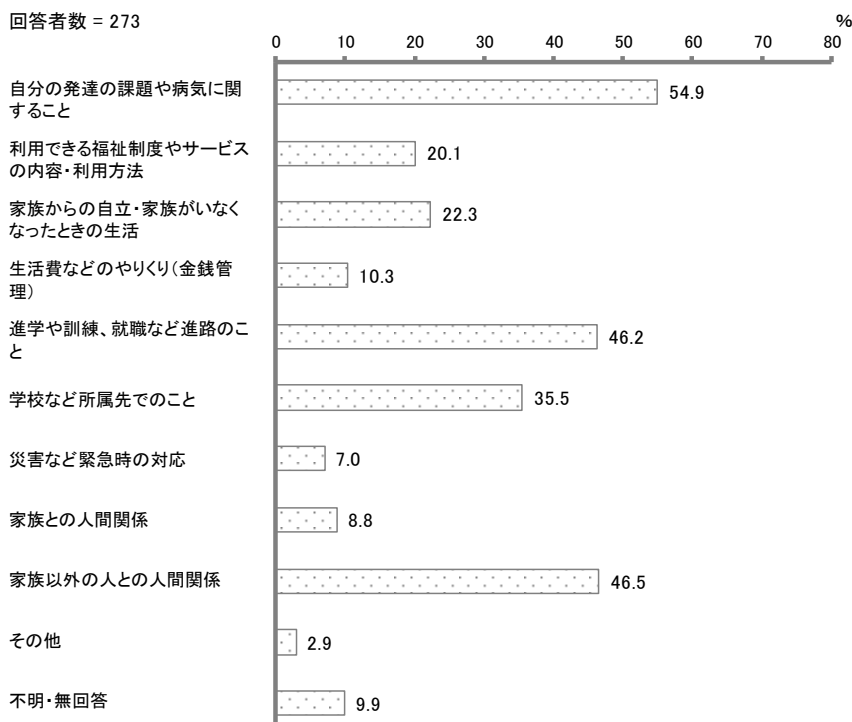
回答者数 = 273



③ 今、気にかかっていること

- ・「自分の発達課題や病気に関すること」が 54.9%と最も高く、次いで「家族以外の人との人間関係」が 46.5%、「進学や訓練、就職など進路のこと」が 46.2%となっています。

今、気にかかっていること [複数回答]

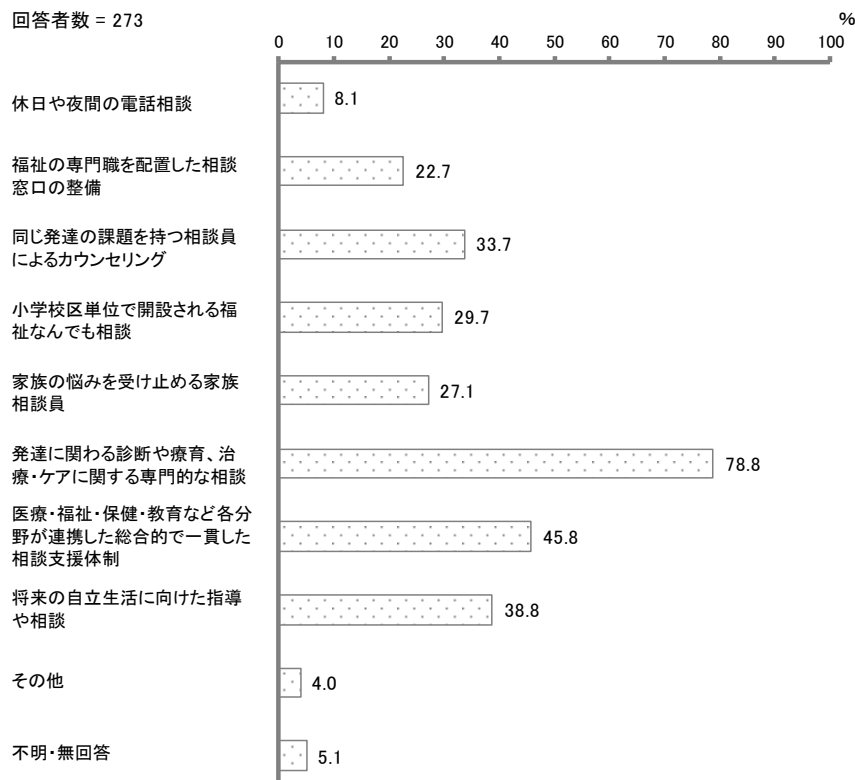


④ 市内における今後の相談支援体制について望むこと

- ・「発達に関わる診断や療育、治療・ケアに関する専門的な相談」が 78.8%と最も高く、次いで「医療・福祉・保健・教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制」が 45.8%、「将来の自立生活に向けた指導や相談」が 38.8%となっています。

市内における今後の相談支援体制について望むこと [複数回答]

回答者数 = 273



(3) 療育・教育

- 療育や教育に関する相談について、専門的な相談機関の充実、具体的な対応のしかた、相談機関の情報提供を望んでいます。
- 乳幼児期における母子保健や療育において通園事業・療育事業などの充実、福祉サービスや療育についての情報提供、保護者に対する相談・支援体制の充実を望んでいます。
- 発達に課題のある子どものための施策やサービスにおいて発育・発達上の課題の早期発見・診断、こども園・保育所(園)・幼稚園での受け入れ、自立に向けた専門的な教育の充実が求められています。

① 療育や教育に関する相談について望むこと

- ・「専門的な相談機関を充実してほしい」が 60.4%と最も高く、次いで「具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい」が 53.8%、「相談機関の情報を提供してほしい」が 48.0%となっています。

② 乳幼児期における母子保健や療育における関わりで望むこと

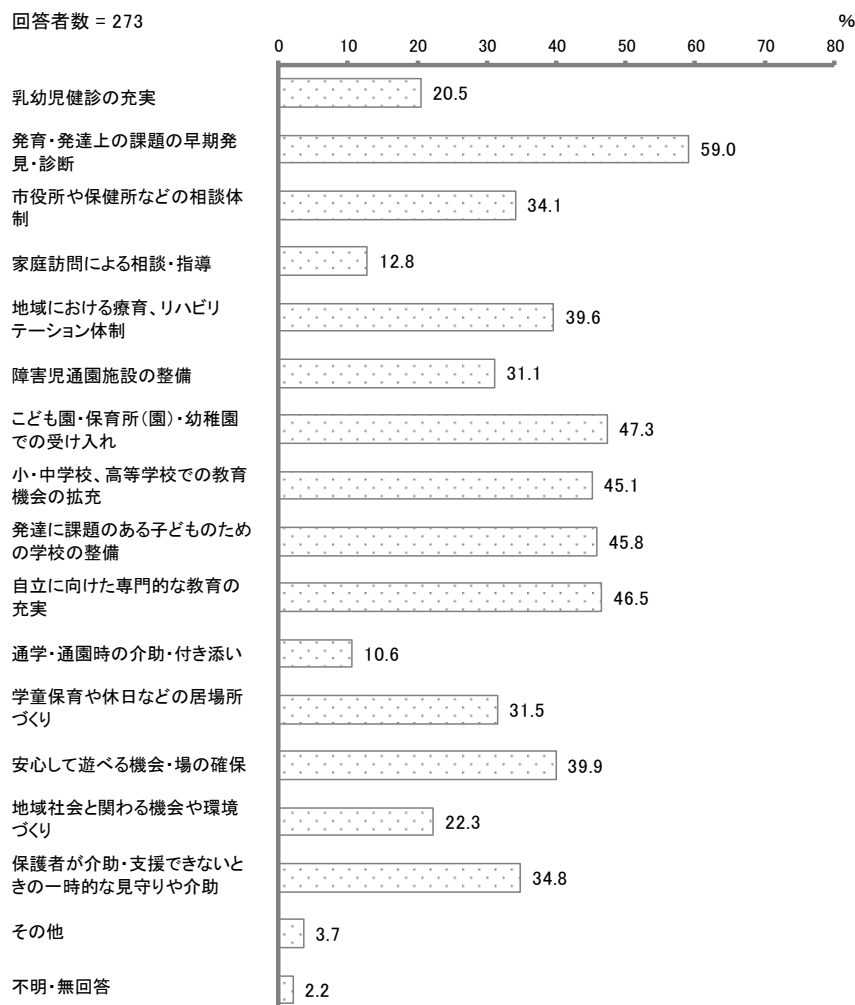
- ・「通園事業・療育事業などを充実する」が 74.7%と最も高く、次いで「福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなう」が 64.5%、「保護者に対する相談・支援体制を充実する」が 62.3%となっています。

③ 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うもの

- ・「発育・発達上の課題の早期発見・診断」が 59.0%と最も高く、次いで「こども園・保育所（園）・幼稚園での受け入れ」が 47.3%、「自立に向けた専門的な教育の充実」が 46.5%となっています。

発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、 特に充実が必要と思うもの [複数回答]

回答者数 = 273



(4) 福祉サービス等の利用状況と意識

- 福祉サービスの利用状況は、児童発達支援を利用している人が多い。一方で利用回数・時間などの制限について不満と感じている人が多いです。
- 今後のサービス利用意向として、児童発達支援が最も高く、放課後等デイサービス、相談支援と続いています。

① 福祉サービスの利用状況

・児童発達支援で「利用している」が高く、6割半ばとなっています。

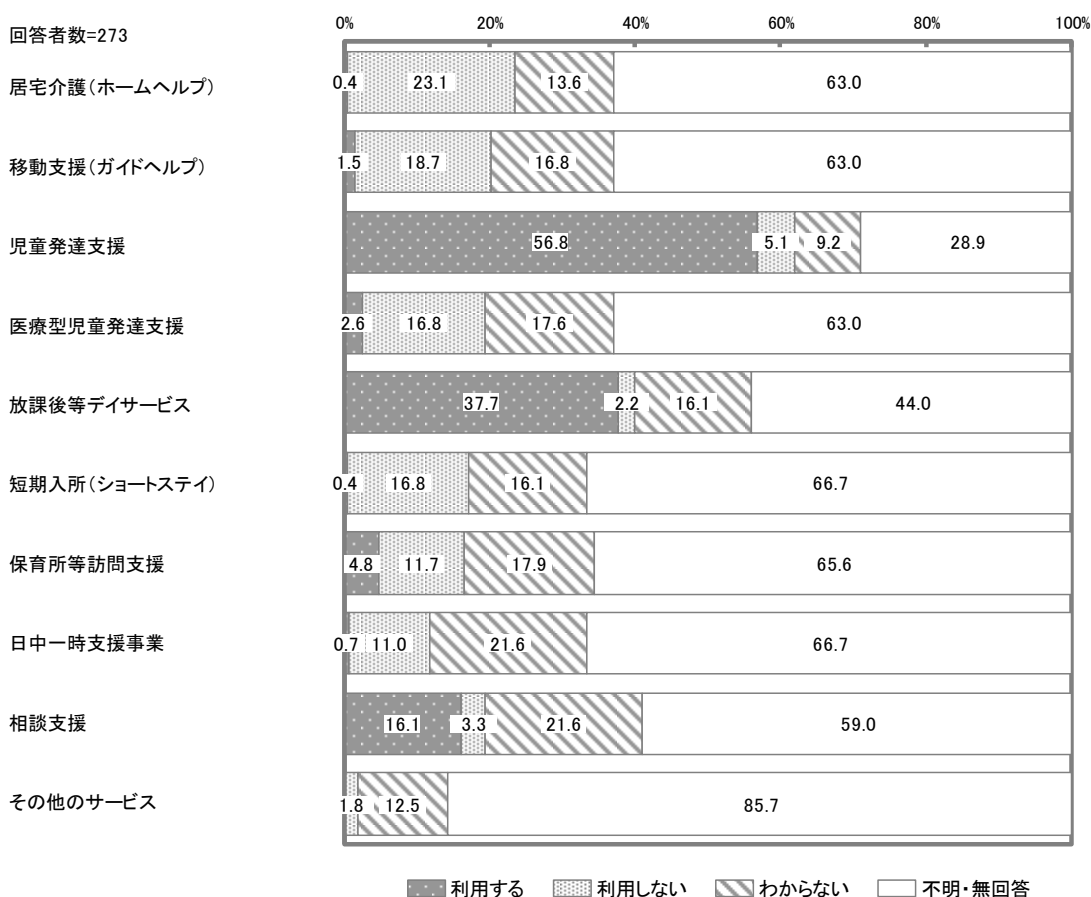
② サービスを利用して気になったり不満に思うこと

・児童発達支援で「利用回数・時間などに制限がある」が約4割となっています。

③ 今後のサービス利用意向

・児童発達支援で「利用する」が高く5割半ば、放課後等デイサービスで約4割、相談支援で1割半ばとなっています。

今後のサービス利用意向



(5) 将来の暮らし方

- 大人になったらしてみたいと思うことは、結婚や子育て、大学などで専門的な勉強が多いです。
- 希望する将来の暮らしを実現するために必要なこととして、働く場所や収入の確保など就労に関することや、地域の人への障害や発達に課題のある人への理解を求める声が多いです。

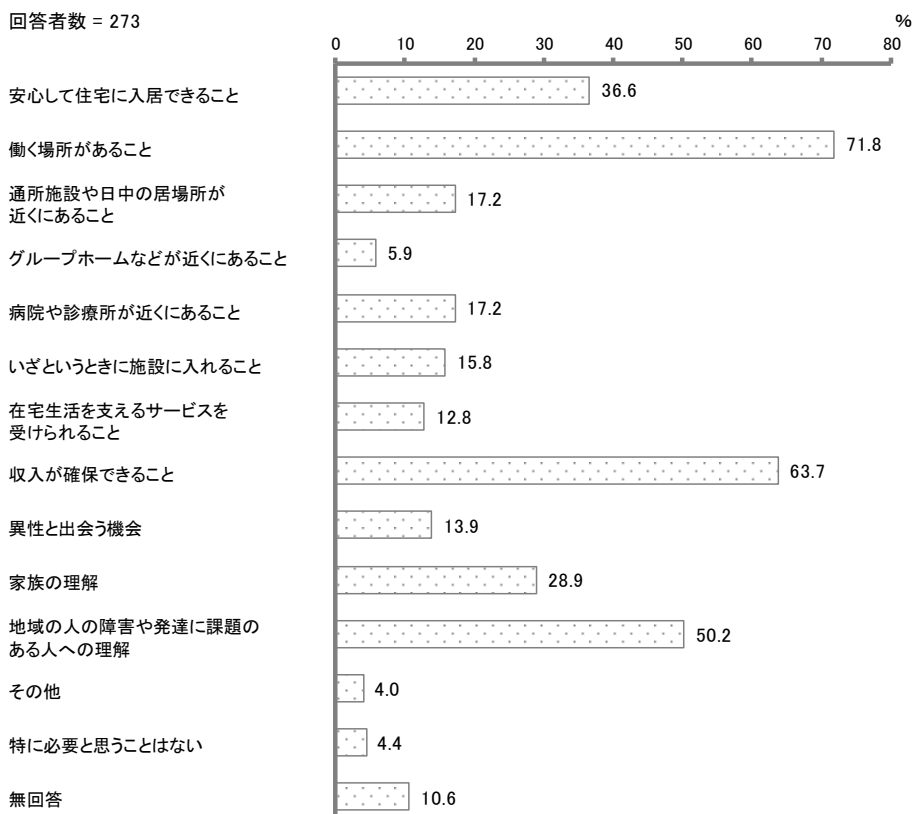
① 大人になったらしてみたいと思うこと

- ・「結婚したり子どもを育てること」が45.4%と最も高く、次いで「わからない」が37.4%、「大学などで専門的な勉強をすること」が34.4%となっています。

② 希望する将来の暮らしを実現するために必要なこと

- ・「働く場所があること」が71.8%と最も高く、次いで「収入が確保できること」が63.7%、「地域の人への障害や発達に課題のある人への理解」が50.2%となっています。

希望する将来の暮らしを実現するために必要なこと [複数回答]

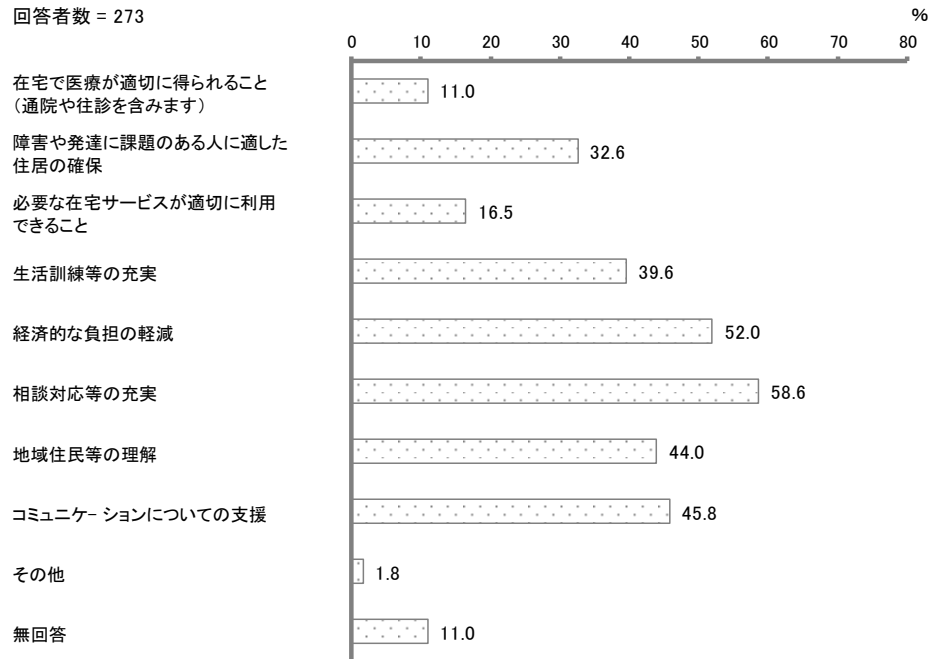


③ 地域で生活するために必要な支援

- ・「相談対応等の充実」が 58.6%と最も高く、次いで「経済的な負担の軽減」が 52.0%、「コミュニケーションについての支援」が 45.8%となっています。

地域で生活するために必要な支援 [複数回答]

回答者数 = 273



4 今後の施策推進にあたっての課題

【事業の実施状況から見えてきた課題】

「2 障害者施策の実施状況」に記述したとおり、障害者差別解消法施行を受けた相談支援体制・職員研修体制・啓発体制の整備や、障害者基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の充実、公立障害者施設の再編と地域生活支援拠点施設の整備、豊中市障害者グループホーム整備方針に基づく整備促進等、施策の着実な実施を行ってきました。

しかしながら、「だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち」の到達に向けては、取組の方向性の確認や手法の見直し等を行い、引き続き事業を実施していく必要があるとともに、今後の障害者施策推進にあたって取り組むべき課題を整理すると、次のように考えられます。

(1) 「ともに生き、支えあうコミュニティ」づくりの推進

「啓発・交流」に関して、平成 28 年度（2016 年度）に実施した市民意識調査（以下「市民意識調査」とします。）では、「障害・難病に対する市民の理解」は短期的（3 年前）にみても、長期的（10 年前）にみても、進んでいるという評価を得ました。一方、ここ 3 年における差別の経験を聞いたところ、「よくある」「ときどきある」を選択した人が、18 歳未満では過半数、18 歳以上では、障害福祉サービスを利用する人では約 3 割、障害福祉サービスを利用しない人では約 1 割という結果でした。特に知的障害のある人について、厳しい状況がうかがえる結果となりました。どの層においても「差別的な発言を受けた」を選択する人が最も多い結果となりました。

また、平成 28 年（2016 年）には、相模原市の障害者支援施設において入所者が殺害されるという痛ましい事件が起きましたが、このような事件に至らなくても、障害福祉サービス事業所への近隣住民の理解には課題があり、全国的にも障害の有無に関わらずだれもが相互に人格と個性を尊重しあい、人々の多様なあり方を相互に認め、支えあう価値観の共有が十分ではないことがうかがえます。

このような状況をふまえると、豊中市におけるこれまでの障害に対する啓発・交流の取組は、今後も障害者差別解消に向けた取組と両輪で、継続していく必要があります。

「地域福祉・緊急時の支援」に関して、市民意識調査では、近所づきあいの程度として、障害のある人もない人も、「あいさつ程度がほとんど」とする人が最も多く4割で、「近所の仲の良い人とよく行き来している」が最も少なく1割未満という点では共通していましたが、18歳以上のサービス未利用者では「会えば親しく話をする人がいる」とする人が3割前後である一方、18歳以上のサービス利用者については「近所づきあいをほとんどしていない」とする人が3割という結果でした。また、18歳以上のサービス未利用者の3割弱が災害時に一人で避難できないと回答し、そのような人のうち、近所づきあいをほとんどしていない人が相当の割合いました。これは、障害の重さが近所づきあいの意欲を減退させている可能性を示唆するもので、地域福祉活動等の推進とその延長の緊急時の支援体制構築に向けて、周囲からの声かけやアウトリーチをさらに進める必要性を示すものです。

また、障害のある人もこれらの活動に参加し、社会的役割を担うことができるよう、意識づくり・仕組みづくりをしていく必要があります。

(2) 「一人ひとりが輝くための自立と社会参加」の推進

「療育・教育」に関しては、市民意識調査では、18歳未満の障害のある人の50%以上が「障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている」「普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っている」「障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている」について肯定的評価をしました。このような結果は、これまでの豊中市による障害のある子どもたちへの教育環境整備への取組の成果です。また、一方、卒業後の進路に関する情報の充足度を評価する人が特に低く15%未満となっています。障害や難病のある人が各々のライフスタイルに応じた生活をしていくためには、ライフステージを通じた一貫した支援が重要です。特に義務教育終了後の進学・就職支援、社会参加の促進等を進めるためには、支援手帳等を活用した切れめのない支援体制づくりが

必要です。さらに18歳未満の障害のある人について障害種別でみたところ「家族以外の人との意思疎通」について介助・支援が必要であるとした回答の割合は、発達障害のある人が最も高いという結果でした。家族以外の人との意思疎通が困難であることは、障害福祉サービスの利用や外出時に困難さを抱えることになり、発達障害のある本人及び家族にも社会生活のしづらさが生じるリスクがあると考えられ、障害のある子どもを対象とした施策推進に向けては、発達障害のある人とその家族に対する支援の充実も課題です。

「就労・雇用」に関しては、市民意識調査では、18歳以上の障害のある人・18歳未満の障害のある人・18歳以上の障害のない人いずれにおいても「障害や難病のある人を取り巻く社会・環境への評価」の就労に関する項目（「障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っている」「同じ仕事の質であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている」「仕事に必要な技術や知識を学ぶ場が整っている」）の肯定的意見の割合が、他の項目の肯定的意見の割合と比べて低くなっています。「障害や難病のためにあきらめたり、がまんしたこと」についても、18歳以上65歳未満のサービス利用者・サービス未利用者ともに「仕事や就職」が最も多くなっています。さらに「希望する将来の生活に必要なとする支援」の回答についても、18歳以上の障害福祉サービス利用者・未利用者ともに「収入が確保できること」が最も多くありました。18歳未満の障害のある人の回答でも「働く場所があること」「収入が確保できること」が多くを占めています。障害や難病の有無を問わず、18歳以上65歳未満の人のライフスタイルに応じた生活には、収入を得る手段である「仕事や就職」が大きな影響を及ぼすと考えられます。障害や難病のある人の就労支援のさらなる充実が必要です。一般就労については職場の開拓と定着への支援が、福祉的就労の場においては工賃向上が、引き続き大きな課題となっています。

その他「社会参加」については、市民意識調査では、平日は18歳以上の60%以上、18歳未満の90%以上が、自宅や入院先以外の活動場所を持っています。しかし、各層通じて、いろいろな人とのコミュニケーションができる環境を評価する人より評価しない人の方が割合が高く、特に18歳未満で評価しない人の割合が高く5割弱となっています。障害の有無に関わらず生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動、政策決定の場への参画等幅広い分野で、共に活動できる環境整備がさらに必要です。

(3) 「安心して暮らせる地域生活」の推進

「保健・医療」に関して、市民意識調査では、健康医療面での不安や困りごととして最も多かったのは「障害が重くなったり病状が進むこと」でしたが、18歳未満の療育手帳所持者では「障害に理解や経験のある医師が身近にいないこと」が上回りました。今後もさまざまな機会を通じて、障害者差別解消法医療関係事業者向けガイドラインの周知を行っていく必要があります。また、病院で可能な看護体制以上の介護が必要な障害のある人が入院するときの支援体制づくりは、国方針の狭間にあるだけに、一基礎自治体のみでの対応が難しい課題となっています。

「情報提供」に関して市民意識調査では、「まちの建物の案内板やアナウンス、世間のニュースなど自分に必要な情報を得やすい環境が整っている」ことを評価する人より評価しない人の方が多く、今後もさまざまな側面からの充実が必要です。

「相談支援」に関して市民意識調査では、「困り事や悩み事を安心して相談できるところが身近に整っている」とする人の割合が増え、約5割となりましたが、どこに相談したらよいかわからないために相談ができていない人が、特に精神障害のある人において多いとの結果もでたため、権利擁護やすべての支援に通じる相談支援のさらなる充実が課題です。

「福祉サービス」に関して市民意識調査で、気になる点・不満の内容の回答割合の高かった項目を例示すると「利用したい日・時間に利用できない」「利用回数・時間などに制限がある」「ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している」があり、サービス利用者は、障害福祉サービスの量の確保及び質の担保・改善を求めていることが明らかになりました。

「生活環境」に関して、市民意識調査では満足度が低く、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点で継続した取組を進める必要があります。

【施策全体を通じた課題】

『豊中市第四次障害者長期計画』の計画策定後、平成 26 年（2014 年）の障害者権利条約の発効、平成 28 年（2016 年）の障害者差別解消法の施行等、国におけるさまざまな制度改革、社会経済情勢の動向、また、豊中市における今までの取組と障害のある人を取り巻く状況などをふまえ、今後の障害者施策の推進に当たって取り組むべき課題について整理すると、次のように考えられます。

（１）障害を理由とする差別の解消の推進

国連で採択された「障害者の権利に関する条約」第 5 条は、締約国に対し、障害に基づくあらゆる差別を禁止するとともに、合理的配慮の提供が確保されるための適切な措置をとることを求めています。その趣旨を国内法に反映させるため、我が国は、障害者基本法第 4 条において障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮を行うべきことを定め、さらに、障害者差別解消法において、行政及び事業者 に具体的義務を課しました。

豊中市では、平成 28 年（2016 年）4 月に施行された障害者差別解消法に基づき、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領』の作成、「豊中市障害者差別解消支援地域協議会」の設置等を行い、障害者差別解消に向けた取組を推進してきました。

しかしながら、平成 28 年度（2016 年度）に実施した市民意識調査では、障害のある人、障害のない人ともに、障害者差別解消法の名前も内容も知っているという回答した人は 1 割未満となっています。さらに、「あなたの権利を守るために必要なこと」では、「障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること」を選択する人が多くいました。

以上をふまえ、引き続き市民への障害や障害のある人への理解を深めるための各種啓発活動に取り組むとともに、具体的なケースや相談事例の蓄積によって、差別解消及び権利擁護の仕組みを整備していくことが必要です。

（２）地域包括ケアシステムを活かした、障害のある人の地域生活の支援

豊中市における各障害者手帳、自立支援医療（精神通院）、難病により特定疾患医療費受給者証を持つ人の単純合計は約 31,000 人、人口に対する割合は約 8% で年々増加傾向にあります。さらに、障害があっても手帳等を所持していない人や、継続的に生活上の支援を必要とするが障害に起因することを気づいていない人などを加えると、何らかの支援や配慮が必要な人の割合はさらに高くなると考えられます。一人ひとりの状態像や身近な支援者の状況はさまざまであり、その人の人生の最後まで一人ひとりの状況に応じた支援の方策を充実させ展開していく必要があります。

一方で、豊中市全体として少子高齢化や核家族化が進行しており、高齢や障害等により継続的に生活上の支援を必要とするが家族のサポートを受けられなくなる人の数は増え続けるとともに、生産年齢人口は減少する見込みであるため、本長期計画の計画期間を超えた長期的視点で見た場合、従来型の発想では「支える人」と「支えられる人」のバランスが崩れてしまいます。

そこで、平成 29 年（2017 年）3 月に策定された本計画の上位に位置づけられる『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』において、「システムのあるべき姿として、高齢者という対象限定ではなく、さらには対象者別という概念に縛られない、未来志向型のネットワークのあり方を想定」し、『『高齢者』『障害者』『子ども』『難病患者』『生活困窮者』など『対象者』の属性別や年齢別に整えられた既存の提供体制を活かしながらも、これら目的別・対象者別のネットワーク同士が、必要に応じて情報共有・連携することで、縦割り性を乗り越え、切れ目のないトータルケア・トータルサポートのネットワークを創る」としています。その中には、だれもがその人なりのやり方で支え、また必要な時には支えられる双方向の支えあい関係づくりも含まれています。

このような状況をふまえ、これまで以上に、「障害者施策」について各分野の取組が縦割りで取り組まれるのではなく、有機的なつながりをもって相乗効果を発揮し、機能することや、障害のある人も支える側に加われる仕組みづくりが必要となります。



計画の基本的な考え方

1 基本理念

(1) 豊中市のまちづくりの方向性

本計画の上位計画である『第4次豊中市総合計画』（平成30年（2018年）3月策定）では、まちの将来像を「みらい創造都市 とよなか～明日がもっと楽しみなまち～」と定め、施策の体系を「子ども・若者が夢や希望をもてるまちづくり」「安全に安心して暮らせるまちづくり」「活力ある快適なまちづくり」「いきいきと心豊かに暮らせるまちづくり」としています。

また、『豊中市地域包括ケアシステム推進基本方針』においては、将来像を「誰もが住み慣れた自宅や地域で自分らしく暮らせること」を実現する。そのことで将来への安心と希望をつくり出し、私たち一人ひとり・地域・まち・社会のすべてが、明日への活力とともに未来を創造し続ける。」としています。

さらに、『第3期豊中市地域福祉計画』（平成26年（2014年）3月策定）では、「だれもが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことができる福祉コミュニティの実現」を基本理念として掲げており、これは、第1期、第2期地域福祉計画からの基本理念を踏襲したものです。

(2) 本計画の基本理念

前章で示したとおり、豊中市においては現状に対応したさまざまな取組を、既に実施しているとともに、計画策定時等には市民意識調査による市民の意識の把握、市の諮問機関である「豊中市障害者施策推進協議会」等で意見聴取しながら、豊中市の障害者施策に関わる事業の実施状況と課題、今後の取組等をまとめ、施策の充実・見直しについて検討を進め、施策を推進してきました。

『豊中市第四次障害者長期計画』期間中には、相談支援体制の充実や公立障害者施設の再編による新たな福祉ニーズへの対応等、着実な前進を図った一方で、前章「今後の施策推進にあたっての課題」に示したように、『豊中市第四次障害者長期計画』で目標像とした「だれもがいきいきと暮らし みんなで支えあうまち」の到達に向けては、引き続き取組を進めることが必要な状況にあります。

前章で示した課題のうち、「施策全体を通じた課題」は、これまで実施してきた各施策を通じた新たな横断的な課題であり、取組の方向性の確認や手法の見直し等を行うとともに、施策全体に対して横断的な課題である「地域包括ケアシステムの構築」や「障害を理由とする差別の解消」等、社会動向や新たな法整備等をふまえ施策を総合的・計画的に推進する必要があります。

そこで、本計画では、これまでに掲げてきた考え方を受け継ぐとともに、次にあげるような考え方を基本におき、すべての障害のある人の地域における自立と社会参加の実現をめざして、児童福祉・高齢者福祉をはじめ行政各分野における緊密な連携のもとに、総合的・計画的な施策の推進に努めます。

◆「障害の有無によらず、だれもが互いを尊重しあうまち」

障害のある人もない人も、みんなが地域社会を構成する一員として尊重され、障害を理由とする差別や障害に対する偏見のないまちをつくります。

◆「だれもが自分らしい生活を実現できるまち」

障害のある人が当たり前自分らしい生活を主体的に選択、決定し、地域社会の中で質の高い生活を送り、社会参加を通じて自己実現を図れるまちをつくります。

◆「みんなで支えあい、安心して暮らせるまち」

「支える人」「支えられる人」といった固定的な捉え方から、一人ひとりが地域社会を構成する一員として支えあい、相応の役割を担えるまちづくりを進めます。

また、フォーマル・インフォーマルによる多様な制度・サービスの中から最も適したサービスを活用し、生活基盤やサービスの一層の充実を図り、だれもが住みよく地域社会で安心して暮らせるまちをつくります。

また、地域社会におけるつながりや、あたたかいふれあいのなかで、だれもが自分らしい生活を送りことができる共生のまちづくりをめざして、

互いを認め支えあい、だれもが輝けるまち

を本計画の推進にあたってめざすべき目標像として設定します。

2 施策の基本目標

計画の基本理念や目標像の実現に向けて、障害のある人の地域における自立した生活、積極的な社会参加を促進するための施策の推進に努めます。

また、これらを進めるためには、地域の人々の理解と協力、暮らしやすい環境づくりなどが不可欠であるため、ソフト・ハード両面での福祉のまちづくりの促進に努めます。

基本目標1 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

障害のある人もない人も、みんなが地域社会を構成する一員として尊重されるまちの実現のため、障害者差別解消法に基づく取組の推進を図るとともに、権利擁護の推進、相談支援の充実を進めます。

基本目標2 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

ライフステージを通して、障害のある人が療育・教育、雇用・就労、生涯学習、文化・スポーツなどあらゆる場面で自分らしく輝くことを目的に、主体的な社会参加の仕組みを推進します。

基本目標3 支えあい安心して暮らせる地域生活

健康な地域生活を支える保健・医療、安全で安心な生活環境、地域生活を支えるフォーマル・インフォーマルによる多様な制度・サービスや障害の有無によらない地域住民の双方向の支えあいの仕組みづくりを進めます。

第4章

施策の展開

【基本理念】

【大分類】

【中分類】

【小分類】

互いを認め支えあい、
だれもが輝けるまち

基本目標 1

一人ひとりが
尊重され、
ともに生きる
社会

(1) 相談支援

- ①相談支援体制づくり
- ②相談支援事業の充実

(2) 権利擁護

- ①権利擁護の推進、虐待の防止
- ②意思決定支援の推進
- ③社会参加の促進

(3) 障害者差別解消の
取組・啓発交流

- ①障害者差別解消法に基づく取組の推進
- ②福祉教育の推進

基本目標 2

一人ひとりが
輝くための
自立と社会参加

(1) 療育・教育

- ①障害の早期の気づき・療育体制の充実
- ②障害のある子どもの子育て支援
- ③学校教育における内容の充実
- ④教育施設の整備・充実

(2) 雇用・就労

- ①総合的な就労支援
- ②障害者雇用の促進
- ③福祉的就労の場の充実

(3) 生涯学習、
文化・スポーツ活動

- ①生涯学習の充実
- ②文化・スポーツ活動の推進

(1) 保健・医療

- ①健康づくりの推進
- ②地域における医療体制の充実
- ③こころの健康づくりの推進
- ④精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実
- ⑤難病患者などへの支援
- ⑥HIV陽性者への支援

(2) 自立した生活の支援

- ①在宅生活の支援
- ②外出支援の充実
- ③日中活動の場の充実
- ④生活の場の確保
- ⑤コミュニケーション支援の推進
- ⑥各種制度の活用
- ⑦障害者施設ネットワークの強化

基本目標 3

支えあい安心
して暮らせる
地域生活

(3) 生活環境

- ①福祉のまちづくりの普及・促進
- ②だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善
- ③広報・情報提供の充実

(4) 地域福祉の充実・
生活安全対策

- ①地域福祉活動の推進
- ②人づくりの推進
- ③防犯対策などの充実
- ④防災・防火対策の充実

1 / 一人ひとりが尊重され、ともに生きる社会

(1) 相談支援

基本方針

障害種別や施策分野に応じた専門的な相談機能の充実を図り、身近な地域における相談支援体制づくりに努めていくため、相談支援の質の向上及び相談窓口の周知を図っていきます。

推進施策

① 相談支援体制づくり

障害のある人やその家族、支援者の抱えるさまざまな相談ニーズに応じて、的確な相談支援が行えるよう、市内外の相談支援に関わる関係機関、障害者相談員、地域福祉活動関係者との連携を強化し、相談支援体制の充実に努めます。

また、障害者基幹相談支援センターについて、障害のある人の地域における相談支援の中核的な役割を果たすよう、機能強化を図っていきます。

② 相談支援事業の充実

相談支援事業所の数は年々増加しているものの、一相談支援事業所あたりの相談員が少なく、複雑な相談ケースを一人で抱え込んでしまう、事業所でのOJTが困難といった課題があります。さまざまな機会を通じて事業者間の連携を促進し、障害者基幹相談支援センターの研修会、学識経験者のスーパーヴァイズ、法律相談といったバックアップ機能の一層の充実を図ります。

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
6	障害者基幹相談支援センター事業	○障害のある人やその家族の悩みや相談に対し、本人のライフステージをふまえ総合的な相談や助言・情報提供を行います。合わせて市域の相談支援事業所に対しては、学識経験者のスーパーヴァイズや法律相談といったバックアップ機能を強化します。	相談件数	3,000件	健康福祉部 障害福祉課
7	精神保健福祉相談	○精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。 ○精神保健福祉士、保健師、精神科医などが、保健所内・外の面接、電話、家庭訪問などで、本人・家族・支援者などからの相談に応じ、医療や福祉など各種社会資源に関する情報提供や、関係機関への紹介、ケースワークなどを行います。	相談延件数	6,500件	健康福祉部 保健予防課
8	聴覚障害者福祉指導員の設置	○障害福祉センターひまわりにおいて、聴覚障害のある人に関する各種の福祉相談・生活相談を行い、必要に応じて訪問による支援・情報提供を行います。	相談・対応件数	—	健康福祉部 障害福祉課
9	保健・福祉・子育てサービス「話して安心，困りごと相談」	○相談先がわからない場合や複雑多様な福祉課題を抱えた市民の相談に対して、各専門相談窓口をはじめ、総合受付や市民相談との連携を強化し、適切な窓口の案内や利用者本位のサービスにつなげることを目的とします。 ・健康福祉サービス苦情調整委員会窓口にあし「保健・福祉・子育てサービス『話して安心，困りごと相談』」を付加し、相談先がわからない場合などに適切に対応する健康福祉分野における総合相談を行います。	相談件数	—	健康福祉部 地域福祉課

(2) 権利擁護

基本方針

サービス利用をはじめ、障害のある人の意思決定を支援するため、成年後見制度の利用促進等の権利擁護の推進に取り組むとともに、障害者虐待の防止及び虐待通報等に対し適切に対応します。

また、政策決定の場への参画等、障害のある人個々の個性、有する知識・技能・体験等を豊中市全体や各地域のまちづくりに最大限活かしていきます。

推進施策

① 権利擁護の推進、虐待の防止

障害のある人の権利を擁護するため、判断能力が十分でない人のための成年後見制度の充実に努めるとともに、平成24年(2012年)10月に設置した、障害者虐待防止センターでの取組をより一層進めます。特に障害者虐待に関しては、関係機関との連携、窓口の一層の周知を図ることで虐待の未然防止を図るとともに、通報等に対しては被虐待者の権利擁護を最優先に、速やかに対応します。

② 意思決定支援の推進

自ら意思を決定することが困難な障害のある人が、本人の自己決定に基づく、障害福祉サービスを適切に利用できるよう、障害福祉サービス事業者に対する『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン』の普及・啓発に努めます。

③ 社会参加の促進

審議会、政策決定の場や、地域社会におけるコミュニティ活動、まちづくりなどに、障害のある人や家族が参画しやすい環境づくりに、当事者団体・事業者とともに努めます。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
10	障害者虐待防止事業	<p>○障害のある人への虐待を防止し、権利を擁護するため障害者虐待防止センターを設置します。</p> <p>・障害者虐待防止法で市町村に設置が求められた障害者虐待防止センターを設置し、相談や通報の受付、啓発活動を行う拠点とします。</p>	相談件数	—	健康福祉部 障害福祉課
11	成年後見制度利用支援事業	<p>○判断能力が不十分な人に代わって、市長が法定後見等開始審判の申立を行うことにより福祉の増進を図ります。</p> <p>・対象者に対し審査を行い、市長が申立を行うのかどうかを判断し、申立手続きを行います。</p>	市長申立件数	—	健康福祉部 障害福祉課
12	豊中市成年後見等審判請求申立審査会	<p>○判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人の保護、支援することを目的とします。</p> <p>・成年後見制度において判断能力が不十分な認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人に対して行う市長申立について、申立の可否や申立の種類などを検討します。</p>	申立件数	—	健康福祉部 地域福祉課
13	市民後見人事業	<p>○急速な高齢化や障害のある人の地域移行が進むなか、福祉サービスに対するニーズが増加し、親族後見や専門職による成年後見の活動だけで対応していくことは困難な状況です。こうした課題に対応していくには、市民の立場から権利擁護に参画できる仕組みを構築し、地域に定着させていく必要があります。</p> <p>○豊中市で「市民後見人」の養成に着手し、その活動を支える仕組みづくりに取り組み、持続可能な地域福祉のセーフティネットの構築を目的とします。</p> <p>・市民後見人の養成、受任調整、市民後見人登録者へのサポートを行います。</p>	登録者数	36人	健康福祉部 地域福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度 目標	所管部局・ 課
14	選挙権行使 に対する 支援	○選挙権行使に対する支援を行います。 ・点字投票、代理投票、郵便などによる不在者投票・代理記載制度、投票所の設備(車いす用の記載台、スロープなど)、候補者情報(点字版・朗読テープ)の入手など。	①車いす利用者用投票記載台設置状況 ②点字器の設置	—	選挙管理委員会事務局
15	市議会傍聴 の支援	○市議会本会議の代表質問・個人質問において、希望者に対して手話通訳、要約筆記(ノートテイク)を行います(事前連絡が必要)。	実施件数	—	市議会事務局 議事課
16	健康福祉サ ービス苦情 調整委員会	○健康福祉サービスの苦情調整を行うことにより、サービス利用者の権利擁護とサービス提供事業者の質の向上を図ります。 ○健康福祉サービスの利用者などからサービス提供に関する苦情について公正かつ中立的な立場で解決を図ります。 ○複雑な相談内容に対応できるよう、よりいっそう総合的かつ横断的な苦情・相談体制の構築を図ります。また、窓口に愛称「話して安心、困りごと相談」を付加し、相談しやすい環境づくりをするとともに、窓口の周知啓発に取り組みます。	苦情相談 件数	50 件	健康福祉部 地域福祉課

(3) 障害者差別解消の取組・啓発交流

基本方針

障害の有無にかかわらず、すべての人が尊重される社会をめざしていくため、障害者差別解消法に基づき、障害を理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めます。

また、障害のある人をはじめとするすべての人が、互いの個性や違いを尊重しあいながら、住み慣れた地域で安心して生活し、また社会への主体的な参画が果たせるよう、きめ細やかな啓発・広報活動や学校・社会教育の場における共生の教育、障害のある人と障害のない人が日常的に交流する機会の創出などを通じて、障害や障害のある人に対する地域の人々の正しい理解と認識を深めていきます。

推進施策

① 障害者差別解消法に基づく取組の推進

障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供」に関して着実に取組を進めるとともに、「豊中市障害者差別解消支援地域協議会」において、障害者差別に関する相談等について関係機関と情報を共有し、障害者差別を解消するための取組を進めます。また、『障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領』をもとに、職員研修を実施していき、市職員が適切に対応できるよう、障害者差別への感度や相談対応力をさらに高めるよう取り組みます。

② 福祉教育の推進

子どもたちが幼少のころから障害のある人に対する正しい理解と認識を深めることができるよう、学校・幼稚園などにおける道徳、特別活動、総合的な学習の時間などを活用した人権教育、福祉学習の推進に努めます。

また、あらゆる年代の市民が、さまざまな学習やふれあいの場を通じて、障害のある人に対する偏見や差別を解消し、正しい理解と認識を深め、自ら気づき、できることから実践していけるよう、多様な機会を通じて広報・啓発活動を推進するとともに、各種講座・講演会の開催、学習情報の提供や内容の充実、相談支援などに努めます。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度 目標	所管部局・ 課
17	障害者差別 解消支援地 域協議会	○障害者差別解消法第 17 条第 1 項の規定に基づき、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するものを委員とし、豊中市の区域において行う障害を理由とする差別に関する相談対応及び当該相談に係る事例をふまえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行います。	①代表者会議開催回数 ②代表者会議で委託された差別・合理的配慮不提供の事例の件数	—	健康福祉部 障害福祉課
18	啓発活動	○障害のある人についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、市内の障害者団体や障害福祉サービス事業所などで組織する「豊中市障害者啓発活動委員会」とともに、次の事業を行います。 ・共感的・効果的な啓発のあり方検討 ・障害者週間（12月3日から9日）に啓発用のぼりの設置や車体幕の掲示など ・啓発 DVD 作成、講演会実施等 ○府内自治体・障害者団体・地域団体により構成された大阪ふれあいキャンペーン実行委員会に参加し、啓発関係事業を行います。	①延事業参加者数 ②事業参加者中理解が進んだ人の割合（各回平均）	①400人 （市民の0.1%） ②50%以上	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
19	出前講座を通じた障害者理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○障害及び障害のある人への市民の理解を深めるため、学校の授業や地域の学習会に積極的に出向きます。 ○市民からの要請に応じ、身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する出前講座を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ①延参加者数 ②身体障害、知的障害、発達障害、精神障害に関する講座実施件数 	<ul style="list-style-type: none"> ①4,000人 ②35件 	健康福祉部 障害福祉課 政策企画部 広報広聴課
20	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○障害のある人への市民の理解を広げます。 ○市広報誌や市ホームページなどの情報発信を担当課と連携しながら積極的に行います。 	市広報年間掲載回数	—	健康福祉部 障害福祉課 政策企画部 広報広聴課
21	人権研修・講演会等	<ul style="list-style-type: none"> ○図書館活動全般を通じて、障害者差別をはじめとした人権問題についての資料を収集、提供するとともに、幅広い市民が関心を持って参加し、学習のきっかけとなるような人権についての講演会及び職員を対象とした人権研修などを実施します。 	人権に関わる講演会・パネル展等の開催実施回数	12回	教育委員会 読書振興課
22	市主催研修	<ul style="list-style-type: none"> ○各職階や経験年数など、職場、業務に応じて果たすべき役割や行政課題を理解し、人権尊重の視点を基本としながら、めざすべき姿勢、行動をとっていきけるよう、必要な意欲・能力の向上を図ります。 ○新規採用職員研修、新任課長級職員研修などの階層別研修や課題別研修、職場における人権研修の推進に向けた研修などを実施します。 	受講率	37%	総務部 人事課
23	公民館講座	<ul style="list-style-type: none"> ○市民を対象に、障害者差別をはじめとした人権、環境、子育て、まちづくりなど、現代的課題や地域課題に関する学習の機会を提供し、地域の教育力の向上と住みよい地域社会づくりに貢献します。 ○中央、蛸池、庄内、千里の各公民館で実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ①開催回数 ②参加者満足度 	<ul style="list-style-type: none"> ①300回 ②90% 	教育委員会 中央公民館

2 / 一人ひとりが輝くための自立と社会参加

(1) 療育・教育

基本方針

平成 28 年（2016 年）9 月に策定した「障害のある子どもへの支援の基本的な考え方」に示す「めざす姿～すべての子どもが、地域社会の一員として自分らしく豊かに生き、子どもと家庭が地域で主体的に社会生活を営む」の実現に向け、「気づく」、「つなぐ」、「支える」の 3 つの基本姿勢のもと取組を進めます。

地域の学校・こども園・幼稚園・保育所等と支援学校、療育関係機関などの緊密な連携のもとに、障害の状況や特性などに応じて、一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、障害のある子どもと障害のない子どもが、お互いを尊重し支えあう「ともに学び ともに育つ」保育・療育・教育の推進を図ります。

また、社会の一員として主体的に生活を営む力を育成するため、基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、適切な進路相談、指導の実施に努めます。

推進施策

① 障害の早期の気づき・療育体制の充実

母子保健事業の充実に努めるとともに、発育発達上の課題や障害のある子どもや保護者に対し、乳幼児健診や相談において「気づき」を促します。さらに適切な支援が行えるよう、関係機関と連携して療育相談・支援体制の充実を図ります。

児童発達支援センターについて、障害や発達に課題のある子どもが地域で安心して成長できる環境整備を行うため、障害の種別に関わらず、ライフステージを通じた総合的かつ一貫した支援を提供する市域の拠点となる新・児童発達支援センターを平成 31 年度（2019 年度）の開設に向けて整備を進めます。新・児童発達支援センターにおいては、障害福祉センターひまわりと連携し、障害のある子どもが自立するまで相談支援及び訪問支援などの地域支援機能の拡充や診療所機能により専門性を発揮し、市全体の支援の質の向上と充実を図ります。

また、子どもの所属先である保育所や学校、障害児通所支援事業所などの支援者に対する指導、助言、研修会などを通して支援者の専門性の向上やスキルアップを図るとともに発達に課題や障害のある子どもの保護者や家族への支援の充実を図ります。

児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援サービスについては、今後も、子ども一人ひとりの心身の状況や置かれている環境等を把握し、保護者と共に子どもの課題の解決や適切なサービスの利用に努めます。

② 障害のある子どもの子育て支援の充実

「ともに学び ともに育つ」という視点のもと、障害児保育研修や障害児の優先入園、私立幼稚園での障害児受入補助等を実施することで、障害のある子どものこども園・幼稚園・保育所等や放課後こどもクラブなどへの受け入れ体制の充実を図ります。

また、公立こども園での各種講座や相談事業の実施により、未就園児への支援体制を充実させるとともに、配慮を要する子どもについて幼保小連絡協議会を通じて小学校教育への円滑な接続を図ります。

③ 学校教育における内容の充実

「ともに学び、ともに育つ」教育を実現させるため、障害のある児童生徒についての教職員の正しい理解を深めるとともに、指導方法・指導内容・教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応しその可能性を最大限に発揮できるような教育を推進します。

学習活動・行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関などとの交流・連携を促進するとともに、保護者、地域住民などとの交流を進めます。

また、障害のある子どもの持つ可能性を伸ばすよう、適切な進路指導の充実に努めます。

④ 教育施設の整備・充実

障害のある子どもが学習や生活面で支障をきたさないよう、また緊急時の避難場所や体育館開放などの利用に配慮して学校教育施設のバリアフリー化を進めるとともに、教育設備などの充実に努めます。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
24	認定こども園等教育・保育推進事業	○集団保育を通して、お互いに認めあい、支えあって豊かに生きる「共に育つ」を基本とした障害児保育を行うことを目的に研修会を開催します。 ○保育観察を通して保護者の相談を受け、保育内容、かかわりの見直し等の取組を進めます。	障害児保育研修会の参加施設割合	60%	こども未来部 こども事業課
25		○障害児の優先入園を行うとともに、集団保育の中で子ども一人ひとりの実態を把握し、状況に応じた配慮を行いながら障害児教育の取組を進めます。	優先入園枠で入った障害のある在籍園児数	—	こども未来部 こども事業課
26		○就学にあたり、円滑な接続を図るために、幼保小連絡協議会を通じて就学前教育と小学校教育の連携を密にし、配慮を要する子どもの引き継ぎを行います。	引き継ぎを行った配慮を要する子どもの数	—	こども未来部 こども事業課
27	公立こども園支援事業	○育児相談、就学前相談 ・子どもの発達や育児不安の解消、小学校教育との円滑な接続を図るため、専門家（臨床心理士・元小学校長など）による子育て中の悩み、就学に向けた相談などを実施します。	延利用者数	—	こども未来部 こども事業課
28	私立幼稚園振興助成金	○市内の私立幼稚園に対し、障害のある幼児の受け入れにかかる費用の助成を行います。 「豊中市私立幼稚園障害児保育助成金」	「障害児保育助成金」の補助対象園数	—	こども未来部 こども事業課
29	放課後こどもクラブ運営	○放課後、帰宅しても保護者が仕事などで家庭に不在の市立小学校1年生～4年生（支援学級在籍児童、豊中市に居住する支援学校在籍児童は6年生）までの児童に、遊びや学習などを通じて自主的かつ自発的な生活態度や習慣を養うために必要な保護、指導を行い、児童の健全育成を図ります。	支援学級在籍の入会児童数	—	こども未来部 こども事業課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
30	療育クリニック	<p>○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童に対して医師や心理士による相談と必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容を目的とします。</p> <p>○概ね就学前の小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の疾病や治療、療育、日常生活などについて必要時に医師や心理相談員が相談に応じます。</p>	受診者延件数	45人	健康福祉部 健康増進課
31	障害児等支援事業	<p>○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族に教育事業を実施し、不安の解消や理解を深める機会とします。</p> <p>○療育施設などに所属していない就学前の身体障害のある児童や小児慢性特定疾病などの長期療養児童とその保護者に対して就学に向けての情報の提供と保護者同士の交流などを行います。</p>	受診者延件数	50件	健康福祉部 健康増進課
32	小児慢性特定疾患児・身体障害児の相談事業	<p>○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族を対象に相談・指導の事業を実施し、その家族の不安の解消を図り、安心して子育てできることを目的とします。</p> <p>○小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の疾患や治療、療育、日常生活などについて相談に応じます。</p>	面接・電話相談延件数	500件	健康福祉部 健康増進課
33	慢性疾患児在宅支援事業	<p>○身体障害や小児慢性特定疾病、高度医療などの児童とその家族に対して訪問することにより、家庭の状況と障害の状況に合わせた必要な保健指導を行うことで、障害受容や在宅での生活の不安や孤立の解消などを目的とします。</p> <p>○概ね就学前の小児慢性特定疾病、身体障害のある児童の日常生活などについて必要時に作業療法士や言語療法士などが訪問し家庭の状況に合わせて相談に応じます。</p>	作業療法士や言語療法士等の訪問延件数	15件	健康福祉部 健康増進課
34	児童発達支援	<p>○就学前の障害のある子どもに対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。</p>	利用人数	8,316人	こども未来部 こども相談課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
35	医療型児童発達支援	○就学前の身体障害のある子どもに対して、児童発達支援及び機能訓練を行います。	利用人数	72人	こども未来部 こども相談課
36	放課後等デイサービス	○学校通学中の障害のある子どもに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において生活能力向上のための訓練などを継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害のある子どもの自立を促進するとともに、放課後などの居場所を提供します。	利用人数	21,936人	こども未来部 こども相談課
37	居宅訪問型児童発達支援	○重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。	利用件数	24件	こども未来部 こども相談課
38	保育所等訪問支援	○保育所などに通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問し、その施設における集団生活への適用のための専門的な支援などを行います。	利用件数	36件	こども未来部 こども相談課
39	障害児相談支援	○障害のある子どもの心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、通所支援の給付決定後に、障害児支援利用計画の作成等を行い、一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。	利用件数	3,036件	こども未来部 こども相談課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
40	あゆみ学園 (福祉型児童発達支援センター)	<p>○主に就学前の知的障害や発達に課題のある子どもに対し、少人数のきめ細かい保育の中で、集団での関係の土台づくりや生活力の獲得に向け、保護者と連携した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通園事業 ・親子教室 ・個別療育 ・障害児相談支援 ・保育所等訪問支援 <p>※平成31年度(2019年度)から新・児童発達支援センターへ移行予定</p>	契約児童数	通園事業 24人 親子教室 150人 個別療育 30人 障害児相談支援 150人 保育所等訪問支援 10人	こども未来部 こども相談課
41	しいの実学園(医療型児童発達支援センター)	<p>○主に就学前の身体に障害のある子どもに対し、訓練・保育などを行い、基本的な生活力などの獲得に向け、保護者と連携した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通園事業 ・地域支援 障害児等療育支援事業(障害児相談支援含む。) 保育所等訪問支援事業 ・診療所(外来訓練含む。) <p>※平成31年度(2019年度)から新・児童発達支援センターに移行予定</p>	①契約園児数 ②外来訓練者数 ③相談新規申込件数	①30人 ②150人/月 ③450人	こども未来部 こども相談課
42	障害児等療育支援事業	<p>○在宅の障害のある子ども及び発達支援が必要な児童の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導、相談等が受けられる療育機能の充実を図るとともに、これらの療育機能を支援する機能との重層的な連携を図り、もって障害のある子ども等の福祉の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①在宅障害児等訪問支援事業 ②障害児等来所相談支援事業 ③療育技術指導事業 <p>※平成31年度(2019年度)から新・児童発達支援センターに移行予定</p>	療育支援新規申込件数	150件	こども未来部 こども相談課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
43	支援学級管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ○障害児教育の充実・推進と支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ・支援学級の設置及び指導・相談に関すること。 ・障害児教育関連会議などの実施。 ・他部局との連携による生涯を通じた支援の在り方の検討。 	障害児教育や就学・進路に関する会議の開催率	100%	教育委員会 児童生徒課
44	学校支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○豊中市立学校園における児童・生徒のうち配慮が必要な子どもへの支援を行います。 ○また、豊中市立学校教職員を中心として関係部局職員の意識及び専門性の向上と市民への啓発をめざします。 ・巡回相談による支援等 ・備品、消耗品の購入・貸与・修理 ・障害児教育研修の実施 	巡回相談実施校数	60校	教育委員会 児童生徒課
45	支援職員配置事業	<ul style="list-style-type: none"> ○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざし、豊中市立小中学校における支援学級へ生活介助及び学習補助として介助員を派遣します。 ○支援学級に在籍する児童生徒が安全・安心に学校生活を豊かに送ることをめざします。 ○豊中市立小中学校における支援学級に在籍する児童生徒のうち、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒のいる学校へ、必要なときに看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施します。 	介助員配置率 看護師派遣率	100% 100%	教育委員会 児童生徒課
46	エレベーター設置事業	<ul style="list-style-type: none"> ○車いすなどを使用する児童生徒が安全で容易に移動できることにより充実した学校生活を送れるよう、各小中学校にエレベーターを設置します。 	設置校数	100%	教育委員会 教育総務課
47	第二次トイレ改修事業	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもたちにとって、清潔で使いやすい環境に整備します。 ○学校施設の老朽化対策の観点から総合的に改修します。 	改修校数	100%	教育委員会 教育総務課
48	小学校特別支援教育就学奨励、中学校特別支援教育就学奨励	<ul style="list-style-type: none"> ○支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の就学に要する経費の負担を軽減するため、その経費の一部を補助することを通じ、就学奨励を図ります。 	認定児童生徒数	350名	教育委員会 学校教育課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
49	子どもをとりまく読書環境整備の取組	<p>○「豊中市子ども読書活動連絡会」等により市民、事業者、関係部局、関係機関と連携し、市内のすべての子どもが本と出会い読書を楽しむことができるよう、読書環境を整えます。</p> <p>・活字を読むことが困難な子どもの読書を支えるために資料の充実・情報提供を行います。</p>	障害者施設・支援学校への貸出冊数	10,000冊	教育委員会 読書振興課
50	ブックスタート事業	<p>○乳幼児期からの本との出会いを支援するため、4か月児健診を受診するすべての赤ちゃんを対象にブックスタート事業「えほんはじめまして」を実施します。</p> <p>・視覚に障害のある人が受診の際には点字・デイジー・テープの3種類の案内を準備、また手渡す絵本に点字をつけて提供します。</p> <p>・健診会場には点字絵本や布絵本など障害のある人も楽しめる絵本の展示・紹介をしています。</p>	会場での点字絵本等の展示・紹介数	300冊	教育委員会 読書振興課

(2) 雇用・就労

基本方針

各種制度の活用を通じて民間企業・事業所での雇用を積極的に促進し、企業と連携しながら障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の職場定着を支援していきます。

また、豊中市自らも障害のある人の雇用や就労体験の機会の充実に努めます。

これとともに、一般企業などへの就職が困難な人を対象とする働く場、活動の場の充実など、関係機関と多様な形態の就労の場の確保に努めるとともに、福祉的就労についての人の工賃向上に努めていきます。

推進施策

① 総合的な就労支援

一般企業・事業所への就労や福祉的就労など、障害のある人の雇用・就労に関する多面的で実効性のある支援を進めていくため、関係機関と連携して就労に関する情報の提供や相談等を行うことにより障害のある人の就労支援を行います。

② 障害者雇用の促進

障害のある人の雇用の促進と障害のある人が働きやすい職場づくりを進めるため、市役所各部局及び市民や事業所などに対する普及・啓発活動などを推進します。

③ 福祉的就労の場の充実

一般企業などで働くことの難しい障害のある人が、身近な地域において働く場や活動の場を確保できるよう、福祉的就労の場の環境づくりに努めます。

また、福祉的就労の場に通う障害のある人がいきいきと働きながら収入が得られるよう、福祉的就労事業所の安定運営と機能強化を図るため、障害のある人の雇用や障害福祉事業への積極的評価基準を含んだ総合評価による入札、障害者優先調達推進法に基づく調達指針の運用に取り組みます。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
51	地域就労支援事業	<p>○障害のある人、母子家庭の母親、中高年齢者、若者などの就労困難者、生活困窮者に対する相談をはじめ、各種講座の実施や紹介、求人情報の提供などを行います。</p> <p>(1) 就労相談及び生活困窮者自立支援事業を実施します。</p> <p>(2) 就労実現に向けた意欲喚起や能力向上のための講座、職場体験等を実施します。</p> <p>(3) 地域就労支援事業推進会議及びくらし再建パーソナルサポート事業連絡会を開催します。</p>	相談者数	5,510人	市民協働部 くらし支援課
52	無料職業紹介事業	<p>○市内外の事業所の求人獲得、求職者の求人事業所への紹介、各種面接会、面接対策講座などを実施しています。</p>	就職件数	187件	市民協働部 くらし支援課
53	障害者就労支援強化事業	<p>○障害のある人の就労の促進を図るため、障害福祉サービス事業所及び就労を希望する障害のある人などへの支援を行います。</p> <p>○市内の就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所への専門的スキル研修、就労先企業の開拓、就労環境整備の助言など、またこれらの事業所を利用し、就労した障害のある人への就労定着支援を行います。</p>	<p>① 就労支援強化事業登録事業者数</p> <p>② 就労支援強化事業における一般就労移行者数</p>	<p>①30事業所</p> <p>②93人</p>	健康福祉部 障害福祉課
54	障害者職場体験実習	<p>○一般就労を希望する障害のある人などに就労体験の場として市役所などを提供することにより、障害のある人の就労促進における先導的役割を果たすとともに、障害のある人の就労へ円滑な移行を促進します。</p> <p>○実習生の受け入れ可能と回答のあった職場で障害のある人が業務を体験(1か月以内)する場を提供します。</p>	<p>①実習職場数</p> <p>②実習人数</p>	<p>①28か所</p> <p>②38人</p>	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
55	就労移行支援	<p>○一般企業などでの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために、必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。</p> <p>○一般企業などへの移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行います。</p>	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
56	知的障害者就労支援事務	<p>○市で雇用されている知的障害のある人が、再生紙回収、連絡便配達、印刷、事務補助などの業務に円滑に従事できるように、就労支援を行います。</p>	従事業務件数	200件	総務部 行政総務課
57	精神障害者チャレンジ雇用事業	<p>○市で精神障害者を対象とした一般職非常勤職員を雇用し、業務を行うことを通じて、企業等への就職につなげます。必要に応じて、キャリアカウンセリング、仕事紹介等を行います。</p>	民間企業等への就業移行者数	3人	健康福祉部 障害福祉課 総務部 行政総務課・ 人事課 市民協働部 くらし支援課
58	採用試験事務	<p>○障害のある人の雇用率 2.5%以上を維持しさらなる向上に努めます。</p> <p>※障害者法定雇用率算定方法の改正（除外職員の縮小など）や、精神障害のある人の雇用義務化を考慮する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害のある人を対象とした職員採用選考試験を実施します。 ・知的障害のある人を非常勤職員として雇用します。また、行政総務課において、職員の日々の業務のフォローと庁内における職域開発を実施します。 ・精神障害のある人の障害特性に配慮した就労形態などについて調査研究を行い、精神障害のある人の就労の仕組みづくりに取り組みます。 	障害者雇用率	2.6%以上	総務部 人事課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
59	就労継続支援	<p>○一般企業などでの就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行うことにより障害のある人の自立生活を支援します。</p> <p>○通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人に就労の機会を提供するとともに、生産活動、その他の活動の機会の提供を通じて、その知識・能力の向上のために必要な訓練、その他の厚生労働省令で定める便宜を供与します。</p>	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
60	就労定着支援	<p>○就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人について、事業所・家族等との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行います。</p>	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
61	「福祉の店なかま」運営補助事業	<p>○民間の障害福祉サービス事業所が、豊中駅の公共スペースで授産製品を展示する「福祉の店なかま」の運営を支援します。</p> <p>○「福祉の店なかま」運営委員会に、豊中駅の公共スペースを無償貸与（光熱水費・共益費は自己負担）します。</p> <p>※「福祉の店なかま」は、障害福祉サービス事業所の活動や授産製品、そこでのボランティア活動を広く市民に知っていただくために、民間の障害福祉サービス事業所が協力しあう取組であり、豊中市社会福祉協議会が事務局となり、趣旨に賛同する市内の障害福祉サービス事業所が参加できるものです。</p>	<p>①参加団体数</p> <p>②市が指定した就労継続支援事業所の参加率（%）</p>	②50%以上	健康福祉部 障害福祉課
62	総合評価入札関連事務	<p>○清掃警備業務委託の受注業者を決定するにあたり、価格のみによる競争入札方式による決定ではなく、女性や障害のある人などの雇用についての評価項目と価格とを総合的に勘案したうえで業者決定を行い、女性や障害のある人などの雇用機会の確保を図ります。</p>	契約件数	5件	総務部 契約検査課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
63	障害者優先調達推進法に基づく調達指針の策定と運用	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉サービス事業所等の障害者就労施設で就労する障害のある人や在宅で就業する障害のある人の経済面での自立を進めます。 ○障害者就労施設の提供する物品・サービスを豊中市において優先的に調達することを進めます。 ○障害者就労施設の提供する物品・サービスをホームページなどでまとめ、調達を促進します。 ○庁内から記念品等を授産製品に贈呈する旨の相談がある際、市内授産製品作成事業所との橋渡しを行い、実施に協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 障害者就労施設等から市が調達した物品の額 ② 障害者就労施設等から市が調達した役務の額 	現水準以上	健康福祉部 障害福祉課
64	授産製品等あっせん販売	<ul style="list-style-type: none"> ○民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品について、市職員の理解と利用を広げます。 ○職員厚生会と協力して、民間の障害福祉サービス事業所の活動と授産製品を市職員に紹介し、購入希望者のとりまとめを行います。 	売上高	現水準以上	健康福祉部 障害福祉課

(3) 生涯学習、文化・スポーツ活動

基本方針

生涯学習や文化・スポーツ活動を通じて、障害のある人とない人とが交流する機会を設けるとともに、障害のある人の社会参加や生きがいづくりを支援していきます。

推進施策

① 生涯学習の充実

障害のある人が豊中市の施設を利用する機会を促進するとともに、図書等の提供の充実や公民館活動、各種講座などを通じて、生涯学習の機会の充実を図ります。

② 文化・スポーツ活動の推進

障害のある人がスポーツ、文化活動を通じて社会に参加し、健康づくりや生きがいづくり、自己実現を図れるよう、活動への参加を促進します。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
65	障害福祉センターひまわり施設運営	○障害のある人の文化と教養の向上、自立と社会参加の促進のための便宜を総合的に供与することにより、障害のある人の福祉の増進に資するため次の事業を行います。 ・貸室利用 ・障害者団体行事のためのマイクロバスの運行	貸室稼働率	50%以上	健康福祉部 障害福祉課
66	障害福祉センターひまわり講座	○在宅の障害のある人に、さまざまな情報提供を行い、自立支援・社会参加を促進することを目的に、障害のある人の自己実現を図る機会とします。	①参加実人数 ②文化系講座の延実施回数 ③スポーツ系講座の延実施回数	①4,500人 ②186回 ③144回	健康福祉部 障害福祉課
67	障害者青年教室補助事業	○障害のある青年の学習機会の一つとして、障害者施設等における文化・体育教室の実施を支援します。	補助施設数(教室数)	15施設(20教室)	教育委員会 生涯学習課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
68	公民館登録グループ支援	○障害のある人を含めたすべての市民の生涯学習活動を推進するため、自主的・継続的に社会教育活動を行う小グループを支援します。 ・中央、蛸池、庄内、千里の各公民館で実施。	地域でボランティア活動をした登録グループ数	100グループ	教育委員会 中央公民館
69	分館活動支援	○文化祭、体育祭などの行事や公民分館活動を通して、障害のある人を含めた地域のすべての人を対象に生涯学習、文化活動、仲間づくりの場としての公民分館活動を支援します。	①事業実施回数 ②事業参加者数	①19,300回 ②750,000人	教育委員会 中央公民館
70	市民ホール指定管理事業	○文化芸術の鑑賞・参加・創造の場の提供並びに文化芸術を担う人材育成を図ります。 ・自主公演の入場料につき、障害者手帳等の提示により割引。	障害のある人の来場人数	250人	都市活力部 文化芸術課
71	スポーツに親しめる環境の整備	○障害のある子どもが保護者とともに遊具を利用した遊びをとおして、健康の増進と体力の向上を図ります。 ・千里・庄内・豊島体育館で実施。 ・トランポリン、マット、跳び箱、平均台、バランスボールなどを使用し、遊びを通じて身体を動かします。	障害児チャレンジスポーツ利用者数	—	都市活力部 スポーツ振興課
72	体育施設運営管理	○障害のある人の社会参加の促進のため、体育施設の個人利用料につき、障害者手帳等の提示により障害者料金の適用（本人、介助者）を行います。また、駐車料金の免除を行います。	優待利用したの延人数	—	都市活力部 スポーツ振興課
73	図書館活動・すべての人への資料提供事業	○すべての市民に知る自由を保障するため、障害のある人に対面朗読や点訳・音訳資料の提供、宅配等を行います。	録音・点字図書等の貸出冊数	1,000冊	教育委員会 読書振興課
74	図書館を拠点とした地域・市民との協働事業	○地域社会の課題を共有し、「協働とパートナーシップに基づくまちづくり」に取り組む観点から、図書館に求められる役割を追求し、地域社会の課題解決と向上をめざします。 ・地域情報を図書館に集め、市民と協働し、さまざまな事業に取り組みます。 ○地域の文化創造に積極的に参画し、コミュニティを活性化するため、市民と協働し、さまざまな事業に取り組みます。 ・豊中市身体障害者福祉会視覚部会、音点訳ボランティア、障害福祉センターひまわりと図書館が協働・連携して行う音点訳図書選定会議をはじめ、子どもをとりまく読書環境整備の取組、しょうないREK、北摂アーカイブスなどの各事業を行うとともに、千里文化センター市民運営会議、地域教育協議会などとも連携し事業に取り組みます。	各種団体、地域の活動団体・グループとの共催・協力事業実施回数	760回	教育委員会 読書振興課

3 / 支えあい安心して暮らせる地域生活

(1) 保健・医療

基本方針

障害やその原因の一つである疾病の発生予防、早期発見・早期治療・早期療育を図るとともに、障害のある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、関係機関と密に連携しながら、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療サービスなどの充実を努めていくとともに、身近な地域において保健・医療サービスを受けられる提供体制の充実を図っていきます。

推進施策

① 健康づくりの推進

市民の心身の健康づくりを支援するため、健康づくりに関する知識や情報の普及啓発、健康診査、保健指導、健康相談など保健事業の拡充を図るなかで、障害のある人の健康づくりを支援するため、保健分野と福祉分野の連携強化を図り、日常的な健康維持・増進に関する知識の普及啓発、受診しやすい健診体制の整備などに努めます。

② 地域における医療体制の充実

障害のある人が必要な医療を必要なときに受けることができるよう、医療関係者の障害への理解促進など、関係機関との連携、情報共有のもとに、医療体制の充実を努めます。

③ こころの健康づくりの推進

「こころの健康」に対する市民の関心を高め、精神疾患の早期発見・早期対応が可能となるよう、『豊中市メンタルヘルス計画』に基づき、関係機関との連携により正しい知識や情報の普及啓発に努めます。

④ 精神保健福祉に関する医療・相談体制の充実

こころの不調や疾病を早期に発見し一次的な支援が行えるよう、相談従事者の知識や支援スキルの向上を図ります。『豊中市メンタルヘルス計画』に基づき、こころの健康づくりや精神疾患の早期発見・早期治療による重症化予防、精神障害のある人の社会復帰の促進に努めます。

⑤ 難病患者などへの支援

医療や保健・福祉の関係機関などと連携・協力しながら、相談支援体制の充実に努めます。

⑥ HIV 陽性者への支援

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）陽性者が地域で十分な支援を受け、安心して生活することができるよう、HIV に関する正しい知識の普及啓発や関係機関と連携した地域の支援体制の整備に努めます。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
75	自立支援医療 (更生医療)	○身体障害のある人に対し、障害の軽減や機能回復を目的とした医療処置を実施し、障害のある人の更生を促進させ、治療を公費助成することにより経済的負担の軽減を図ります。 ・障害程度を軽くしたり、残された機能を回復させることを目的として指定医療機関で手術を受ける場合、必要な医療費を補助します。	①延利用件数 ②支給総額	—	健康福祉部 障害福祉課
76	自立支援医療 (育成医療)	○身体に障害のある児童の福祉の向上を図るため、その費用全部または一部を負担することによって、早期治療による障害の除去ないし軽減を図り、生活能力を得ることを目的とします。 ・18歳未満の児童が指定医療機関で治療を受けることにより、入院・通院にかかる医療費の一部を公費負担します。	①延利用件数 ②支給総額	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
77	自立支援医療（精神通院）の受付	○指定医療機関での通院による精神疾病の治療に対し、治療費の一部を大阪府が公費負担するもので、市で申請を受け付けています。	①受給者数 ②支給総額	—	健康福祉部 障害福祉課
78	障害者医療費助成事業	○重度の身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人などを対象に医療費の一部を助成し、対象者の健康の保持及び福祉の増進を図ります。 ・各種医療保険の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成します。	助成額	—	健康福祉部 保険給付課
79	保険給付事業（精神・結核医療給付金）	○国民健康保険被保険者の疾病などに関して必要な給付を行い、健康の保持及び増進を図ります。 ○障害者総合支援法に規定する精神通院医療など国保条例に規定する医療を受けたときの自己負担金を助成します。	精神・結核医療給付金額	—	健康福祉部 保険給付課
80	老人医療費助成事業	○平成30年（2018年）4月1日より福祉医療の再構築により廃止。ただし、平成30年（2018年）3月31日時点の老人医療対象者については、平成33年（2021年）3月31日までの経過措置あり。	—	—	健康福祉部 保険給付課
81	障害者（児）歯科診療事業	○一般医院で治療が困難な障害のある人への歯科診療の受診環境を整備し、保健・医療分野における障害のある人に対する支援の充実を図ります。 ・（一財）豊中市医療保健センターに事業委託し、市立庄内保健センターにおいて一般医院で治療が困難な障害のある人の歯科診療を行います。（毎週水曜日14時から16時。祝日、夏期（8月14日・15日）、年末年始期間除く）	受診者数	800人	健康福祉部 保健医療課
82	精神保健福祉相談	○精神疾患の予防や精神障害のある人の早期治療の促進、必要な治療の継続、社会復帰及び自立と社会経済活動への参加の促進を図ります。 ○精神保健福祉士、保健師、精神科医などが、保健所内・外の面接、電話、家庭訪問などで、本人・家族・支援者などからの相談に応じ、医療や福祉など各種社会資源に関する情報提供や、関係機関への紹介、ケースワークなどを行います。	相談延件数	6,500件	健康福祉部 保健予防課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
83	精神保健福祉講座	○各種精神疾患の初期症状や前兆に気づき、早期に適切な対処ができるよう知識の普及を図ります。 ・こころの健康づくりや各種精神障害などに関する講座などを開催し、疾病の理解や治療、対処方法などについて正しい知識の普及を行います。	受講者数	5,600人	健康福祉部 保健予防課
84	難病事業	○難病患者・家族が地域で安心して療養しながら生活できるよう支援し、患者及び家族の生活の質の維持・向上を図ります。 ・難病患者及び家族への療養相談の実施や、講演会の開催、関係機関との連携により在宅療養生活の支援を行います。	相談延件数	4,300人	健康福祉部 保健予防課
85	HIV 抗原抗体検査	○HIV 等感染者を早期に発見し、二次感染を防止するとともに、感染者の診療を早期に開始することを目的とします。 ○プライバシーに配慮し、無料匿名の血液検査、検査前後の相談面接を行います。検査の結果、陽性とわかった人には医療機関の紹介も行います。	受検者数	250人	健康福祉部 保健予防課
86	健康相談事業	○エイズや性感染症などの予防・症状・感染・治療について、医師・保健師が相談を受けます。相談者が正しい知識を持ち、不安の軽減を図るために面接・電話にて相談を受けます。	相談者数	700人	健康福祉部 保健予防課
87	エイズ予防対策事業	○エイズについての正しい知識の普及啓発を行います。 ・6月1日～7日:HIV 検査普及週間 ・12月1日:世界エイズデー ・学校で性感染症予防教育を実施するうえでの相談・支援。	① イベント開催回数 ② 参加者数	①25回 ②6,000人	健康福祉部 保健予防課

(2) 自立した生活の支援

基本方針

障害のある人の心身の状況やニーズを的確に把握し、生涯を通じて一貫したきめ細かな支援ができるよう、保健・医療・福祉その他関係分野の総合的な連携のもとに生活支援施策、障害福祉サービスの一層の充実、事業所の質の向上に努めていくために、利用者が主体的に障害福祉サービスを選択できる支援を充実していくとともに、福祉サービスの質の向上及び量の確保を図っていきます。

推進施策

① 在宅生活の支援

障害者総合支援法など今後の制度改革や障害の重度化・重複化、障害のある人自身や家族の高齢化、発達障害・高次脳機能障害・難病などのこれまで制度の狭間におかれてきた人々への対応など、障害のある人を取り巻く状況や動向をふまえながら多様な利用者意向に対応し、利用者自らが主体的に障害福祉サービスを選択できるような各種生活支援サービスの充実に努めます。

障害のある人が地域で自立した生活を送るために、限られた社会資源の中で障害福祉サービスの公平な利用を図る観点から、支給量の決定の指針であるガイドラインを定めていますが、障害者総合支援法の施行もふまえ、必要に応じてガイドラインの見直しを行うなど、障害福祉サービスの適正化をより進めていきます。

② 外出支援の充実

社会参加目的などで外出する際に、介助を必要とする人が安心して外出できるよう、各種の外出支援サービスの充実に努めます。また、社会参加をより一層促進するため、同行援護、移動支援などの支援を行います。

③ 日中活動の場の充実

障害のある人の自立した生活や社会参加を促進し、また家族の負担を軽減するため、大阪府や関係機関、サービス事業所と連携・調整を図りながら、日中活動の場となる通所型事業の充実に努めます。

④ 生活の場の確保

障害のある人が地域社会の中で自立し、安心して暮らしていけるよう、グループホームなど生活の場の確保に努めるとともに、入所施設の利用者や長期入院者が地域生活へ円滑に移行できるよう、関係者とともに取り組を進めます。また、利用者一人ひとりの人権の尊重と生活の質の向上に配慮しながら生活の場としての施設サービスの充実に努めます。

⑤ コミュニケーション支援の推進

障害のある人が多くの人々と円滑にコミュニケーションが行えるよう、手話通訳者などの派遣を行うとともに、積極的に社会参加が図れるよう、障害のある人のコミュニケーション能力の養成などを支援します。

⑥ 各種制度の活用

障害のある人が地域で安心して生活できるよう、各種支援制度の周知に努め、有効活用を図ります。

⑦ 障害者施設ネットワークの強化

平成 28 年（2016 年）8 月に策定した『障害福祉センターありかた方針及び障害者福祉施設ネットワークの考え方』に基づき、障害福祉センターひまわりを豊中市の障害者支援の拠点施設と位置づけ、障害者施設ネットワークの結節点としました。また、旧市立みずほ園・おおぞら園も『第四次障害者長期計画』の方針に基づき、民営化の後平成 28 年（2016 年）8 月に本市ではじめてとなる、通過型施設入所支援を備えた地域生活支援拠点施設としてスタートしました。今後は着実な地域移行の推進と地域生活を送る障害のある人たちの支援拠点としての役割を果たすべく、各種関係機関との連携を深めつつ地域移行の推進に向けた取組を進めていきます。

さらに、平成 30 年度（2018 年度）に市立障害福祉センターひまわり及び市立医療型児童発達支援事業所の再整備を行い、ライフステージを通じた障害児者支援のセーフティネット機能を有する新たな仕組みを構築し、更なる障害者支援の基幹的役割を果たすべく事業を進めます。

また、重度の身体障害（身体障害者手帳 1 級又は 2 級）と重度の知的障害（療育手帳 A）が重複している重症心身障害児者は、大阪府内で年数%ずつ増加しており、府が行った調査によるとおよそ半数が、医療的ケアが必要であると推測され、その生活には、医療と介護の連携強化による障害福祉サービスの充実が求められます。

主に重症心身障害児者の支援を行ってきた市立たちばな園は、平成 29 年度（2017 年度）より指定管理者制度の導入を図り、市域の重症心身障害児者の支援ネットワークの強化を進めるため、公民連携のもとさらなる充実を図ります。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度目標	所管部局・課
88	居宅介護	○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人の家庭にヘルパーを派遣し、在宅生活を支援するとともに自立と社会参加を促進します。 ・居宅において、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。	実利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
89	重度訪問介護	○重度の肢体不自由者及び重度の知的・精神障害のある人で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助、外出時における移動支援などを総合的に行います。また、最重度の人で重度訪問介護を利用している人が入院した際には、そのニーズを的確に医療従事者に伝達する等の支援を行います。	実利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
90	障害者ホームヘルプサービス利用者支援措置事業	○介護保険制度の訪問介護などの利用にあたり、障害者施策によりホームヘルプサービスを利用していた低所得の障害のある人などの利用者負担について軽減措置を講じることによりサービスの継続的な利用の促進を図ります。	件数	—	健康福祉部 高齢者支援課
91	訪問入浴サービス事業	○家庭のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・重度身体障害のある人の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。	①実利用人数 ②延利用回数	—	健康福祉部 障害福祉課
92	施設入浴サービス事業	○家族のみでは入浴が困難な重度障害のある人に対し、必要な設備などを提供し、保健衛生の向上と福祉の増進を図ります。 ・入浴設備での入浴の介護を行います。	①実利用人数 ②延利用回数	—	健康福祉部 障害福祉課
93	在宅給食サービス事業	○食の確保が困難な在宅の障害のある人に対して、栄養バランスの取れた食事を定期的に提供し、健康維持や疾病予防を図るとともに、配食時に安否確認を実施し、地域で安心して暮らせるよう食の自立を支援します。	給付決定人数	—	健康福祉部 障害福祉課
94	発達障害者支援事業	○主として発達障害に起因する日常生活上の問題に対して医療リハ職、社会福祉職等の専門職が支援することによって、発達障害者の福祉の向上を図ります。 身近な地域で専門職からの相談・支援が受けられる体制の充実を図るとともに、特にひきこもり等に対してはアウトリーチや他機関と重層的な連携を図ることで切れ目のない支援を行っていきます。	支援延件数	360件	健康福祉部 障害福祉課
95	機能回復訓練	○心身の障害によって生活機能が低下あるいはその恐れがある者に対して、社会的機能訓練を行うとともに、介護者を含めて家庭で継続して行える訓練方法の指導および助言を行います。 ・個別、集団訓練、および指導を行います。対象者及び介護者に対する助言を専門職が行います。	①利用人数 ②利用延回数	①25人 ②200回	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
96	歩行訓練	○視覚障害のある人に歩行訓練及び日常生活訓練を行うことにより、自立支援・社会参加の促進を図ります。 ・訓練は週2回以内、3時間単位、期間6か月以内。	歩行訓練 延回数	250回	健康福祉部 障害福祉課
97	障害者外出支援サービス事業	○一般の交通手段を利用することが困難な障害のある人の移動を支援し、福祉の増進を図ります。 ○対象者のうち希望する人をあらかじめ登録し、市内や隣接市等への移動を自動車で支援します。	①登録者数 ②利用回数	—	健康福祉部 障害福祉課
98	行動援護	○行動上著しい困難を有する障害のある人などの外出の機会を確保します。 ○対象となる障害のある人などが行動する時に、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事などの介護を行います。	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
99	同行援護	○視覚障害により移動に著しい困難を有する障害のある人などが外出する時に、障害のある人などに同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、障害のある人などが外出する際の必要な援助を行います。	延利用者数	—	健康福祉部 障害福祉課
100	移動支援	○社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動などの社会参加のための外出の際の移動を支援し、障害のある人などの地域における自立生活及び社会参加を促進します。	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
101	豊中市役所自動車駐車場使用料割引	○障害のある人の社会参加の促進のため、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、その他市長がこれらの人に準ずると認められる人が運転または同乗している自動車を駐車させる時に使用料の割引を行います。	障害者手帳による減免件数	—	資産活用部 資産管理課
102	生活介護	○常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
103	療養介護	<p>○医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、日常生活上の世話をを行い、利用者の福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。 	実利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
104	自立訓練	<p>○地域生活を希望する人が、自立した日常生活、社会生活を送ることができるよう支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人の身体機能、生活能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を行います。 	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
105	自立生活援助	<p>○障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障害のある人でひとり暮らしを希望する人等について、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うことで、本人の意思を尊重した地域生活を支援します。</p>	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
106	短期入所	<p>○障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、施設に短期間の入所をさせ、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事などの介護や日常生活上の支援を行います。 	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
107	短期入所緊急利用事業	<p>○身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人が居宅において介護を受けることが一時的に困難となった場合に、短期入所することにより、障害のある人やその家族の福祉の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援給付の短期入所とは別に、豊中市が民間事業所の空床を1床確保し、家族の急な疾病などの緊急時の利用に対応します。 	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
108	日中一時支援	<p>○障害のある人などの日中における活動の場、障害のある人などの家族の就労支援、障害のある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息を確保します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日中、障害のある人などに活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行います。 	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
109	地域活動支援センター事業	<p>○障害者生活支援については、在宅の障害のある人に対し在宅福祉サービスの利用援助、社会参加の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング、介護相談、情報の提供を総合的に行うことにより障害のある人やその家族の地域における生活を支援し、在宅の障害のある人の自立と社会参加の促進を図ります。</p> <p>○地域活動支援センター事業については、地域で生活する障害のある人の日常生活の支援、日常的な相談への対応や地域交流活動などを行うことにより障害のある人の社会復帰と自立、社会参加を図ります。</p>	<p>①相談支援型 延利用回数</p> <p>②活動支援型 延利用回数</p>	<p>①10,000回</p> <p>②200回</p>	健康福祉部 障害福祉課
110	たちばな園施設運営	<p>○たちばな園の利用者に安全・快適な日中活動の場を提供します。</p> <p>・個別支援計画を作成し、それに基づいて利用者に日中活動支援、送迎バス内での支援、看護師による日常的な健康管理、医師による定期的な健康管理を提供します。また、必要に応じて家族との連絡・相談支援を行います。</p>	<p>①登録者数</p> <p>②月平均利用者数</p>	②30人	健康福祉部 障害福祉課
111	補装具	<p>○身体障害のある人に対して補装具を交付及び修理することにより、身体障害のある人の身体上の障害を補います。</p> <p>・交付申請を受け、補装具費用などを支給します。</p>	交付及び修理件数	—	健康福祉部 障害福祉課
112	日常生活用具	<p>○在宅の障害のある人や難病患者などに対し、それぞれの障害に応じて日常生活を容易にするため、蓄便袋や蓄尿袋、特殊寝台などの日常生活用具の給付（一部貸与）を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。</p>	<p>①日常生活用具給付件数</p> <p>②小児慢性特定疾患日常生活用具給付件数</p>	—	健康福祉部 障害福祉課
113	難聴児補聴器	<p>○身体障害者手帳の交付の対象とならない補聴器の購入に要する費用の一部を補助するとともに、その検査に要した費用を支給します。</p>	交付件数	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度目標	所管部局・課
114	福祉電話・ファックス貸与	<p>○福祉電話：身体障害のある人に対して、電話料金の一部を助成することで、経済的負担の軽減とコミュニケーション、緊急連絡の手段としての電話の保有、維持を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・難聴者や外出困難な在宅の身体障害のある人に対して、福祉電話を貸与し、使用料（基本料金）の負担を行います。 <p>○ファックス：重度の聴覚障害のある人にファックスを貸与し、市と聴覚障害のある人との意思疎通を図るとともに、情報の収集、緊急時の相互連絡など社会生活におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。</p>	<p>①福祉電話貸与台数</p> <p>②ファックス貸与台数</p>	—	健康福祉部 障害福祉課
115	施設入所支援	<p>○施設入所者の福祉の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間に介護が必要な人、通所が困難な自立訓練、就労移行支援の利用者に対し、夜間における入浴、排せつなどの介護や日常生活上の相談支援などを行います。（自立訓練、就労移行支援の利用者は利用期間が設定されます。） 	実利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
116	障害者福祉施設整備補助	<p>○社会福祉法人などが行う新規の施設整備や既存施設のスプリンクラー、自動火災報知機、防犯設備整備に要する費用の一部を補助することにより、施設利用者などの福祉の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設の整備にかかる事前協議に基づき、市として審査を行い、国に対して協議を行います。 ・原則として、国庫基準額に対し国庫負担が2分の1、中核市負担が4分の1、事業所負担が4分の1です。 	助成施設数	—	健康福祉部 障害福祉課
117	共同生活援助	<p>○地域での生活を望む障害のある人に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助などを行うことにより、障害のある人の自立生活を支援します。</p>	実利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
118	グループホーム開設助成	○市内にグループホームを開設しようとする事業者に対し、利用定員ごとに定めた補助基本額（備品購入費、改修工事費などを含む）を助成することにより、グループホームの設置を促し、障害のある人の地域移行の促進を図ります。	開設助成による増加床数	17床	健康福祉部 障害福祉課
119	重度障害者入院時コミュニケーション等支援事業	○重度の障害のため、意思疎通に支援が必要な人が医療機関に入院した際に、本人との意思疎通に熟達した人を「コミュニケーション支援員」として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を整えます。	延利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
120	奉仕員養成研修事業	○障害のある人の社会参加・日常生活支援を目的としたボランティア団体などの支援者を養成し、障害のある人の福祉の向上を図ります。 ・手話・点字・要約筆記・音訳などのボランティア養成講習会の実施、及びボランティア団体の活動支援	受講者数/年	90人	健康福祉部 障害福祉課
121	手話通訳・要約筆記奉仕員派遣	○聴覚障害のある人などの社会参加を支援するため、手話技術などを修得した手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣し、聴覚障害のある人などの家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円滑に行います。 ・事前登録した聴覚障害のある人などからの申し込みにより手話通訳・要約筆記奉仕員を派遣します。 ○緊急時の支援をするため、手話技術などを修得した通訳者を消防局との連携により、医療機関に派遣し、医師などとの意思疎通を円滑に行います。 ・緊急時派遣は、事前に登録した人が消防局に救急車依頼をした場合、病院に通訳者を派遣します。	①派遣奉仕員登録数 ②派遣延回数（緊急時派遣含む）	①45人 ②480回	健康福祉部 障害福祉課
122	手話通訳	○手話通訳者を設置し、聴覚障害のある人とのコミュニケーションを円滑に行います。	手話通訳・相談回数	500回	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
123	「障害者福祉の手引き」の発行	○障害のある人が利用できる各種制度と相談窓口や社会資源についてまとめた冊子を発行します。内容を充実させるとともに、情報に変更があれば迅速に反映し、わかりやすく伝えます。 ・障害のある人が利用できる各種制度とその相談窓口をわかりやすく案内し、その他活用可能な社会資源を紹介する冊子。障害のある人が気軽に手に取ることができ、なおかつ新しい情報を迅速に反映することをめざします。	—	—	健康福祉部 障害福祉課
124	身体障害者手帳	○身体に障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、身体障害者手帳を交付します。また、診断書料を支給することにより、申請者の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります（市民税非課税世帯に限ります）。	身体障害者手帳所持者数	—	健康福祉部 障害福祉課
125	精神障害者保健福祉手帳	○精神障害のある人に対して、その人の状態に応じた障害等級を認定し、精神障害者保健福祉手帳を交付します。	精神障害保健福祉手帳交付件数	—	健康福祉部 障害福祉課
126	療育手帳の受付	○療育手帳の申請を受け付け、大阪府に進達し、手帳の交付などを行います。	療育手帳所持者数	—	健康福祉部 障害福祉課
127	高額障害福祉サービス	○同一世帯に障害福祉サービス利用者が複数いる場合などに、世帯の負担を軽減する観点から、償還払い方式により世帯における利用者負担を世帯の負担月額負担上限額まで軽減を図ります。	実利用人数	—	健康福祉部 障害福祉課
128	福祉手当	○重度の障害のある人を経済的に支援するため、特別児童扶養手当などの支給に関する法律などに基づき、重度の在宅の障害のある人に支給します。	①特別障害者手当 受給者数 ②障害児福祉手当 受給者数 ③経過的福祉手当 受給者数 ④特別児童扶養手当受給者数	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度 目標	所管部局・ 課
129	外国人障害 福祉金	○障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給し、福祉の増進を図ります。 ・国民年金制度の改正が行われた昭和 57 年(1982 年) 1 月 1 日以前に 20 歳に達していた外国人で障害基礎年金などを受けることのできない重度の心身障害のある人に対し、在日外国人障害者福祉金を支給します。	受給者数	—	健康福祉部 障害福祉課
130	特定障害者 特別給付費	○指定障害者支援施設など、また共同生活住居における食事の提供に要した費用、居住に要した費用について、特定障害者特別給付費を支給します。 ・低所得者にかかる施設などにおける食費や居住に要する費用について特定障害者特別給付費を支給し、利用者の負担を軽減します。	① 給付件数 (入所) ② 給付件数 (グループホーム)	—	健康福祉部 障害福祉課
131	在宅重度障 害者介護料 支給事業	○在宅の重度障害のある人にかかる介護料を支給することによって在宅生活の維持を図ります。 ・生活保護の適用を受けている重度障害のある人が在宅で他人の介護を要する場合に月額 13,000 円を支給します。	対象世帯	—	健康福祉部 障害福祉課
132	介護給付費 等支給 審査会	○障害支援区分の審査判定業務を行うとともに、意見を聞き、支給要否を決定します。 ・委員数は 25 名以内。 5 合議体。	① 審査会開催 回数 ② 審査判定 件数	—	健康福祉部 障害福祉課
133	介護保険料 の減免	○身体障害者手帳 1～4 級、療育手帳 A・B 1、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、難病患者に対し、介護保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	減免者数	—	健康福祉部 保険資格課
134	国民年金 事業	○すべての国民を対象に老齢、障害または死亡に関して必要な給付を行い、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とします。 ・国民年金加入・喪失・住所変更 ・氏名変更・請求の受付のほか、年金相談業務を行います。	① 相談件数 ② 請求者件数	—	市民協働部 市民課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
135	国民健康保険料の減免	○身体障害者手帳1～4級、療育手帳A・B1、精神障害者保健福祉手帳1・2級、難病患者に対し、国民健康保険料の減免を行い(所得制限あり)、経済的負担の軽減を図ります。	減免者数	—	健康福祉部 保険資格課
136	事業所指定	○障害福祉サービスの提供を行う事業所などの指定(更新を含む)を行います。	事業所数	—	健康福祉部 障害福祉課
137	事業所指導・監査	○指定障害福祉サービス事業所などの指導・監査を通じて、サービス提供の質を確保していきます。	実地指導等実施事業所数	120事業所	健康福祉部 福祉指導監査課

(3) 生活環境

基本方針

障害の有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしたい、という意思が実現できる地域づくり・まちづくりを進めるため、住宅や公共施設、道路、公共交通機関などの環境整備を進め、福祉のまちづくりの普及・促進を図り、計画的な道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備とともに、住宅のバリアフリー化や障害のある人などの住宅確保要配慮者への支援を行っていきます。

また、障害のある人の暮らしに役立つ情報や各種支援制度・サービスの利用に関する情報をより多様な媒体を通じて提供していくために、市発信情報のバリアフリー化を推進していくとともに、だれもが利用しやすい市ホームページ等での情報提供を行っていきます。

推進施策

① 福祉のまちづくりの普及・促進

すべての人にとって安全で快適な日常生活空間の拡大を図り、だれもが自由に活動できるまちづくりを進めるため、「福祉のまちづくり」に関する市民・事業者の理解を促進するとともに、関係法令に基づき公共施設や民間施設のバリアフリー化に取り組みます。

あわせて、外出しやすいまちづくりバリアフリー新法などの関係法令に基づき、だれもが安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携・協力のもとに道路交通環境や公共交通機関、公園などの整備・改善を進めていきます。

② だれもが暮らしやすい居住環境の整備・改善

居住環境をより快適なものにするため、住宅のバリアフリー化に関する意義や支援制度・事業についての普及・啓発に努めるとともに、関係者による相談助言体制づくりに努めます。

市営住宅においては、障害のある人や高齢者にとっても暮らしやすい居住環境となるよう、バリアフリー化の推進に努めます。

また、住宅確保要配慮者の住まいの確保のため、市営住宅の入居者募集抽選時に倍率を優遇し、入居時の配慮に努めます。

③ 広報・情報提供の充実

広報とよなか、パンフレット、ホームページなどの活用、行政情報の点字・音声化の促進などを通じて情報の提供に努めます。

また、障害のある人が利用できる障害福祉サービスや保健・医療、療育・教育、雇用・就労、スポーツ・文化活動などの情報を、障害のある人や家族などが分かりやすく入手できるような仕組みづくりに努めます。

さらに、災害や大規模感染症の発生時に、必要な人に必要な情報が届くよう、関係機関と連携した情報提供体制の整備に努めます。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
138	バリアフリー化の推進	<p>○高齢者・障害のある人などあらゆる人が社会活動に参加できるよう、公共に関するバリアフリー化の円滑な事業進捗を図るため実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市のバリアフリー化全般について市民の意見を聞き、また交通など他の事業者の事業についての状況把握と協議を行うため、「豊中市バリアフリー推進協議会」を運営します。 ・だれもが安全で利用しやすい施設設置をするため、事業者の希望により障害のある人のチェックを受け、その意見を参考として工事を実施することを目的とした豊中市独自のチェックシステムの運営を図ります。 	バリアフリー推進協議会開催回数	9回	都市基盤部 道路建設課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度目標	所管部局・課
139	住居地区バリアフリー整備	<p>○市全域のバリアフリー化を図るため、住居地区の生活道路のバリアフリー整備を進め、だれもが安全で便利に移動できるようにします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活道路などのバリアフリー整備を計画的かつ効果的に実施するため、地区単位で市民意見を反映しながら計画、設計、工事を順次進めます。 5～6小学校区単位で地区を設定し、平成 32 年度(2020 年度)までに市全域の事業を完了する予定です。 	整備地区数	8 地区	都市基盤部 道路建設課
140	歩道改良整備	<p>○歩道の「狭い」、「勾配がきつい」、「段差・凹凸がある」などの問題に対処し、安全で快適な歩行空間を形成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 『歩道改良実施計画(改訂版)』に基づき、市内の主要な道路において計画的、効果的に歩道改良整備を実施します。 	整備延長	11,765 メートル	都市基盤部 道路建設課
141	公園安全安心対策事業	<p>○既に整備された都市公園などの総合的な機能保全・向上を目的とした、子どもや高齢者をはじめ、だれもが安全で安心して利用できる既設都市公園などの整備を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の都市公園などにおける都市公園移動等円滑化基準への適合整備(バリアフリー化)と、老朽化した公園施設の改築・更新を実施します。 	公園のバリアフリー化件数	5 カ年で 25 箇所	環境部 公園みどり推進課
142	ノンステップバス導入の推進	<p>○だれもが安全で便利に移動できる、ノンステップバスの導入を促進し、バス移動の利便性向上や利用促進を図ります。</p>	導入率	—	都市基盤部 交通政策課
143	介護保険住宅改修費支給	<p>○介護が必要な状態になったときに、自宅で自立した生活ができるよう住宅環境を整えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護認定を受けている方が、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行う際に、事前申請によって利用額(限度額 20 万円)の 9 割または 8 割を支給します。 	①介護予防住宅改修費 ②居宅介護住宅改修費	—	健康福祉部 保険給付課
144	住宅改造助成	<p>○身体障害のある人の自立と福祉の増進を図るため、日常生活の基盤となる住宅の改造を促進し、生活の利便性を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室などの改造に要する経費の助成を行います。 	助成件数	20 件	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度目標	所管部局・課
145	市営住宅施設管理	○安心・安全な居住空間を維持するため、市営住宅施設の適切な維持管理、居住性が低下した住宅の改修や補修により、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進などを図ります。	バリアフリー改修（手すりの設置、段差の解消）を行った住戸数	—	都市計画推進部 住宅課
146	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	○障害のある人が自立して安全かつ快適な生活を営むことができるよう、在宅支援サービスが整った住居を提供します。 ○シルバーハウジング（高齢者向け公営住宅）に居住する障害のある人に対し、生活援助員などによるサービスを提供します。 ・生活援助員をシルバーハウジングに派遣し、安否の確認、生活相談、生活関連情報の提供を行います。 ・緊急の場合、入居者が緊急通報装置のボタンを押せば、生活援助員が受信し、応急の対応や関係機関への連絡などを行います。生活援助員が不在時及び夜間は、警備会社が受信し関係機関へ連絡します（24 時間体制）。	世帯数	—	健康福祉部 障害福祉課
147	市ホームページを活用した情報提供	○障害の有無にかかわらず、閲覧しやすいものとします。 ○障害福祉にかかる情報を一覧化しやすいよう工夫します。 ○市施設のバリアフリー情報を掲載します。	—	—	政策企画部 広報広聴課 健康福祉部 障害福祉課 各施設所管課
148	点字・声の広報等発行事業	○文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音訳その他障害のある人にわかりやすい方法により、行政情報・地域生活をするうえで必要な情報を定期的に発行します。 ・「点字広報」、「声の広報」の作成 ・点字・声（音訳）の図書の作成 ・点字・声の図書の選定 ・その他、行政情報・生活情報の点訳・音訳化	①点字・声の広報発行数 ②点字・声の図書発行数	①120 部 ②55 タイトル	健康福祉部 障害福祉課
149	市発信情報バリアフリー化ガイドラインの運用	○平成 29 年（2017 年）に策定した『市発信情報バリアフリー化ガイドライン』について、庁内に周知するとともに運用を図ります。	—	—	健康福祉部 障害福祉課

(4) 地域福祉の充実・生活安全対策

基本方針

地域福祉活動の展開を通じて、身近な声かけ・相談をはじめ、障害のある人やその家族の生活、社会参加を支えていくためのさまざまな取組を進めるとともに、障害のある人が地域社会の一員として参加し、社会的役割を担うような取組を進めるなど、さまざまな活動主体との連携・協働のもとに、地域におけるつながりと支えあいの促進に努めていきます。

また、災害発生時に障害のある人が速やかに避難し、被災後も安全に生活できるよう、地域の諸団体や関係機関と連携のもと、体制の充実を図っていくとともに、地域をあげた防災対策、緊急時における支援体制づくりに努めます。

推進施策

① 地域福祉活動の推進

支援が必要な障害のある人に、家族、隣近所、学校など身近な人が早期に気づき、確実に支援につなげるとともに、市民、地域、学校、専門機関、事業者、地域活動団体、行政など、さまざまな主体が連携したネットワークで早期発見・早期対応を行い、継続的、重層的な支援を行います。

小地域における福祉活動の展開を通じて、障害のある人やその家族も含め、地域の人々が互いに見守り、支えあい、助けあって、だれもが安心して暮らせるような地域共生社会の形成をめざします。

② 人づくりの推進

障害のある人への支援を目的とした活動をはじめ、多様な分野における福祉活動への参加や活動の活発化を促進するため、広報・啓発、各種講座・研修の充実などにより社会参加の促進を図ります。

また、さまざまな形のコミュニティが、相互に理解・連携しながら地域福祉活動の担い手を広げていきます。

③ 防犯対策などの充実

障害のある人などが犯罪被害にあうことのないよう、防犯対策の強化・充実に努めるとともに、地域における防犯活動の充実を促進します。

④ 防災・防火対策の充実

障害のある人などが地域で安心して暮らせるよう、自然災害や火災などの緊急時に備えて、支援の必要な障害のある人などの日常的な実態把握から、緊急通報、救出・避難誘導、避難所などでの生活に至るまで、地域をあげた支援体制の確立に努めるとともに、災害発生後の適切で迅速な支援体制づくりに努めます。

主な事業

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
150	地域福祉ネットワーク会議	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者の早期発見から支援につなげるライフセーフティネットの構築を図ることを目的とします。 ○7つの生活圏域ごとに開催している地域福祉ネットワーク会議は、地域住民や事業者、行政が参加しコミュニティソーシャルワーカーがキャッチした新たな地域課題の共有や検討を行うことで地域ぐるみで課題意識を高めています。 ○また、福祉なんでも相談窓口のバックアップやライフセーフティネット総合調整会議に情報提供を行うなど地域福祉を推進する中核的役割を担っています。 	参加者数	1,120人	健康福祉部 地域福祉課
151	福祉なんでも相談	<ul style="list-style-type: none"> ○小学校区単位に地域の身近な相談窓口として設置し、市の研修を修了した校区福祉委員や民生・児童委員が相談員として対応しています。窓口で解決が難しい相談はコミュニティソーシャルワーカーと一緒に相談に応じています。 	設置個所数	38か所	健康福祉部 地域福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度目標	所管部局・課
152	安否確認ホットライン連絡窓口	○孤独死や孤立死の防止に向けてセーフティネットの充実をめざし、情報の適切な把握や事例の早期発見・早期援助、二次被害などを未然に防止することを目的とします。 ○地域住民や団体から、ひとり暮らし高齢者や障害のある人などの安否確認を要する連絡が入った際に、庁内横断的な対応により安否確認を行います。	通報件数	—	健康福祉部 地域福祉課
153	認知症高齢者・障害者徘徊 SOS メール	○徘徊の危険性のある人を早期に発見し、安全を確保します。 ○捜索に協力してもらえる人を名簿に登録し、徘徊者の捜索願が出た際に徘徊者の特徴などを名簿登録者にメール送信します。	①障害福祉課情報発信件数 ②協力者数	②1,600人	健康福祉部 障害福祉課 健康福祉部 地域福祉課
154	緊急通報システム事業	○緊急通報装置を活用し、ひとり暮らしの重度身体障害のある人の緊急事態に対応することにより、生活の不安の軽減を図るとともに、協力員をはじめとする地域住民の理解と協力のもと、在宅福祉を促進します。	設置台数	—	健康福祉部 障害福祉課
155	ひと声ふれあい収集事業	○高齢者及び障害のある人の在宅生活を支援するため、ごみ集積場所まで持ち出せない世帯の戸別収集を行い、合わせてひと声をかけることで安否の確認も行います。	ひと声ふれあい収集実績件数	—	環境部 家庭ごみ事業課
156	安全なまちづくりの推進	○地域の安全は地域で守るという意識を醸成し、市民が安心・安全に暮らせることができる社会を実現するための活動支援を行います。	青色回転灯パトロールカー活動団体数	11団体	危機管理課
157	防犯協議会の支援	○犯罪のない明るい社会の実現をめざし、市民の防犯意識の高揚、防犯施策の研究・実施を行うなど、民間防犯の発展に貢献している団体の事業実施を推進し、支援することを目的とします。	防犯委員数	—	危機管理課
158	危機管理対応の充実	○あらゆる危機事態に備え、統一的な組織体制のあり方、全庁的な対応方針の基本ルールなど、市における危機管理の基本的な枠組みを示し、危機管理対策にかかる総合的な推進を図ることを目的とします。	危機管理対策推進会議開催	1回	危機管理課
159	水害対策の充実	○災害情報や避難勧告の伝達体制の検討、浸水ハザードマップの周知など避難勧告が行われた場合、市民が迅速かつ適切な避難が行えるよう体制を整えます。	風水害対策に関する出前講座の数	5回	危機管理課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成 35 年度目標	所管部局・課
160	防災訓練	○広域訓練や全庁的・部局ごとの各種訓練・研修を継続的に行い、地域防災計画に基づく災害対応業務の習熟や連携体制の強化を図り、各種災害や危機事象に対する全庁的な対応能力の向上をめざします。	各種庁内訓練・研修の企画・実施	10回	危機管理課
161	自主防災活動の充実・強化	○防災に関する講座やセミナー、パネル展示、広報誌などの啓発事業を通じて市民の防災意識を向上させ、活動を活発にし、地域での連携力や結束力を高め災害時における被害を軽減するための活動の推進、支援を行います。 ○自主防災組織の育成に努め、地域の災害対応力の充実・強化を支援します。また、地域の自主防災リーダーなどの人材育成のため、「防災まちづくり講座」を実施するほか、自主防災活動の環境整備を行います。	自主防災組織の組織率	80%	危機管理課
162	備蓄物資整備・管理事業	○災害発生時に、市域内の被災者を対象に食料や救援物資などを迅速に支給するため、計画的に備蓄を行います。 ○また救援物資を保管する備蓄倉庫は、熊野田公園内にある中央防災倉庫を除いて小学校の余裕教室を利用していますが、児童の増加や耐震化による建て替え、補強工事などにより、配置場所の変更などが必要となることから、備蓄物の点検、廃棄を含めた備蓄倉庫の配置計画を作成し、計画的に食料や生活必需品などの備蓄を行います。	—	—	危機管理課
163	防災・福祉ささえあいづくり推進事業	○防災・福祉ささえあいづくり推進事業について、事業の普及啓発に努め、災害時に自力避難が困難な避難行動要支援者に対し行う個人情報等の外部提供に関する意思確認の回答促進を図ります。 ○また、平常時から避難行動要支援者名簿を提供する民生・児童委員や校区福祉委員等を中心とする避難支援等関係者との連携を密にし、災害時に避難行動要支援者へスムーズな避難支援等が行えるよう各校区ごとの避難支援体制の構築に努めます。	—	—	健康福祉部 地域福祉課 障害福祉課 高齢者支援課 危機管理課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
164	避難所の開設・運営	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時の円滑かつ迅速な避難所開設を目的とし、避難所開設要員の訓練、避難所運営についての協力体制の確立、地域で行う避難所運営訓練を支援します。 ○援護を必要とし、避難所での生活が困難な高齢者や障害のある人、主たる介護者（家族など）を受け入れる二次的避難所の確保や体制の確立に努めます。 	避難所開設要員の訓練実施回数	1回	健康福祉部 障害福祉課 高齢施策課 高齢者支援課 危機管理課
165	消防一声訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> ○地域に密着した消防業務として避難行動要支援者を対象に、定期的に一声訪問を実施し、災害時における迅速な避難と救出体制の強化を図ります。 	実施率	100%	消防局 警防課

第5章

計画の推進体制と進行管理

1 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各施策や事業の実施状況について年度ごとに点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

また、計画の進捗状況について、障害者団体や各種団体の代表、保健・医療・福祉関係者、行政関係者などで構成される「豊中市障害者施策推進協議会」及び「豊中市障害者自立支援協議会」へ定期的に報告するとともに、市広報誌等の多様な媒体を通じて情報を公開し、広く市民に周知します。あわせて、計画の推進にあたって幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

計画の進行管理のための組織体制（イメージ）



2 計画推進体制の充実

(1) 庁内連携の強化

本計画の推進も含めて、障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、豊中市の部長級の職員で構成する「豊中市障害者施策推進連絡会議」を中心として、庁内関係各課による情報共有や意見交換に努めるなど、豊中市各分野間における連携・調整の強化を図り、障害者施策の課題の解決に向けて総合的・効果的な取組を推進していきます。

(2) 「豊中市障害者自立支援協議会」の活動促進

地域におけるさまざまなニーズを受け止め、各種施策・事業へと結び付ける重要な役割を果たす相談支援機関を中心とした「豊中市障害者自立支援協議会」の機能をより活性化させ、協議会において公民協働により諸課題の解決が図られるように努めます。

また、計画の推進にかかる諸課題を検討していくにあたっては、障害のある人やその家族からの意見を反映する委員構成とし、さらに連絡会等関係機関と連携を密にし、課題の解決に向けた取組を行います。

(3) 関係機関・団体との連携・ネットワークづくり

「豊中市障害者自立支援協議会」の構成機関によるネットワークのほか、障害者支援サービス事業者の相互の連携・調整などを推進します。それにより、サービスの質の確保・向上を図るとともに、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、「豊中市地域包括ケアシステム推進総合会議」等の取組を積極的に進めるなど、障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及び障害福祉サービス事業者、企業・事業者、豊中市などの役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会全体での生活支援体制の確立を図ります。

(4) 国・府など行政機関との連携強化

中核市として、国の障害保健福祉関係主管課長会議へ出席し、直接国との意見交換が可能となるとともに、大阪府から権限移譲を受けたことをふまえ、国、大阪府、関係機関などとの連携をより一層強化し、障害者施策の円滑な推進に向け、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

また、より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策については近隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。

(5) 専門従事者の育成・確保

大阪府や近隣自治体、関係機関などとの連携を通じて、障害者施策を推進していくうえで不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種資格者、専門従事者などの計画的養成と確保に努めます。

また、分野・組織を超えた合同研修会・交流会の開催など、障害のある人に関わる専門従事者間の連携の強化を図ります。

(6) 財源の確保

計画の持続可能で着実な実施に必要な財源の確保に向けて、障害者施策への理解促進や社会保障制度全般の中での取組推進が必要です。特に市においては、障害の原因となる疾病などの予防・早期発見・重症化防止のため、保健・医療分野や高齢者福祉分野との連携を図ります。また、個人が自立した生活を送れるよう雇用分野等とさらなる連携を行い、障害のある人の就労を促進します。

今後とも、引き続き、効率的・効果的なサービス提供と給付の適正化に努めるとともに、国や大阪府に対し必要な財政的措置を講じるよう要請していきます。

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
166	障害者長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定と進行管理	○多分野にわたる障害のある人のための施策を総合的かつ計画的に進めます。	計画策定に向けた市民意識調査で「ライフスタイルに応じた生活ができる」を選択した障害のある人の割合	55%	健康福祉部 障害福祉課 こども未来部 こども相談課
167	障害者施策推進協議会	○豊中市における障害のある人に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、市民や関係機関・団体の代表など各委員との相互の連絡調整を図るとともに、必要な事項を調査審議し、障害者福祉の向上を図ります。	開催回数	—	健康福祉部 障害福祉課
168	障害者福祉施設整備事業者候補選定部会	○豊中市障害者長期計画及び豊中市障害福祉計画に基づき整備する障害者福祉施設について、公募による公正公平な事業者候補を選定する機関として設置するものであり、事業者候補の募集要領、事業者候補の選定に係る審査項目及び審査基準、事業者候補の審査及び選定等について審議します。	開催回数	—	健康福祉部 障害福祉課
169	障害福祉センター検討部会	○障害福祉センターひまわりの事業内容の充実と円滑な運営を実施するため、必要な事項を協議します。	開催回数	3回	健康福祉部 障害福祉課
170	市職員対応要領検討部会	○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領」の内容について審議します。	開催回数	—	健康福祉部 障害福祉課
171	障害者施策推進連絡会議	○障害者長期計画に関し豊中市における連絡調整を図り、同計画を統合的かつ効果的に実施する庁内体制を整えます。 ・健康福祉部長を委員長とし、事業に関わる部長を委員とする連絡会議と、関係課長から成る幹事会等にて、連絡調整を図ります。	開催回数	—	健康福祉部 障害福祉課

No.	事業名	事業の目的・内容等	関連データ	平成35年度目標	所管部局・課
172	障害者自立支援協議会	<p>○障害のある人の地域生活に関係する機関などが、定期的な協議と相互連携により、地域における相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。</p> <p>・地域における障害福祉関係者による連携及び支援の体制に関する協議検討を行うための会議として、障害者自立支援協議会を設置し、相談支援事業をはじめとする障害のある人の地域生活支援システムの整備を図ります。</p>	本体会議開催回数	4回	健康福祉部 障害福祉課
173	事業所連立ネットワーク／運営	<p>○事業所間の連携や情報交換などを行うネットワークづくりを目的とし、研修やグループワークを行います。</p>	<p>①障害者居宅介護・移動支援事業者連絡会実施回数</p> <p>②障害児者日中活動事業者連絡会実施回数</p> <p>③障害者グループホーム事業者連絡会実施回数</p> <p>④相談支援ネットワークえん実施回数</p>	<p>①3回</p> <p>②3回</p> <p>③6回</p> <p>④12回</p>	健康福祉部 障害福祉課



参考資料

1 策定体制

(1) 豊中市障害者施策推進協議会

① 豊中市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	所属・役職	備考
学識経験者	安藤 忠	大阪府立大学名誉教授	会長
	須戸 裕治	豊中商工会議所副会頭	
	山崎 靖彦	連合大阪北大阪地域協議会豊中地区協議会副議長	
	澤 温	豊中精神保健福祉協議会会長	
	児島 義介	豊中市医師会顧問	
	近藤 篤	豊中市歯科医師会副会長	
	森川 幸次	豊中市薬剤師会常務理事	
	古井 克憲	和歌山大学教育学部准教授	
障害者・障害者の福祉に関する事業に 従事する者	田中 哲	豊中市身体障害者福祉会会長	
	井上 吉彦	国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議事務局員	
	岡田 淳	豊中精神障害者当事者会H0TT0代表	
	西口 和也	障害児者を守る豊中連絡協議会	
	荒木 龍三	豊中市発達障害者の家族の会（一歩の会）	
	湯川 英典	豊中難病患者連絡会代表	
	星屋 好武	豊中市手をつなぐ育成会会長	副会長
	長永 幸子	豊中市精神障害者家族会ゆたか会副会長	
	川合 真一	豊中市障害者自立支援協議会会長	
市民	西山 美知	公募委員	
	大東 剛	公募委員	
行政	織田 康志	池田公共職業安定所所長	

② 豊中市障害者施策推進協議会 条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、豊中市に障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 市民
- (5) 関係行政機関の職員

3 前項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

4 第2項第1号から第4号までに掲げる者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、第2項第4号の委員を除き、再任されることができる。

(臨時委員)

第3条 協議会に特別の事項を調査審議させるため、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委任規定)

第5条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年4月1日条例第13号)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第1条の改正規定(「第30条第3項」を「第30条第4項」に、「心身障害者対策協議会」を「障害者施策推進協議会」に改める部分に限る。)、第2条の改正規定及び次項の規定の施行期日は、市規則で定める。〔平成6年5月規則第20号により、平成6年6月1日から施行〕

2 他の条例の一部改正〔略〕

附 則(平成14年4月1日条例第13号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年4月13日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月23日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日条例第22号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に規定する規定の施行の日から施行する。

③ 豊中市障害者施策推進協議会 規則

第1条 この規則は、豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）第5条の規定に基づき、豊中市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の議事その他必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3条 協議会が必要と認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員等で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員等のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会における審議状況及び結果を協議会に報告しなければならない。

第4条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、協議会又は部会の議事に関係のある者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行後最初に招集される協議会の招集及び会長が決定されるまでの協議会の議長は、市長が行なう。

附 則（昭和51年5月1日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年5月2日規則第19号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年5月1日規則第21号抄）

1 この規則は、平成3年5月7日から施行する。

附 則（平成6年5月30日規則第21号）

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（平成15年4月1日規則第11号抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月23日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月15日規則第4号抄）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日規則第126号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第20号抄）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(2) 豊中市障害者自立支援協議会

○豊中市障害者自立支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障害福祉に関する関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うための会議として、障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、地域における相談支援事業をはじめとする障害者の地域生活支援システムの整備を図ることを目的とする。

(協議会の構成)

第2条 協議会は、次に掲げる組織をもって構成する。

- (1) 全体会議
- (2) 運営会議
- (3) 専門部会及びワーキング会議

(協議事項)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議検討する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関する事。
- (2) 生涯を通じた一貫した支援のあり方に関する事。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善に関する事。
- (5) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事。
- (6) 障害福祉サービス事業者の育成とサービスの質の向上に関する事。
- (7) 障害福祉計画の策定及び進捗状況に関する事。
- (8) 課題別専門部会等の設置、運営に関する事。
- (9) その他、障害者の地域生活支援に関する事。

(全体会議)

第4条 全体会議は、前条各号に掲げる事項に係る課題や施策提案等について、運営会議及び各専門部会から報告、提案等を受け、その内容を検討及び協議を行い、その結果を豊中市障害者施策推進協議会（豊中市障害者施策推進協議会条例（昭和47年豊中市条例第36号）により設置する協議会をいう。）に対して報告するとともに施策の提案を行う。

2 全体会議は、運営会議及び専門部会等に対して、必要な指示を行うことができる。

(全体会議の会長及び副会長)

第5条 全体会議には会長及び副会長を置き、会長は市が障害者相談支援事業を委託している基本相談支援を行う指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者から互選によって定め、副会長は会長が指名により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(全体会議の委員)

第6条 全体会議の委員は、別表1に定める障害者支援に見識のある者をもって構成する。ただし、会長が必要と認めるときは、委員を追加することができる。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(全体会議の運営)

第8条 全体会議は、会長が招集する。

2 全体会議は、会長が議長となる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議)

第10条 運営会議は、専門部会及び障害福祉サービス事業者連絡会等からの報告、提案等について整理及び協議を行い、全体会議等の運営について必要な調整等を行う。

2 運営会議は、別表2に定める委員をもって構成する。

3 運営会議は、前5条の規定を準用する。

(専門部会及びワーキング会議)

第11条 専門部会及びワーキング会議(以下、「専門部会等」という。)は、第3条に規定する事項について専門的に調査研究及び事業等を企画実施し、その結果を全体会議に対し報告及び提案を行う。

2 専門部会等の設置は、全体会議が承認し、その運営について必要な事項は運営会議にて定める。

3 専門部会等は、別表3に定める委員をもって構成する。

4 専門部会等には、部会長及び副部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

5 専門部会等は、第6条から第9条までの規定を準用する。

(秘密の保持)

第12条 第2条各号に定める協議会の関係者は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第13条 事務局は、自立支援協議会会長・副会長・基幹相談支援センター・行政で構成する。

(細目)

第14条 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月17日から施行する。

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 11 月 26 日から実施する。

この要綱は、平成 28 年 7 月 26 日から実施する。

別表 1（豊中市障害者自立支援協議会構成委員名簿）の概要

基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、当事者及び家族、別表 3 に定める専門部会長、各種障害福祉サービス事業者連絡会代表、就労支援機関、地域福祉組織、行政職員、（障害福祉課、高齢福祉、雇用・就労・保育・教育・療育・保健）

別表 2（豊中市障害者自立支援協議会運営会議構成委員名簿）の概要

豊中市障害者自立支援協議会会長・副会長、別表 3 に定める専門部会長、各種福祉サービス事業者連絡会代表、基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

別表 3（豊中市障害者自立支援協議会専門部会構成委員名簿）の概要

障害者地域移行促進部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

地域生活支援部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

相談支援部会：基幹相談支援センター、市委託障害者相談支援機関、行政職員（障害福祉課）

(3) 豊中市障害者施策推進連絡会議

○豊中市障害者施策推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づき本市が策定する豊中市障害者長期計画（以下「長期計画」という。）その他本市における障害者施策の総合的な推進（以下「障害者施策推進」という。）に必要な体制を整備するため、豊中市障害者施策推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、全庁的な障害者施策推進に係る事務を所掌する。

(組織)

第3条 連絡会議は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長に健康福祉部長を、副委員長には委員長が指名した者を充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者とする。

(運営)

第4条 委員長は連絡会議を総理する。

2 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

3 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

4 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 連絡会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、障害者施策推進に関する全庁的な課題の検討及び横断的な取り組みに係る事務を所掌する。

3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織する。

4 幹事長に健康福祉部長を、副幹事長には健康福祉部障害福祉課担当次長を、幹事は別表2に掲げる職にある者とする。

5 幹事長は、必要に応じて幹事以外の者に対し、会議への出席を求めることができる。

6 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事故等があるときは、その職務を代理する。

7 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

(専門部会)

第6条 専門的に研究調査等を円滑に行うために別表3に掲げる専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置き、部会長に健康福祉部長を、副部会長には健康福祉部障害福祉課担当次長を充てる。

3 専門部会は、部会長が招集し主宰する。

4 専門部会は、必要に応じて実務担当者会議を置くことができる。

(庶務)

第7条 連絡会議、幹事会、専門部会及び実務担当者会議の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営等に必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和55年11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和57年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 1 2 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

【別表 1】委員一覧

委員	危機管理監 総務部長 市民協働部長 こども未来部長 都市計画推進部長 教育委員会事務局長 教育委員会事務局教育監
----	--

【別表 2】幹事一覧

幹事	危機管理課	危機管理課長
	総務部	行政総務課長、人事課長
	市民協働部	くらし支援課長
	健康福祉部	地域福祉課長、障害福祉課長、 高齢者支援課長、保健所保健予防課長、 保健所健康増進課長
	こども未来部	こども相談課長
	都市計画推進部	住宅課長
	教育委員会事務局	生涯学習課長、読書振興課長、 児童生徒課長

2 計画の策定経過

年	月 日	策 定 経 過
平成 28 年 (2016 年)	9 月 7 日	豊中市障害者施策推進協議会（平成 28 年度（2016 年度）第 2 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』の策定について（諮問） ・次期計画策定のための市民意識調査について
	10 月	計画策定のための市民意識調査の実施 ・調査対象 4,240 件、有効回答数 2,266 件
	12 月 13 日	豊中市障害者施策推進協議会（平成 28 年度（2016 年度）第 3 回） ・障害者長期計画・障害福祉計画策定に向けた市民意識調査の中間報告について
平成 29 年 (2017 年)	2 月 13 日	豊中市障害者施策推進協議会（平成 28 年度（2016 年度）第 4 回） ・『障害者長期計画・障害福祉計画策定に向けた市民意識調査報告書』（案）について
	6 月 21 日	豊中市障害者施策推進協議会（平成 29 年度（2017 年度）第 1 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』等の策定について
	8 月 8 日	豊中市障害者施策推進連絡会議幹事会 （平成 29 年度（2017 年度）第 1 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』の策定について
	9 月 15 日	豊中市障害者施策推進協議会（平成 29 年度（2017 年度）第 2 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』の策定について
	10 月 3 日	豊中市障害者施策推進連絡会議 （平成 29 年度（2017 年度）第 1 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』の策定について
	11 月 29 日	豊中市障害者施策推進連絡会議幹事会 （平成 29 年度（2017 年度）第 2 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』（素案）について
	12 月 1 日	豊中市障害者施策推進連絡会議 （平成 29 年度（2017 年度）第 2 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』（素案）について
	12 月 15 日	豊中市障害者施策推進協議会（平成 29 年度（2017 年度）第 3 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』（素案）について
平成 30 年 (2018 年)	1 月 24 日	豊中市障害者施策推進協議会から計画（素案）の答申
	1 月 30 日～ 2 月 19 日	パブリックコメント制度に基づく意見募集
	2 月 6 日	計画（素案）に対する広聴会
	2 月中旬	パブリックコメントの実施結果を受けた最終調整
	2 月 23 日	豊中市障害者施策推進協議会（平成 29 年度（2017 年度）第 4 回） ・次期計画（素案）の意見公募手続で寄せられた意見について（報告）
	3 月 12 日～ 3 月 14 日	豊中市障害者施策推進連絡会議幹事会（持ち回り開催） （平成 29 年度（2017 年度）第 3 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』の策定について
	3 月 16 日	豊中市障害者施策推進連絡会議 （平成 29 年度（2017 年度）第 3 回） ・『豊中市第五次障害者長期計画』の策定について
	3 月末	『豊中市第五次障害者長期計画』策定

3 関係団体における事業・サービスの実施状況

豊中市社会福祉協議会による関連事業一覧

No.	事業名	事業概要
1	障害者週間啓発キャンペーン事業	市民の障害のある人への理解と認識を深めるため、「障害者週間（12月3日～9日）」に障害者団体の協力を得て、啓発キャンペーン事業を実施する。
2	障害者福祉作業所の自主製品の展示	阪急豊中駅北改札口の北側にある福祉の店「なかま」にて、豊中市内にある障害者福祉作業所などが運営委員会を組織して、作品展示、障害者福祉の啓発事業や活動紹介、情報提供、作業所ボランティアの求人情報などを行う。
3	小・中学校におけるボランティア体験の協力	市内の小・中学校を対象に、豊かな心を育むことを目的にボランティア体験学習を実施。また、教育委員会が実施する地域体験学習に関し、その企画協力やボランティア調整、教員のためのボランティア体験学習を実施。 (1)福祉・ボランティアに関する広報・啓発活動 (2)社会福祉施設などにおける交流や介護などの体験活動 (3)地域における高齢者、障害のある人などとの交流、体験活動 (4)その他の体験、調査研究活動など
4	こころのボランティア講座	精神障害のある人への理解とボランティア活動への参加を推進することを目的に開催。
5	健康・福祉情報の提供	多様な保健・福祉ニーズに対応するとともに、市民の地域における自発的な活動の機運を高めるため、広報誌、パンフレットやインターネットなどを通じて健康・福祉情報を市民に提供する。 ・広報の「市社協みんなの福祉」、ボランティアセンターだよりの発行 ・ホームページの開設（市社協・ボランティアセンター） ・まちかどボランティアボードの設置 ・ボランティアイメージキャラクター作成「ボランちゃん」 ・福祉の日創設、街頭宣伝、福祉の日ポスター募集 ・Facebookによる広報啓発
6	精神障害者ボランティアサロン事業	地域で生活する精神障害のある人の社会参加及びボランティア活動の導入の場を設けることにより、地域との交流を深めていく。
7	くらしささえあい事業（生活支援事業）	すべての人が住み慣れた地域で快適に生活できることを目的に、相互扶助の精神にのっとり、在宅生活において援助を必要とする部分（家事援助、大掃除の手伝い、見守り、外出の付き添いなど）を、援助できる市民が支援する有償サービス。（身体介護を要する援助は含まない）
8	生活福祉資金	福祉資金（生業費、技能習得費、高額な福祉用具、自動車購入資金など）や、日常生活に欠くことのできない居室、壁、屋根などの補修、増改築、保全に必要な経費について、貸付を行う。

No.	事業名	事業概要
9	心配ごと相談事業	高齢者など地域住民の日常生活における福祉に関する心配ごとの相談に気軽に応じ、必要によってさまざまな社会資源を効果的に活用した適切な助言指導をすることにより、住み慣れた地域社会のなかで引き続き生活していくことを支援する。
10	小地域福祉ネットワーク活動	小学校区での福祉コミュニティ創造と要援護者への見守り・声かけ体制と個別支援体制の充実をめざし、校区福祉委員会活動への支援を進める。各校区福祉委員会では、地域の実情に応じて活動を行う。
11	福祉機器貸出事業	寝たきりなどにより在宅で日常生活を送ることが困難な人に対して、車いすを一時的に貸し出す。(ただし、市制度が優先。介護保険利用者は対象外)
12	福祉施設協働事業	障害者福祉作業所連絡会を組織化、施設と連携してボランティア体験学習を実施
13	福祉なんでも相談窓口の設置 (市委託事業) と地域活動拠点の整備	<p>高齢・障害・子どもなどの制度の枠にとらわれず地域住民が気軽に相談できる窓口を各小学校区ごと(38校区福祉委員会単位)に順次設置。</p> <p>校区福祉委員や民生・児童委員など地域のボランティアが相談員となり、情報提供や助言を行う。それを支援するコミュニティソーシャルワーカーを配置し、専門機関によるネットワーク体制を整備することで、公民協働によるライフセーフティネットの構築を図る。</p> <p>また、相談窓口とあわせて地域住民の交流促進と活動の活性化を図るため、既存施設の有効活用を図り、地域での合意が得られるなど要件が整った地域から、相談窓口の整備と併せて活動拠点の整備を行っていく。</p> <p>◇地域包括ケアシステム ◇地域福祉ネットワーク会議</p>
14	各種相談	在宅福祉や介護・保健に関する相談受付。 窓口や電話・電子メールのほか、訪問による相談受付を行う。
15	日常生活自立支援事業	<p>判断能力に不安がある方に対し、福祉サービスの支援や証書類などの保管、日常生活上の金銭管理などにより、在宅や地域で安心して暮らせるよう援助する。(有料)</p> <p>(1)福祉サービスの利用援助：情報提供、申請や契約の支援、苦情申立て (2)日常金銭管理サービス：年金や福祉手当の受取手続き、医療費や税・公共料金の支払い手続き、生活費の出金など (3)書類等預かりサービス：証書や実印などを貸金庫にて保管する</p>
16	財産保全・管理サービス	<p>障害により、金銭の管理などに不安がある方に対し、証書類の保管や入院時の支払い手続き等のサービスを行う。(有料)</p> <p>対象：1・2級の身体障害者手帳を有し、次のすべてにあてはまる人</p> <p>①ひとり暮らし ②財産を自分で管理することが困難な状態 ③当法人との契約時に意思確認ができる</p>

No.	事業名	事業概要
17	災害支援ネットワークの育成	ボランティアグループ、企業、各種団体が協力して災害支援ネットワークを結成し、災害時における市民の協力体制を整備する。 ◇緊急時に備えた登録・活動システム ◇核となるボランティアの確保 ◇災害支援ボランティアマニュアルの作成、震災の教訓を風化させない啓発活動
18	地域福祉ネットワーク会議	コミュニティソーシャルワーカーを中心に分野を超えた専門職と地域住民による情報の共有や困難事例の検討などを行い、福祉なんでも相談窓口の支援や地域でのネットワーク体制を整備する。
19	ボランティアセンター事業	ボランティアセンター「ぷらっと」を拠点として、ボランティア活動に関する理解と関心を高めるとともに、組織的なボランティア活動の実践と育成を行い、社会福祉の増進を図る。 (主な事業) ◇ボランティア登録・派遣 ◇ボランティアスクールなど、各種講座などの開催 ◇学童・生徒のボランティア体験学習への支援 ◇災害支援ネットワークの育成 ◇「企業・団体ボランティアネットワークとよなか」(Vネットとよなか)への支援→社会貢献に関する調査、研究、情報提供、企業ボランティアセミナー、社会人のためのボランティアスクール、チャリティイベント、ニュースの発行など ◇広報・啓発事業
20	広汎性発達障害者の家族交流会	アスペルガー症候群や高機能自閉症などの診断がおりている、あるいはそうではないかと思われる家族同士の交流会を年2回実施。また、主に成年期の発達障害のある子どもを持つ家族同士の家族会(一步の会)、また一步の会の部会として子育てグループにじいろの事務局を担う。
21	高次脳機能障害者の家族交流会	高次脳機能障害のある方の家族同士の交流会を年2回実施。また、高次脳機能障害のある方の家族同士の家族会(アンダンテ)の事務局を担う。
22	法人後見事業	家庭裁判所からの選任に基づき、判断能力が不十分な人に対して豊中市社会福祉協議会が成年後見人等(成年後見人、保佐人、補助人)の活動を行う。
23	市民後見人の養成・支援活動	豊中市・大阪府社会福祉協議会とともに市民後見人の養成講座を実施し、家庭裁判所から選任された市民後見人の活動を支援する。
24	豊中びーのびーのプロジェクト	「社会参加してみたいがどうすればいいかわからない」「なかなか仕事が続かない」などこれまで一步を踏み出しにくかった発達障害者等、引きこもりがちな方を対象に昼間の居場所づくり事業を実施。また、就労体験の場として、豊中市小売商業団体連合会と協働で「びーの×マルシェ」を運営。
25	豊中市社会福祉施設連絡会事務局	豊中市内で社会福祉施設を経営する社会福祉法人等が障害・高齢・保育の領域を越え、相互に連携し、それぞれの機能を生かした事業を協働で展開することにより、利用者のサービス向上や施設経営の充実を図り、また、地域貢献の取り組み等を推進していく。(平成24年(2012年)6月設立)

4 市民意識調査で用いた調査票

【『豊中市第五次障害者長期計画』の策定に向けたアンケート】

(1) 18歳以上の障害福祉サービスを利用する市民

調査票①

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします

市民のみならずには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご協力をお願いします。

本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害や難病のある人を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用中のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいませう、よろしくお願ひ申しあげます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年（2016年）10月

豊中市長 淺利 敬一郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

- このアンケートは、市内にお住まいの
 ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
 ②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている人
 ③障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの人の中から無作為に選んだ3,000人を対象にお送りしています。
- アンケートには、できるだけあて名のご本人がお答えください。ただし、障害や病気の状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている人、またはご家族などがご本人と相談してお答えください。
- 各質問には、平成28年（2016年）10月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つ」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが（ ）内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
- 記入が終わりましたら、10月31日（月）までに同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご返函ください。お名前を記入していただく必要はありません。

このアンケートについてのご質問などは、下記へお問い合わせください。
 豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係

電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122
 電子メール：shouganiffukushiji@city.toyonaka.osaka.jp

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますが、内容がよくわからないときはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。
ご本人以外の方が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

前1 この前事業を記入した人はどなたですか。(1つ選んでO)

- ご本人が記入
- ご本人が答えて、家族の人が記入
- ご本人にかわって家族の人が記入
- その他

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

前2 あなたの性別は。(Oをつけてください)

- 男性
- 女性
- その他

前3 あなたの年齢は。(1つ選んでO)

- 18～19歳
- 20～24歳
- 25～29歳
- 30～34歳
- 35～39歳
- 40～44歳
- 45～49歳
- 50～54歳
- 55～59歳
- 60～64歳
- 65歳以上

前4 住んでいるところ(町名・丁目)をお書きください。

豊中市 () 町 () 丁目

前5 あなたが豊中市にお住まいになってからの通算年数は。(1つ選んでO)

- 生まれたときから
- 1年未満
- 1～5年未満
- 5～10年未満
- 10～15年未満
- 15年～20年未満
- 20年以上

前6 親などのようなところで暮らしていますか。(1つ選んでO)

- 自宅(マンション・団地なども含む)でひとり暮らし
- 自宅(マンション・団地なども含む)で家族などと一緒に住んでいる
- グループホームなど
- 病院
- 高齢者のための施設
- その他

前7 だれと一緒に住んでいますか。(あてはまる人すべて選んでO)

- 父
- 母
- きょうだい
- 祖父
- 記号者・パートナー
- 子どもや孫
- 他の家族・親戚の人
- その他

前8 これまでに1年以上、障害のある人のための施設や精神科病院で暮らしたことがありますか。(1つ選んでO)

- 暮らしたことがある
- 暮らしたことはない

前9 障害者手帳を申請している人は、手帳の等級を教えてください。また、特定医療の医療費助成、発達障害の診断などについてあてはまる人は番号にOをつけてください。(あてはまるものすべて選んでO)

身体障害者手帳	1. 1級	3. 3級	5. 5級
	2. 2級	4. 4級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B1	9. B2
精神障害者保健福祉手帳	10. 1級	11. 2級	12. 3級

※3. 難病の認定を受けたたり、特定疾患の医療費助成を受けている
※4. 医師から発達障害と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある
※5. 医師から高次脳機能障害として診断されたことがある
※6. 障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証を持っている

※難病(特定疾患)とは、漢方薬療法、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの治療法が確立していない病気やその他の特殊な病気のことをいいます。
※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、読字障害、算数障害などのことをいいます。
※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後経過として生じた記憶障害、注意障害、社会時行動障害などの脳機能障害を指すものとされており、具体的には「会話がうまくいかかわらない」などの症状があります。

次のページの前にお読みください。

付簡 「身体障害者手帳」をお持ちの人は、障害の種類を教えてください。
 (あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|----------------|--------------|----------|
| 1. 視覚障害 | 3. 言語・言語機能障害 | 4. 肢体不自由 |
| 2. 聴覚障害・平衡機能障害 | 5. 内部障害 | |

付簡9 障害支援区分の認定を受けていますか。認定を受けた人は区分を教えてください。
 (あてはまるものに○をつけてください)

- | |
|---|
| 1. 認定を受けた→(区分1・区分2・区分3・区分4・区分5・区分6・非該当) |
| 2. 認定を受けていない |

付簡10 介護保険の要介護(要支援)認定を受けていますか。認定を受けた人は介護保険のサービスを利用していますか。(1つ選んで○)

- | | |
|-------------------------|--------------|
| 1. 認定を受けてサービスを利用している | 3. 認定を受けていない |
| 2. 認定を受けたが、サービスは利用していない | |

付簡11 認知症、精神に通院していますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等に該当することで通院している |
| 2. その他の病気で通院している |
| 3. 特に通院はしていない |

付簡12 家で次のような医療的ケアを行っていますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|-----------|----------------|---------------|
| 1. 気管切開 | 5. 胃ろう、経ろう | 10. ストマ(人工肛門) |
| 2. 人工呼吸器 | 6. 鼻経管栄養 | 人工膀胱 |
| (レスピレーター) | 7. 中心静脈栄養(IVH) | 11. 尿管管理 |
| 3. 吸痰 | 8. 透析 | 12. その他() |
| 4. 吸引 | 9. カテーテル管理 | |

付簡13 付簡6で「1. 自宅でひとり暮らし」「2. 自宅で家族などと「一緒に住んでいる」を
 選んだ人にお聞きします。(他の人は付簡14にお読みください) 家族で生活するなか
 で、何らかの介助や支援(持水、声かけ、復しなども含みます)が必要ですか。
 (どちらか選んで○)

※ 介護員や自働車などを活用している人は、それらを利用した状態で教えてください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 介助や支援が必要なものがある | 2. 介助や支援は必要ない |
|-------------------|---------------|

次のページの付簡1におすすみください。

付簡14 どのようなときに介助や支援が必要ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|----------|----------------|------------|
| 1. 食事 | 5. 身だしなみ | 9. 読み書き |
| 2. トイレ | 6. 家の内の移動 | 10. お金の管理 |
| 3. 入浴 | 7. 外出 | 11. 薬の管理 |
| 4. 交際の増進 | 8. 家族以外の人の意思疎通 | 12. その他() |

付簡15 あなたが介助や支援を受けている期間は、かつらの1目で合計して何時間くらいですか。サービスを利用していている時間を教えてください。(1つ選んで○)

- | | | |
|--------------|---------------|-----------------|
| 1. 1時間未満 | 3. 3時間～6時間未満 | 5. 12時間以上 |
| 2. 1時間～3時間未満 | 4. 6時間～12時間未満 | 6. 介助や支援を受けていない |

付簡16 常に介助・支援してくれる人はどれですか。(あてはまる人すべて選んで○)
 また、○をつけた人のなかで特に介助・支援してくれる人を3人選んで、期間が
 長い順に枠の中に番号を書いてください。(3つ選んで数字で数字でお答えください)

- | | |
|------------------|--|
| 1. 父や母 | 8. ボランティア |
| 2. きょうだい | 9. その他() |
| 3. 相続者 | |
| 4. 配偶者・パートナー | ※○をつけた人で特に介助・支援してくれる人の
番号を9つ記入してください。 |
| 5. 子ども・子どもの配偶者・孫 | 第1位 第2位 第3位 |
| 6. その他の親族 | |
| 7. 友人・知人・近所の人 | |

付簡17 常に中心となって介助・支援してくれる人(前簡で第1位の人)について教えてください。(それぞれあてはまるもの1つ選んで○)

- | | | | |
|----------|---------------------|---------------|----------|
| 性別 | 1. 男性 | 2. 女性 | |
| 年齢 | 1. 18歳未満 | 3. 40歳以上60歳未満 | 5. 70歳以上 |
| | 2. 18歳以上40歳未満 | 4. 60歳以上75歳未満 | |
| 健康状態 | 1. 特に問題は無い | 3. 通院中 | |
| | 2. 通院していないが体調がすぐれない | 4. その他() | |
| あなた以外の介護 | 1. している | 2. していない | |
| 就業状況 | 1. 働いている(週時間) | 2. 働いていない | |

あなたの生活環境について

問14 豊中市やあなたが住んでいる地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っていると思いますか。

①から⑧までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうちの、あてはまるものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
社会福祉	①障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	③困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
生活環境	④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑧人にだまされたり、泥棒にあたりたりする心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
生活環境	⑨暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑩安心して暮らし続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
教育	⑪普通学級の子ともたちと一緒に自分にあつた教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
教育	⑫障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑬障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあつた職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑭同じ仕事のほであれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
就労	⑮仕事で必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑰自分にあつたリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑱いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
情報	⑲まちや建物の案内版やアウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

問15 あなたは、障害や難病があつても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んで○)

1. はい (感じている) 2. いいえ (感じていない)

問16 あなたはどのくらい外出しますか。(1つ選んで○)

1. ほとんど毎日
2. 週4～5回
3. 週2～3回
4. 週1回
5. 月2～3回
6. 月1回
7. ほとんど外出しない
8. その他()

問17 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んで○)

1. 車の運行時などに危険を感じる
2. 道路や運物の段差などで歩動しにくい
3. 電算やバスの乗り降りがしにくい
4. 自転車や歩道などで歩行が通りにくい
5. 障害のある人のための駐車スペースが狭くない
6. 障害のある人のためのトイレが少ない
7. 障害や病状が隠された設備が整っていない
8. 交通標識や建物などの案内が少ない
9. 付き添いや介助してくれる人がいない
10. 欠の見る言や言葉が変になる
11. 欠との全話が難しい
12. いじめや差別をされるのがこわい
13. その他()
14. 特に困っていることはない

問18 あなたは、どのようなご近所づきあいをしていますか。(1つ選んで○)

1. 近所のはなはなとよく行き来している
2. 会話は軽く話をしている
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所づきあいをほとんどしていない

問19 自ごろ雇用の時間はどうに過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 自宅や入院先の病室で過ごしている
2. 学校に通っている
3. 正職の職員・従業員で働いている
4. パート・アルバイト・派遣・契約社員等で働いている
5. 自営業や経営者として働いている
6. 家族が営む事業に従事している
7. 家事を専業としている
8. 就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている
9. 通院したり機能訓練を受けている
10. 決まった用事はないが外で過ごしている
11. その他()

問20 仕事や訓練、施設や学校などが変わった後や、休みの自などに、どのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 趣味やスポーツ活動などに参加
2. 公民館や図書館などで過ごす
3. 買い物や散歩などで出かけている
4. 障害のある人のための施設で過ごしている
5. 友人・知人に会う
6. 家の中で過ごしている
7. その他()

問21 平日の夕方や夜間、休日などの職場や活動の場として、どのような場があれば行ってみたくないと願いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場
2. 障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場
3. 一人で行動しても安心してつづける場
4. 雇用の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聞いてくれる場
5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場
6. その他()

問22 働くことについて、どのように考えていますか。(1つ選んで○)

1. 障害のない人もいる一般の職場で働きたい
2. 自宅でできる仕事をしたい
3. 一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をした
4. 障害や病状などで働くことができない
5. 働きたくない、働くつもりはない
6. わからない、まだ考えたことがない
7. その他()

問23 仕事に就くために受けたたい支援がありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 働くことができる職場を探したり、紹介してほしい
2. 働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい
3. 働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほしい
4. 特にない
5. その他()

問73 障書のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと感じますか。現在、働いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えると答えてください。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導
2. あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導
3. いろいろな仕事を体験できる実習や職場体験
4. 雇用の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し
5. 雇書への理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ
6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事帰りに息抜きできる場所
8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
9. その他()

情報の入手と相談について

問74 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1)から(8)それぞれについて答えてください。

情報の種類	①情報を必要としていますか	②その情報は十分ですか
(例) □◇○サーブ	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1. 十分 2. まあ十分 3. やや不十分 4. 不十分 5. わからない
(1) ホームヘルパーなど 在宅サービスの情報	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(2) 社会福祉施設の情報	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(3) 医療機関の情報	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(4) 相談できる場所の 情報	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(5) 福祉に関する法律や 政策などの情報	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(6) スポーツや文化活動 などの情報	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(7) 障書や難病がある人 たちの情報	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(8) その他 ()	1. 必要としている → 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5

問25 健康や産後で不安に思ったり、困っていることがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 健康が悪くなったたり病状が進むこと
2. 生活習慣病などの病状がある
3. 健康診断が受けられない、受けにくい
4. 健康を築く方法がわからない
5. 薬の飲み方、使い方がわからない
6. 近くで専門的な治療を受けられない
7. 十分なリハビリテーションが受けられない
8. 訪問看護や診療を受けてもらえない
9. 健康に連続や継続のある産師が身近にいない
10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
11. 診療の受付や案内がわかりにくい
12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
13. お金がかかる
14. 交通不便、移動が大変
15. 出産について相談するところがない
16. 緊急・緊急について相談するところがない
17. こころの病状について相談するところがない
18. その他()

問26 困ったことや心悩に思っているとき、家族や隣近、自こる違う場所(健康や学校、通所施設など)以外の人に相談したことがありますか。(どちらか選んで○)

1. ある
 2. ない
- 問27 1. 自分の健康や病状に関すること
2. 利用できる福祉制度やサービスの内容、利用方法
3. 家族からの自立、自立、自立、自立
4. 生活費などのやりくり(金銭管理)
5. 通所や訓練、就労など進捗のこと
6. 通所や仕事のこと
7. 災害など緊急時の対応
8. 家族との人間関係
9. 家族以外の人との人間関係
10. 成年後見制度に関すること
11. その他()

問28 相談したことがない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 相談したいことがない(困っていない)
2. どこに相談したらいいかわからない(相談できる場所の情報がない)
3. 専門的に相談したり、助言を受けられる場所がない
4. 相談できる場所が近くにない
5. 健康や病状のため、相談窓口などに虫向けない
6. その他()
7. 特に理由はない

問27 市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 木目や夜間の電話相談
2. 福祉の専門職を配置した相談窓口の整備
3. 同じ職責を持つ相談員によるカウセンシング
4. 小学校の立場で開設される福祉なんでも相談
5. 家族の悩みを受け止めめる家族相談員
6. 健康に関する診断や治療、ケアに関する医療並みの相談
7. その他()

災害など緊急時の対応について

問28 最寄りの避難場所を知っていますか。(どちらか選んで○)

1. 知っている
2. 知らない

問29 災害があった時にあなた一人で避難できますか。(1つ選んで○)

1. できる
2. できない
3. わからない

問30 だれか避難等の援助を頼める人が身近にいますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 家族
2. 近所の人
3. その他()

問31 火事や地震など緊急時の対応について、健康や健康のある人の立場からどのようなことが重要だと願いますか。(選定と願うものをすべて選んで○)

1. 災害が発生したときにすぐに動いてくれる体制をつくる
2. 避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える
3. 地域の人がすぐに動いてくれる体制をつくる
4. 自こるから災害などに備えて避難や救助の体制をつくる
5. 災害など非常事態になった際の相談体制を整える
6. 避難場所での生活に特化した設備や工夫をおこなう
7. 自宅や避難場所に定期的に産師が訪問する
8. その他()

障害や難病のある人の人権と障害・難病の理解促進について

問31 ここ3年において、あなたはこれまで、障害や難病があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 進学 | 6. 旅行がけの旅行 | 11. その他 |
| 2. 仕事や就職 | 7. 海外での外出 | () |
| 3. 異性とのつきあい | 8. 友人とのつきあい | 12. 持たない |
| 4. 結婚 | 9. スポーツ | 13. わからない |
| 5. 子育て | 10. 趣味、文化活動 | |

問32 ここ3年において、あなたは、障害や難病があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。(1つ選んで○)

1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない

問33 それは、どのような場面ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 選挙するときや学校生活において | 9. 公共交通機関を利用するとき |
| 2. 就職するときや職場生活において | 10. ものを貸う、返事をするなどお話を利用するとき |
| 3. 結婚するとき | |
| 4. 辺りつきあい、地域の行事等において | 11. スポーツや文化活動をするとき |
| 5. 家庭生活において | 12. 家を借りるとき |
| 6. 福祉サービスを利用するとき | 13. まちを歩いているとき |
| 7. 医療を受けるとき | 14. 選挙など政治に参加するとき |
| 8. 投票で手続きするときや公共施設を使うとき | 15. 司法手続きにおいて |
| | 16. その他() |

問34 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 障害を理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた |
| 2. 障害への配慮が欠けるため、障害がない人と同じような情報や必要なサービス等を受けられない |
| 3. 差別的な発言を受けた |
| 4. その他() |

問33 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手順が取り組みがあるとよいと思いますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口 |
| 2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口 |
| 3. 自分の代わりに交渉ことや助産等の管理をしてくれるサービス |
| 4. 障害や難病のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度 |
| 5. 障害や難病のある人の権利について、障害や難病のある人自身が学ぶ機会を設けること |
| 6. 障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること |
| 7. その他() |
| 8. 持たない |
| 9. わからない |

問34 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市政の理解が深まると思いますが、【3年前と比較して】(1つ選んで○)

- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきています |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきています | 6. わからない |
- 【10年前と比較して】(1つ選んで○)
- | | | |
|---------------|----------------|--------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきています |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきています | 6. わからない |

問35 貴中府は、障害や難病のある人に対する理解を深めるための広報や行事等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|------------------------------|
| 1. ケーブルテレビの番組を見たことがある |
| 2. 法制記事を読んだことがある |
| 3. 障害者選考のパネルを見たことがある |
| 4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある |
| 5. 出前講座に参加したことがある |
| 6. 講演会を開いたことがある |
| 7. ホームページを見たことがある |
| 8. その他() |
| 9. 法制を見たたり、行事等に参加したことはない |

問36 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| 1. テレビ・ラジオ | 8. ポスター・チラシ |
| 2. 新聞 | 9. 放送局の出版物(パンフレット、行政新聞、報告書等) |
| 3. 雑誌・書籍 | 10. 講演会、講座 |
| 4. 広報よぶなか | 11. イベント |
| 5. ホームページ | 12. その他() |
| 6. SMS (フェイスブック、ツイッターなど) | |
| 7. メールマガジン | |

問37 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

- | | |
|-------------------------|---------------|
| 1. 名前も内容も知っている | 3. 名前も内容も知らない |
| 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない | |

障害福祉サービスについて

問38 障害のある人のための福祉サービスについて、①現在の利用状況、②利用して欲しかったり、不満に思うことの有無、③今後の利用についてのお考えをそれぞれ答えてください。(サービスの内容については1～??ページの表をご覧ください。)

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気分になったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(例) □◇○サービス	① 利用している → 2. 利用していない	① ある 2. ない ② ③ ④	① 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない ② ③ ④	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(2) 重度訪問 介護	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない ② ③ ④	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(3) 同行介護	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない ② ③ ④	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(4) 行動介護	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない ② ③ ④	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(5) 移動支援 (ガイドヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない ② ③ ④	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない
2. 利用したい日・時間に利用できない
3. 利用回数・時間などに制限がある
4. サービス事業所に利用を断られることが多い
5. 利用料が高い
6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している
7. 建物や設備が障害に配慮されていない
8. サービス内容に関する情報が少ない
9. 相談や手続きに時間がかり面倒くさい
10. その他()

サービスの種類	①現在利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(6) 宇都道駅 若狭利業記 者の派遣	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(7) 入浴サビ 入事業	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(8) 補綴具	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(9) 日常生活 用具	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(10) 短輸入浴 (シャートスタイ)	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(11) 日中一時 支援事業	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(12) 職業介護	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(13) 生活介護	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない
2. 利用したい日・時間に利用できない
3. 利用回数・時間などに制限がある
4. サービス事業所に利用を断られることが多い
5. 利用料が高い
6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している
7. 建物や設備が障害に配慮されていない
8. サービス内容に関する情報が少ない
9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
10. その他()

サービスの種類	①現在利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(14) 自立訓練 (構内訓練) (生活訓練)	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(15) 就労移行 支援	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(16) 就労継続 支援	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(17) 地域活動 支援センター	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(18) 宿泊型自立 訓練	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(19) 共同生活 助(グループ ホーム)	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(20) 施設入居 支援	※本施設は、空欄「③今後の利用は」のみ答えて下さい		1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(21) 相談支援	1. 利用している 2. 利用していない	1. ある 2. ない 空欄を下の欄から3つまで選んでください	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない
2. 利用したい日・時間に利用できない
3. 利用回数・時間などに制限がある
4. サービス事業所に利用を断られることが多い
5. 利用料が高い
6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している
7. 建物や設備が障害に配慮されていない
8. サービス内容に関する情報が少ない
9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
10. その他()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
2 重度訪問介護	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
3 同行援護	移動に著しい困難のある移動障害のある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事の介護など、必要な援助を行います。
4 行動援護	障害のある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動介護等を行います。
5 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要な不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
6 手話通訳者、 要約筆記者の派遣	聴覚・言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
7 入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障害のある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に、入浴の介護を行うサービスを実施します。
8 補装具	身体に装着することで、身体機能を補完、代替し、日常生活や就労・就労に、長期間にわたって継続して使用される補装具の購入費、修理費を給付します。
9 日常生活用具	在宅で生活している重度の障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、障害の種類や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。
10 短期入所 (ショートステイ)	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
11 日中一時支援事業	障害のある中学生・高校生等を対象に、市内の障害者福祉施設で日中における見守りや社会に適合するための日常的な訓練など必要な支援を行います。
12 療養介護	医療が必要な人に対して、病院などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理看護、医師管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。
13 生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。
14 自立訓練 (職業訓練 生産働)	理学療法や作業療法等の身体リハビリテーションや就労や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
15 就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
16 就労継続支援	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上に必要な支援・指導等を行います。
17 地域活動支援センター	地域で生活する障害のある人の日中活動の場として、創作的活動や生産活動の機会を提供したり、さまざまな相談への対応などの支援事業を実施します。

サービスの種類	主な内容
18 宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に關する相談および助言その他の必要な支援を行います。
19 共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等との連絡・調整などを行います。
20 施設入所支援	夜間介護が必要な人などを対象に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
21 相談支援	障害者支援センターや各相談窓口で、地域で暮らす障害のある人や家族等からのさまざまな相談に応じ、必要が情報提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などをを行います。また、施設に入所したり、精神科病院に入所している人が地域生活に移行するための相談支援や、地域で単身等で生活する人を対象に緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

将来の暮らしについて

問39 今から10年くらい経ったときに、どのような生活をしてみたいと思いますか。
(最もあてはまるものを1つ選んでO)

1. 自宅(マンション・団地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす
2. 自宅(マンション・団地なども含む)で、家族などと一揃に暮らす
3. グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障害のある人と一揃に暮らす
4. 障害のある人や高齢者のための施設で暮らす
5. その他()
6. 先のことはわからない、まだ考えたことがない

問40 あなたが希望する将来の暮らしを表現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 安心して在宅に入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くに
あること
4. グループホームなどが近くに
あること
5. 病院や診療所が近くに
あること
6. いざというときに施設に入
れること
7. 在宅生活を支えるサービスを受け
られること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
10. 家族の理解
11. 地域の人の障害や難病のある人への
理解
12. その他()
13. 特に必要と思うことはない

問41 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|-------------------------------------|---------------------|
| 1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること(通院や在宅を含みます) | 5. 経済的な負担の軽減 |
| 2. 障害のある人に適した住居の確保 | 6. 相談対応等の充実 |
| 3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること | 7. 地域住民等の理解 |
| 4. 生活訓練等の充実 | 8. コミュニケーションについての支援 |
| | 9. その他 () |

問42 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、壺中市や府、国などへのご意見・ご要望、日ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。
お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
10月31日(月)までに投函してください。

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします

市民のみなさまには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。



本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害や難病のある人を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年(2016年)10月

豊中市長 浅利 敬一郎

(2) 18歳以上の障害福祉サービスを未利用の市民

＜ご記入にあたってのお願い＞

- 1. このアンケートは、市内にお住まいの①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている方③障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの方の中から無作為に選んだ3,000人を対象にお送りしています。アンケートには、できるだけあて名のご本人がご回答ください。ただし、障害や病気の状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている方、またはご家族などがご本人と相談してご回答ください。2. アンケートには、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。3. 質問への回答は、あてはまる番号に○をついたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数に「1つ」「3つ」「すべて」などと指定してありますので、質問文をよく読んでお答えください。4. 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが()内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。5. 記入が終了したら、10月31日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。6. このアンケートについての質問などは、下記へお問い合わせください。7. 豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係

電話: 06-6858-3354 FAX: 06-6858-1122

電子メール: shougekai@fuukusishi.city.toyonaka.osaka.jp

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願ひ）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますが、内容がよくわからなるときはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。
ご本人以外の方が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

あなたやご家族について

樹1 この前事業を記入した人はどなたですか。（1つ選んでO）

1. ご本人が記入
2. ご本人が答えて、家族の人が記入
3. ご本人にかわって家族の人が記入
4. その他（ ）

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

樹2 あなたの性別は、（Oをつけてください）

1. 男性
2. 女性
3. その他

樹3 あなたの年齢は、（1つ選んでO）

1. 18～19歳
2. 20～24歳
3. 25～29歳
4. 30～34歳
5. 35～39歳
6. 40～44歳
7. 45～49歳
8. 50～54歳
9. 55～59歳
10. 60～64歳
11. 65歳以上

樹4 住んでいるところ（町名・丁目）をお書きください。

量中市（ ）町（ ）丁目

樹5 あなたが量中市にお住まいになってからの通算年数は、（1つ選んでO）

1. 生まれたときから
2. 1年未満
3. 1～5年未満
4. 5～10年未満
5. 10～15年未満
6. 15年～20年未満
7. 20年以上

樹6 親せきの方などどこで暮らしていますか。（1つ選んでO）

1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし
2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる
3. 病院
4. 高齢者のための施設
5. その他（ ）

樹7 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人すべて選んでO）

1. 父
2. 母
3. きょうだい
4. 祖父母
5. 配偶者・パートナー
6. 子どもや孫
7. 他の家族・親戚の人
8. その他（ ）

樹8 これまでに1年以上、障害のある人のための施設や精神科病院で暮らしたことがありますか。（1つ選んでO）

1. 暮らしたことがある
2. 暮らしたことはない

樹9 障害者手帳を持っている人は手帳の種類を教えてください。また、特定疾患の医療費助成、発達障害の修習などについてはあてはまる人は番号にOをつけてください。（あてはまるものすべて選んでO）

身体障害者手帳	1. 1級	3. 3級	5. 5級
	2. 2級	4. 4級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B1	9. B2
精神障害者保健福祉手帳	10. 1級	11. 2級	12. 3級

13. 難病の認定を受けたたり、特定疾患の医療費助成を受けている

14. 医師から発達障害*と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある

15. 医師から高次脳機能障害*として診断されたことがある

16. 障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証を持っている

※難病（特定疾患）とは、遺伝性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの治療法が確立していない病気やその他の特殊な病気のことをいいます。

※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、読字障害、算数障害などのことをいいます。

※高次脳機能障害とは、一般に、外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後経過として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの脳機能障害を指すものとされており、具体的には「会話がうまくいかみ合わない」などの症状があります。

※次のページの付録にお読みください。

付簡 「身体障害者手帳」をお持ちの人は、障害の種類を教えてください。(すべて選んで○)

1. 指定障害
2. 聴覚障害、平衡機能障害
3. 音声、言語、そしゃく機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害

付簡9 介護福祉のサービス(介護福祉)認定を受けていますか。認定を受けた人は介護福祉のサービスを利用していますか。(1つ選んで○)

1. 認定を受けてサービスを利用している
2. 認定を受けたが、サービスは利用していない
3. 認定を受けていない

付簡10 福祉、病院に通院していますか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、発達障害、発達障害等に就くことで通院している
2. その他の病気で通院している
3. 特に通院はしていない

付簡11 家庭で次のような介護的ケアを行っていますか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 食事介助
2. 入浴介助
3. 服薬
4. 吸引
5. 買物、掃除
6. 異音・異臭
7. 中心神経栄養剤 (IVH)
8. 透析
9. カテーテル管理
10. ストマ (人工肛門、人工膀胱)
11. 服薬管理
12. その他 ()

付簡12 付簡6で「1. 自宅でひとり暮らし」、「2. 自宅で家族などと一組に生きている」を
選んだ人にお聞きします。(他の人は付簡13にお答えください) 介護で生活するなか
で、何らかの介助や支援(情報、声かけ、促しなども含みます)が必要ですか。
(どちらが選んで○)

※補償員や自動車などを使用している人は、それを使用した状態で選んでください。

1. 介助や支援が必要なものがある
2. 介助や支援は必要ない

付簡1 どのようなときに介助や支援が必要ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 衣服の着脱
5. 身だしなみ
6. 家の中の移動
7. 外出
8. 家族以外の人の意思疎通
9. 読み書き
10. お金の管理
11. 薬の管理
12. その他 ()

※次のページの付簡2におすすみください。

付簡2 あなたが介助や支援を受けている期間は、ふつうの1日(24時間)を合計して何時間くらい
ですか。サービスを利用している時間を教えてください。(1つ選んで○)

1. 1時間未満
2. 1時間～3時間未満
3. 3時間～6時間未満
4. 6時間～12時間未満
5. 12時間以上
6. 介助や支援を受けていない

付簡3 主に介助、支援してくれる人は誰ですか。(あてはまる人すべて選んで○)
また、○をつけた人のなかで特に介助、支援してくれる人まで3人選んで、前問が強い直に
その中に番号を書いてください。(3つ選んで数字でお答えください)

1. 父や母
 2. きょうだい
 3. 祖父
 4. 配偶者、パートナー
 5. 子ども、子どもの配偶者、孫
 6. その他の親族
 7. 友人、知人、近所の人
 8. ボランティア
 9. その他 ()
- ※○をつけた人で特に介助、支援してくれる人の
番号を8つ記入してください。
- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 |
| | | | |

付簡4 他に安心となって介助、支援してくれる人(前問で第1位の人の)について選んで
ください。(それぞれあてはまるものまで1つ選んで○)

性別	1. 男性	2. 女性			
年齢	1. 18歳未満	2. 18歳以上65歳未満	3. 40歳以上65歳未満	4. 65歳以上75歳未満	5. 75歳以上
健康状態	1. 特に問題はない				
	2. 通院していないが体調がすぐれない ()				
	3. 通院中				
	4. その他 ()				
あなた以外の介護状況	1. している				
	2. していない				
就業状況	1. 働いている(週 時間)				
	2. 働いていない				

あなたの生活環境について

問13 豊中市やあなたが住んでいる地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っていると思いますか。

①から⑤までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうち、あてはまるものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
社会環境	①障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
	②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
	③困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
生活支援	④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
	⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑧人にだまされたり、犯罪にあったりする心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
生活支援	⑨暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
教育	⑩安心して暮らし続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
	⑪普通学級の子どもたちと一緒に自分にあつた教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑫障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
就業	⑬障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあつた職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑭同じ仕事の質であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑮仕事で必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑰自分にあつたリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
情報	⑱いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
	⑲まちや建物の案内版やアナウンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

問14 あなたは、障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んでO)

1. はい (感じている)
 2. いいえ (感じていない)
- 問15 あなたはどのくらい外出しますか。(1つ選んでO)
1. ほとんど毎日
 2. 週4～5回
 3. 週2～3回
 4. 週1回
 5. 月2～3回
 6. 月1回
 7. ほとんど外出しない
 8. その他()

問16 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んでO)

1. 車の通行時などに危険を感じる
2. 道路や建物の段差などで移動しにくい
3. 電車やバスの乗り降りがしにくい
4. 自転車や看板などで路上が通りにくい
5. 障害のある人のための駐車スペースが使えない
6. 障害のある人のためのトイレが少ない
7. 障害や病気に配慮された設備が整っていない
8. 交通機関や建物などの案内が少ない
9. 付き添いや介助してくれる人がいない
10. 人の見る目や言葉が気になる
11. 人との会話が難しい
12. いじめや意地悪をされるのがこわい
13. その他()
14. 特に困っていることはない

問17 あなたは、どのような近所づきあいをしていますか。(1つ選んでO)

1. 近所の中の良い人とよく行き来している
2. 会えば楽しく話をする人がいる
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所づきあいをほとんどしていない

問18 白ごろ屋間の時間はどのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 自宅や入院先の病室で過ごしている
2. 学校に通っている
3. 正規の職員・従業員で働いている
4. パート・アルバイト・派遣・契約社員等で働いている
5. 自営業者や経営者として働いている
6. 家族が営む事業に従事している
7. 家事を専業としている
8. 就労移行支援で訓練を受けている、もしくは就労継続支援A型・B型で働いている
9. 通院したり機能訓練を受けている
10. 決まった用事はないが外で過ごしている
11. その他()

問19 仕事や訓練、施設や学校などが終わった後や、休みの日などに、どのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 趣味やスポーツ活動などに参加
2. 公民館や図書館などで過ごす
3. 買い物や散歩などで出かけている
4. 障害のある人のための施設で過ごしている
5. 友人・知人に会う
6. 家の中で過ごしている
7. その他()

問20 平日の夕方や夜間、休日などの居場所や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場
2. 障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場
3. 一人で行っても安心してくつろげる場
4. 屋間の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聞いてくれる場
5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場
6. その他()

問21 働くことについて、どのように考えていますか。(1つ選んで○)

1. 障害のない人もいる一般の職場で働きたい
2. 自宅でできる仕事をしたい
3. 一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい
4. 障害や病気などで働くことができない
5. 働きたくない、働くつもりはない
6. わからない、まだ考えたことがない
7. その他()

付問 仕事に就くために受けたい支援がありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 働くことができる職場を築いたり、紹介してほしい
2. 働くために必要なことを教えてもらったり、訓練を受けたい
3. 働くことなど今後の進路について相談したり、助言がほしい
4. 待たない
5. その他()

問22 障害のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと思いますか。状況、書いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えて書いてください。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導
2. あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導
3. いろいろな仕事を体験できる実習や職場体験
4. 障害の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し
5. 障害への理解を高めるための経営者や職場の同僚への働きかけ
6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事崩りに見舞える職場
8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
9. その他()

情報の入手と相談について

問23 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1) から (8) それぞれについて書いてください。

情報の種類	①情報が必要としていますか		②その情報は十分ですか				
	1. 必要としている	2. 今のところ必要でない	1. 十分	2. まあ十分	3. やや不十分	4. 不十分	5. わからない
(1) ホームヘルパーなど 在宅サービスの情報	1		1	2	3	4	5
(2) 社会福祉施設の 情報	1		1	2	3	4	5
(3) 医療機関の 情報	1		1	2	3	4	5
(4) 相談できる場所の 情報	1		1	2	3	4	5
(5) 福祉に関する法律や 政策などの情報	1		1	2	3	4	5
(6) スポーツや文化活動 などの情報	1		1	2	3	4	5
(7) 障害や難病のある人 たちの情報	1		1	2	3	4	5
(8) その他 ()	1		1	2	3	4	5

問4 健康や歯直で未装に思ったり、固まっていることがありますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 歯直が重くなったたり、痛みが強いこと
2. 歯直が歯肉や歯茎などの病気になる
3. 健康診断で歯が直らない、直りにくい
4. 健康を戻す方法がわからない
5. 歯直の痛み、臭い、歯直がわからない
6. 近くで専門的な治療を受けられない
7. 十分なリハビリテーションを受けられない
8. 訪問看護や在宅診療をしてもらえない
9. 歯直に理解や経験のある医師が身近にいない
10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
11. 健康の要因や原因がわかりにくい
12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
13. お金がかかる
14. 交通が不便、移動が大変
15. 出産について相談するところがない
16. 発育、発達について相談するところがない
17. こころの健康について相談するところがない
18. その他()

問5 固ったことや必固に思っているとき、家族や親戚、自ごろ通う場所(保健や学校、通所施設など)以外の人に相談したことがありますか。(どちらか選んでO)

1. ある
 2. ない
- 付問1 今、氣にかかっていることとはどのようなことですか。(あてはまるものをすべて選んでO)
1. 自分の健康や病気にすること
 2. 利用できる福祉制度やサービスの内容、利用方法
 3. 家族からの自立、家族がいなくなったときの生活
 4. 生活費などのやりくり(金銭管理)
 5. 選挙や訓練、就職など進路のこと
 6. 福祉や仕事のこと
 7. 災害など緊急時の対応
 8. 家族との人間関係
 9. 家族以外のひととの人間関係
 10. 成年後見制度に関すること
 11. その他()

付問2 相談したことがない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 相談したいことがない(固っていない)
2. どこに相談したらいいかわからない(相談できる場所の情報がない)
3. 専門的に相談したり、助言を受けられる場所がない
4. 相談できる場所が近くにない
5. 健康や病直のため、相談窓口などに虫向けない
6. その他()
7. 特に理由はない

問6 市内における各種の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 休日や夜間の電話相談
2. 福祉の専門家を配置した相談窓口の整備
3. 同じ障害を持つ相談員によるカウンセリング
4. 小中学校で開設される福祉なんでも相談
5. 家族の悩みを寄せ止める家族相談員
6. 障害に関する診察や治療・ケアに関する医療費での相談
7. その他()

災害など緊急時の対応について

問7 最寄りの避難場所を知っていますか。(どちらか選んでO)

1. 知っている
2. 知らない

問8 災害があった際にあなた一人で避難できますか。(1つ選んでO)

1. できる
2. できない
3. わからない

問9 だれか避難時の援助を頼める人が身近にいますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 家族
2. 近所の人
3. その他()

問10 災害や地震など緊急時の対応について、障害や難病のある人の立場からどのようなことが望まれていると思いますか。(望まれているものをすべて選んでO)

1. 災害が発生したときにすぐに知らせてくれる体制をつくる
2. 避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える
3. 地域の人がすぐに助けてくれる体制をつくる
4. 自ごろから災害などに備えて地域で避難や救助の練習をする
5. 災害など非常事態になった後の相談体制を整える
6. 避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう
7. 自宅や避難場所に定期的に医師が訪問する
8. その他()

障害や難病のある人の人権と障害・難病の理解促進について

問30 ここ3年において、あなたはこれまで、障害や難病があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | | |
|-------------|-------------|-----------|
| 1. 進学 | 6. 泊りがけの旅行 | 11. その他 |
| 2. 仕事や就労 | 7. 二人での外出 | く |
| 3. 異性とのつきあい | 8. 友人とのつきあい | 12. 特にない |
| 4. 結婚 | 9. スポーツ | 13. わからない |
| 5. 子育て | 10. 趣味、文化活動 | |

問31 ここ3年において、あなたは、障害や難病があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。(1つ選んで○)

1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない

問32 それは、どのような場面ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 進学するときや学校生活において | 9. 公共交通機関を利用するとき |
| 2. 就職するときや職場生活において | 10. ものを賣う、食事をするなどお店を利用するとき |
| 3. 結婚するとき | 11. スポーツや文化活動をするとき |
| 4. 近所づきあい、地域の行事等において | 12. 家を借りるとき |
| 5. 家庭生活において | 13. まちを歩いているとき |
| 6. 福祉サービスを利用するとき | 14. 選挙など政治に参加するとき |
| 7. 医療を受けるとき | 15. 司法手続きにおいて |
| 8. 投票で手続きするときや公共施設を使うとき | 16. その他 |

問33 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|---|
| 1. 障害を理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた |
| 2. 障害への配慮が欠けるため、障害がない人と同じような情報や必要なサービスを受けられない |
| 3. 差別的な発言を受けた |
| 4. その他 |

問32 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口 |
| 2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口 |
| 3. 自分の代わりに交渉ことや紛争等の管理をしてくれるサービス |
| 4. 障害や難病のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて謝罪や指導などをおこなう第三者による制度 |
| 5. 障害や難病のある人の権利について、障害や難病のある人自身が学ばずには済ませない |
| 6. 障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること |
| 7. その他 |
| 8. 特にない |
| 9. わからない |

問33 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできていると思いますか。【3年前と比べて】(1つ選んで○)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできている | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできている | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |

【10年前と比べて】(1つ選んで○)

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできている | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできている | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |

問34 量中市は、障害や難病のある人に対する理解を深めるための広報や行事等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。(あてはまるものすべて選んで○)

- | | |
|------------------------------|--------------------------|
| 1. ケーブルテレビの番組を見たことがある | 5. 出前講座に参加したことがある |
| 2. 広報誌を見たことがある | 6. 講演会を見たことがある |
| 3. 障害者週間のパネル展を見たことがある | 7. ホームページを見たことがある |
| ある | 8. その他 |
| 4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある | 9. 広報を見たたり、行事等に参加したことはない |

問35 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。
(あてはまるものをすべて選んでO)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞
3. 雑誌・書籍
4. 広報とよなか
5. ホームページ
6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど)
7. メールマガジン
8. ポスター・チラシ
9. 行政の出版物(パンフレット、行政計画、報告書等)
10. 講演会、講座
11. イベント
12. その他 ()

問36 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んでO)

1. 名前も内容も知っている
2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
3. 名前も内容も知らない

障害福祉サービスについて

問37 障害のある人のための福祉サービスであなたが知っているものは何ですか。(あてはまるものをすべて選んでO、サービスの内容については18～19ページの表を見てください)

1. 居宅介護 (ホームヘルプ)
2. 重度訪問介護
3. 同行支援
4. 行動支援
5. 移動支援 (ガイドヘルプ)
6. 手話通訳者、要約筆記者の派遣
7. 入浴サービス事業
8. 補装具
9. 日常生活用具
10. 短期入所 (ショートステイ)
11. 日中一時支援事業
12. 療養介護
13. 生活介護
14. 自立訓練 (機能訓練、生活訓練)
15. 就労移行支援
16. 就労継続支援
17. 地域活動支援センター
18. 宿泊型自立訓練
19. 共同生活援助(グループホーム)
20. 施設入所支援
21. 相談支援
22. その他 ()

問38 現在、サービスを利用していない理由は何か。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 必要を感じない
2. 制度やサービスのことを知らない
3. 利用の仕方がわからない
4. 利用したことがないので気がひける
5. 費用がかかる
6. 人に世話をかけたくない
7. 人の目が気になる
8. 家の人が反対する
9. その他 ()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
2 重度訪問介護	障害のある人の自宅で入浴・排せつ・食事の介護、外出時における移動介護などを総合的に行います。
3 同行支援	移動に著しい困難のある人が外出する際に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の支援、排せつ、食事の介護など、必要な援助を行います。
4 行動支援	障害のある人が行動する際に往ける可能性のある危険を回避するために、必要な支援や外出時の移動介護等を行います。
5 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要な不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
6 手話通訳者、要約筆記者の派遣	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人を対象として、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
7 入浴サービス事業	在宅で生活している重度の身体障害のある人で、住居において家族のみでは入浴が困難な人を対象に、入浴の介護を行うサービスを実施します。
8 補装具	身体に障害することによって、身体機能を補完・代替し、日常生活や就労・就学に、長期にわたって継続して使用される補装具の購入費、修理費を給付します。
9 日常生活用具	在宅で生活している重度の障害のある人の日常生活上の便意を図るため、障害の種類や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。
10 短期入所 (ショートステイ)	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
11 日中一時支援事業	障害のある中学生・高校生を対象に、市内の障害者福祉施設で日中における見守りや社会に適合するための日常的な訓練など必要な支援を行います。
12 療養介護	医療が必要な人に対して、病状などで日中に行われる機能訓練、療養上の管理看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の支援を行います。
13 生活介護	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生活活動等の機会を提供します。

サービスの種類	主な内容
14 自立訓練 (継続的 生活助)	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援等を行います。
15 就労移行支援	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。
16 就労継続支援	通所により、就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上に必要な支援、指導等を行います。
17 地域活動支援センター	地域で生活する障書のある人の日中活動の場として、創作活動や生産活動の機会を提供したり、さまざまな相談への対応などの支援事業を実施します。
18 宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談および助言その他の必要な支援を行います。
19 共同生活援助 (グループホーム)	家事等の日常生活上の支援、食事、入浴、排せつ等の介護、日常生活における相談支援、日中活動で利用する事業所等との連絡、調整などを行います。
20 施設入所支援	夜間介護が必要な人などを対象に、夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
21 相談支援	障害者基幹相談支援センターや各相談窓口で、地域で暮らす障書のある人や家族等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行います。また、施設に入所したり、精神科病院に入院している人が地域生活に移行するための相談支援や、地域で単身等で生活する人を対象に緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

将来の暮らしについて

問39 今から10年くらい経ったときに、どのような生活をしてみたいと思いますか。
(最もあてはまるものを1つ選んで○)

1. 自宅(マンション、土地なども含む)で、(介助や支援を受けて)ひとりで暮らす
2. 自宅(マンション、土地なども含む)で、家族などと一緒に暮らす
3. グループホームなどで、介助や支援を受けながら、他の障書のある人と一緒に暮らす
4. 障書のある人や高齢者のための施設で暮らす
5. その他()
6. 先のことはわからない、まだ考えたことがない

問40 あなたが希望する将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 安心して在宅に入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くに あること
4. グループホームなどが近くに あること
5. 病院や診療所が近くに あること
6. いざというときに施設に入れること
7. 在宅生活を支えるサービスを 受けること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
10. 家族の理解
11. 地域の人の障書や難病のある人への理解
12. その他()
13. 特に必要と思うことはない

問41 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること(通院や往診を含みます)
2. 障書のある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実 ()
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他 ()

問42 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、豊中市や府、国などへのご意見・ご要望、日ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
10月31日(月)までに投函してください。

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケートご協力をお願い

市民のみなさまには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。



本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けて取り組みを進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害者や難病のある人を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多忙のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいませう、よろしくお願ひ申しあげます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年（2016年）10月

豊中市長 浅利 敬一郎

(3) 18歳未満の障害のある市民

＜ご記入にあたってのお願い＞

- 1. このアンケートは、市内にお住まいの①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方②特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている方③障害福祉サービスまたは地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの方の中から無作為に選んだ3,000人を対象にお送りしています。2. アンケートには、できるだけ名のご本人がお答えください。ただし、障害や病気の状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている方、またはご家族などがご本人と相談してお答えください。3. 各質問には、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。4. 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つ」「すべて」などと指定してありますので、質問文をよく読んでお答えください。5. 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが()内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。6. 記入が終わりましたら、10月31日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。7. このアンケートについてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係
電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122
電子メール：eshougeizai@fukushihitoyonaka.osaaka.jp

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますので、内容がよくわからないときはご家族の人などによく相談しながら答えてください。
ご本人以外の人が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

問1 この調査員を記入した人はどなたですか。（1つ選んで○）

1. ご本人が記入
2. ご本人が答えて、家族の人が記入
3. ご本人に代わって家族の人が記入
4. その他

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

問2 あなたの性別は。（○をつけてください）

1. 男性
2. 女性
3. その他

問3 あなたの年齢は。（1つ選んで○）

1. 0～4歳
2. 5～9歳
3. 10～14歳
4. 15～17歳

問4 住んでいるところ（町名・丁目）をお書きください。

____市（ ）町（ ）丁目

問5 あなたが重中市にお住まいになってからの通算年数は。（1つ選んで○）

1. 生まれたときから
2. 1年未満
3. 1～5年未満
4. 5～10年未満
5. 10～15年未満
6. 15年以上

問6 親睦のようなところで暮らしていますか。（1つ選んで○）

1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし
2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる
3. 病院
4. その他

問7 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人すべて選んで○）

1. 父
2. 母
3. きょうだい
4. 祖父
5. 他の家族、親戚の人
6. その他

問8 障害者手帳を持っている人は手帳の等級を教えてください。また、特定施設の医療費助成、特定障害の修繕などについてあてはまる人は番号に○をつけてください。（あてはまるものすべて選んで○）

身体障害者手帳	1. 1級	2. 2級	3. 3級	4. 4級	5. 5級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B	9. B1	10. 1級	11. 2級	12. 3級
精神障害者保健福祉手帳	13. 1級	14. 2級	15. 3級	16. 4級	17. 5級	18. 6級

※健脚（特定障害）とは、重度性大股脱、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの障害が確立していない病気やその他の特殊な障害のことをいいます。
※弱運筆とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、読字障害、多動性障害などのことをいいます。
※高度な知的障害とは、一部に知的障害等により脳に障害を受け、その結果として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等を持つものとされており、具体的には「言語がうまくかみ合わない」などの症状があります。

問9 「身体障害者手帳」をお持ちの人は、障害の種類を教えてください。（あてはまるものすべて選んで○）

1. 視覚障害
2. 聴覚障害・平衡機能障害
3. 言語・言語・そしゃく機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害

付前3 親症、病態に遷延していますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、難病等に關わることで遷延している
2. その他の病気で遷延している
3. 特に遷延はしていない

付前9 家で次のような監視ケアを行っていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 食事切開
2. 人工呼吸機 (レスピレーター)
3. 吸入
4. 吸引
5. 首ろう、膝ろう
6. 鼻経管栄養
7. 中心線栄養 (IVH)
8. 透析
9. カテーテル管理
10. ストマ (人工肛門、人工膀胱)
11. 尿管管理
12. その他()

付前10 付前6で「1. 自宅でひとり暮らし」、「2. 自宅で家族などと一緒に住んでいる」を選んだ人にお聞きします。(他の人は付前11にお読みください) 家で生活するなかで、何らかの介助や支援(清拭、声かけ、復しなども含みます)が必要ですか。(どちらか選んで○)

※単独居住や自給自足などを利用している人は、それらを度用した前提で答えてください。

1. 介助や支援が必要なものがある
2. 介助や支援は必要ない

付前11 どのようなときに介助や支援が必要ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 衣服の着脱
5. 身だしなみ
6. 家の中の移動
7. 外出
8. 家族以外の人の意思疎通
9. 読み書き
10. お金の管理
11. 薬の管理
12. その他()

付前12 あなたが介助や支援を受けている期間は、ふつうの1日で合計して何時間ぐらいですか。サービスを利用している時間を除いて答えてください。(1つ選んで○)

1. 1時間未満
2. 1時間～3時間未満
3. 3時間～6時間未満
4. 6時間～12時間未満
5. 12時間以上
6. 介助や支援を受けていない

付前13 空に介助・支援してくれる人はどれですか。(あてはまるものをすべて選んで○) また、○をつけた人のなかで特に介助・支援してくれる人を3人選んで、期間が長い順にその中に番号を書いてください。(3つ選んで数字でお答えください)

1. 父や母	8. ボランティア
2. きょうだい	9. その他()
3. 祖父・祖母	※○をつけた人で特に介助・支援してくれる人の番号を9つ記入してください。
4. 配偶者・パートナー	第1位
5. 子ども・子どもの配偶者・孫	第2位
6. その他の親族	第3位
7. 友人・知人・近所の人	

付前14 特に中心となって介助・支援してくれる人(前問で第1位の人)について答えてください。(それぞれあてはまるものを1つ選んで○)

性別	1. 男性	2. 女性	
年齢	1. 18歳未満	3. 40歳以上65歳未満	5. 75歳以上
	2. 18歳以上40歳未満	4. 65歳以上75歳未満	
健康状態	1. 特に問題はなし	3. 通院中	
	2. 遠隔していないが医師がすぐれない	4. その他()	
あなた以外の介護	1. している	2. していない	
就業状況	1. 働いている(週時間)	2. 働いていない	

あなたの生活環境について

問11 豊中市やあなたが住んでいる地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っているとと思いますか。

①から⑩までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうち、あてはまるものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
社会福祉	①障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活支援	②外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
生活支援	③困りごとや悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
生活支援	④身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活支援	⑤仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
生活支援	⑥道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑦日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
生活環境	⑧人にだまされたり、泥棒にあったりする心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない	
生活支援	⑨暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
生活支援	⑩安心して暮らして続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
教育	⑪普通学級の子どもたちと一緒に自分にあった教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
教育	⑫障害や病気に配慮した教育が受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
就業	⑬障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあった職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
就業	⑭同じ仕事の種であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
就業	⑮仕事に必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑯費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑰自分にあったリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
保健医療	⑱いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
情報	⑲まちや建物の案内版やアウタンス、世間のニュースなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

問12 あなたは、障害や難病があっても、ライフスタイルに応じた生活ができると感じていますか。(どちらか選んで○)

1. はい (感じている) 2. いいえ (感じていない)

問13 あなたはどのくらい外出しますか。(1つ選んでO)

1. ほとんど毎日
2. 週4～5回
3. 週2～3回
4. 週1回
5. 月2～3回
6. 月1回
7. ほとんど外出しない
8. その他()

問14 外出時に困ることがありますか。(困っていることをすべて選んでO)

1. 車の通行時などに危険を感じる
2. 道路や建物の段差などで移動しにくい
3. 電車やバスの乗り降りがしにくい
4. 自転車や看板などで路上が通りにくい
5. 障害のある人のための駐車スペースが狭い
6. 障害のある人のためのトイレが少ない
7. 障害や病気に配慮された設備が整っていない
8. 交通機関や建物などの案内が少ない
9. 付き添いや介助してくれる人がいない
10. 人の見えない自や言葉が気になる
11. 人との会話が難しい
12. いじめや意地悪をされるのがにわい
13. その他()
14. 特に困っていることはない

問15 あなたは、どのような近所づきあいをしていますか。(1つ選んでO)

1. 近所の仲の良い人とよく行き来している
2. 会話は親しく話をする人がいる
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所づきあいをほとんどしていない

問16 日ごろ監禁の時間はどのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 自宅や入院先の病室で過ごしている
2. こども園・保育所(園)・幼稚園に通っている
3. 障害のある子どものための学校に通っている
4. 小学校・中学校に通っている
5. 高等学校や専門学校などに通っている
6. 通所施設などに通っている
7. 働いている
8. その他()

問17 学校や通園施設などの放課後や休みの日には、どのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 通所施設(放課後等デイサービスなど)、訓練に通っている
2. 部活やサークル活動に参加
3. 友だちと外で遊んだり、スポーツをする
4. 公民館や図書館などで過ごす
5. 塾や習い事に行く
6. 放課後こどもクラブ
7. 日中一時支援を利用している
8. 家や施設の中で過ごしている
9. その他()

問18 学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 障害のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場
2. 障害のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場
3. 一人で待つことも安心してくつろげる場
4. 居間の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聴いてくれる場
5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場
6. その他()

問19 卒業後の進路はどのように考えていますか。(1つ選んでO)

1. さらに上の学校などで勉強を続けたい
2. 訓練校を利用したい
3. 通所施設や作業所などを利用したい
4. 一般の会社やお店などで働きたい
5. 家の仕事を手伝いたい
6. 入所施設を利用したい
7. その他()
8. まだどうするか考えていない

問20 将来、働くことについては、どのようにお考えですか。(1つ選んで○)

1. 障害のない人もいる一般の職場で働きたい
2. 自宅でできる仕事をしたい
3. 一般の職場ではなく障害のある人のための施設で仲間と生産活動をした
4. 障害や病気などで働くことができな
5. 働きたくない、働くつもりはない
6. わからない、まだ考えたことがない
7. その他()

問21 障害のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと思いますか。現在、働いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えると答えてください。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 生活リズムを整えたり、体方づくりに行うための訓練・指導
2. あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導
3. いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験
4. 障害の特性や能力などに合わせた仕事の割り当て、職場探し
5. 障害への理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ
6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事帰りに息抜きできる場所
8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
9. その他()

情報の手と相談について

問22 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1)から(10)それぞれについて答えてください。

情報の種類	①情報を必要としていますか	②その情報は十分ですか
(例) □△◇○サービス	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1. 十分 2. やや不十分 3. 不十分 4. わからな
(1) 障害福祉サービスの内容	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(2) 専門的な療育機関や相談機関	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(3) 假みを相談できる人や団体、機関	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(4) 同じ障害の仲間と出会う場	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(5) 進学する学校	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(6) 卒業後の進路	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(7) 仕事に就くための支援	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5
(8) 地域で参加できる行事や学べる場	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1 2 3 4 5

情報の種類	①情報を必要としていますか	②その情報は十分ですか				
	①の選択肢で「必要としている」を選択した次の項目を回答してください。	1	2	3	4	5
(9) 障害のある子どもが利用しやすい施設や設備	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(10) その他	1. 必要としている 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5

問23 催課や直備面が不足に陥ったり、困っていることがありますか。
(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 催課が重くなったり廃課が進むこと
2. 生活習慣病などの病気がある
3. 催課が急増する
4. 催課を戻す方法がわからない
5. 薬の飲み方、使い方がわからない
6. 近くで専門的な治療を受けられない
7. 十分なリハビリテーションを受けられない
8. 訪問看護や在宅医療を受けられない
9. 催課に連絡や連絡のある施設が身近にいない
10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
11. 催課の費用や案内がわかりにくい
12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
13. お金がかからない
14. 交通が不便、移動が大変
15. 出庫について相談するところがない
16. 発着・発着について相談するところがない
17. この催課の催課について相談するところがない
18. その他 ()

問24 困ったことや心配に陥っているとき、家族や親戚、自こら言う場所(学校や遠慮施設など)以外の人に相談したことがありますか。(どちらか選んでO)

1. あり 2. ない
- 問24 1 等、気がかかっていることはどのようなことですか。(あてはまるものをすべて選んでO)
1. 自分の催課や催課に関すること
 2. 利用できる催課制度やサービスの内容、利用方法
 3. 家族からの自立、家族がいないこと
 4. 生活費などのやりくり(金銭管理)
 5. 進学や就職、就職など進路のこと
 6. 学校など催課に通っている場でのこと
 7. 故障など催課時の対応
 8. 家族との人間関係
 9. 家族以外の人の人間関係
 10. 成年後見制度に関すること
 11. その他 ()

問25 相談したことがない理由は何か。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 相談したいことがない(困っていない)
2. どこに相談したらいいかわからない(相談できる場所の情報がない)
3. 専門的に相談したり、助言を受けられる場所がない
4. 相談できる場所が近くにない
5. 催課や病気のため、相談窓口などに由向けない
6. その他 ()
7. 特に理由はない

問25 市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。
(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 休日や夜間の電話相談
2. 催課の専門性を記置した相談窓口の整備
3. 同じ催課を持つ相談員によるカウンセリング
4. 介護施設などで開設される催課なんでも相談
5. 催課の悩みを寄せ止める家族相談員
6. 催課に関する診察や薬学、治療、ケアに関する専門的な相談
7. 医療、催課、保健、教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制
8. 将来の自立生活に向けた指導や相談
9. その他 ()

療育・教育について（保護者の人におうかがいします）

問26 障害のある人の療育や教育について、これまでどこに相談しましたか。
（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 市区町村（障害福祉課など）
2. 障害福祉センター・ひまわり
3. しいの美学園
4. あゆみ学園
5. 市教育委員会（教育センター含む）
6. 保健所、保健センター
7. 子ども家庭センター
8. 子ども園、保育園（園）、幼稚園
9. 小中学校、中学校、高等学校
10. 支援学校
11. 指定障害者相談支援事業所
12. 社会福祉協議会
13. 児童、児童委員
14. 障害のある人のための福祉施設や団体
15. その他（ ）

問27 療育や教育に関する情報について選むことがありますか。
（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 相談機関の情報を提供してほしい
2. 困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい
3. 1か所で相談できるようにしてほしい
4. 専門的な相談機関を充実してほしい
5. 具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい
6. その他（ ）

問28 乳幼児期における母子保健や療育に関わることでどのようなことを望みますか。
（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 健康診断の情報を正確に伝える
2. 訪問指導を充実する
3. 保護者に対する相談、支援体制を充実する
4. 福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなう
5. 通園事業、療育事業などを充実する
6. その他（ ）

問29 子ども園や保育所（園）や幼稚園、福祉施設など、障害のある子どものための通所型の施設やサービスについて、どのようなことを希望しますか。
（主なものを3つまで選んで○）

1. 専門的な相談、指導
2. 子ども園、保育園（園）、幼稚園での障害児教育、保育の充実
3. 療育や発達のための訓練
4. 集団への通所訓練
5. 身の回りの自立に向けた訓練
6. 友だちづくりにやいりやいろいろな人との交流
7. 安心して遊ぶことができる場
8. 入浴や食事などのサービス
9. 一時的な見守りや介助
10. その他（ ）
11. 特に希望するものはない

問30 障害のある子どものための施設やサービスなどで、特に充実が必要と願うものは何ですか。（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 乳幼児健診の充実
2. 発育、発達上の課題の早期発見・診断
3. 市区町村や保健所などの相談体制
4. 家庭訪問による相談、指導
5. 地域における療育、リハビリテーション体制
6. 障害児通園施設の整備
7. 子ども園、保育園（園）、幼稚園での受け入れ
8. 小・中学校、高等学校での教育機会の拡充
9. 障害のある子どものための学校の整備
10. 自立に向けた専門的な教育の充実
11. 通学、通園時の介助、付き添い
12. 学習障害や発達障害などの居場所づくり
13. 安心して遊べる機会、場の確保
14. 地域社会と関わる機会や実践づくり
15. 保護者が介助、支援できないときの一時的な見守りや介助
16. その他（ ）

災害など緊急時の対応について

問31 最寄りの避難場所を知っていますか。（どちらかを選んで○）

1. 知っている
2. 知らない

問32 災害があった際にあなた一人で避難できますか。（1つ選んで○）

1. できる
2. できない
3. わからない

付問 だれか避難時の補助を頼める人が身近にいますか。（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 家族
2. 近所の人
3. その他（ ）

問33 火事や地震など緊急時の対応について、障害や難病のある人の立場からどのようなことが重要だと感じますか。(重要と感ずるものをすべて選んでO)

1. 災害が発生したときにすぐに知らせられる体制をつくる
2. 避難場所までの行き方をわかりやすく案内したり、教える
3. 地域の人がすぐに訪ねてきてくれる体制をつくる
4. 自らから災害などに備えて地域で避難や救助の練習をする
5. 災害など非常事態になった際の相談体制を整える
6. 避難場所での生活に特別な配慮や工夫をおこなう
7. 自宅や避難場所に定期的に医師が訪問する
8. その他()

障害や難病のある人の人権と障害・難病の理解促進について

問34 ここ3年において、あなたはこれまで、障害や難病があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 選挙
2. 仕事や就労
3. 異性とのつきあい
4. 結婚
5. 子育て
6. 旅行がけの旅行
7. 一人での外出
8. 友人とのつきあい
9. スポーツ
10. 趣味、文化活動
11. その他()
12. 特になし
13. わからない

問35 ここ3年において、あなたは、障害や難病があることで差別を受けたり嫌な思いをしたことがありますか。(1つ選んでO)

1. よくある
 2. ときどきある
 3. あまりない
 4. まったくない
- 問36 それは、どのような場合ですか。(あてはまるものをすべて選んでO)
1. 進学するときや学校生活において
 2. 就職するときや職場生活において
 3. 近所つきあい、地域の行事等において
 4. 家庭生活において
 5. 福祉サービスを利用するとき
 6. 医療を受けるとき
 7. 校前で準備するときや公共施設を使うとき
 8. 公共交通機関を利用するとき
 9. ものを貸す、買物をするなどお店を利用するとき
 10. スポーツや文化活動をするとき
 11. まちを歩いているとき
 12. その他()

問37 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 障害を理由に施設やサービス等を利用することや、関わることを断られた
2. 障害への配慮が欠けるため、障害がない人と同じような情報や必要なサービス等を受けられない
3. 差別的な発言を受けた
4. その他()

問38 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口
2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口
3. 自分の代わりに交渉ごとや財産等の管理をしてくれるサービス
4. 障害や難病のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度
5. 障害や難病のある人の権利について、障害や難病のある人が自身が学ぶ機会を増やすこと
6. 障害や難病のある人の権利について社会の意識を高めること
7. その他()
8. 特になし
9. わからない

問37 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできていると思いますか。

【3年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている 3. どちらともいえない 5. 後退してきている
2. 多少進んできている 4. 多少後退してきている 6. わからない

【10年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている 3. どちらともいえない 5. 後退してきている
2. 多少進んできている 4. 多少後退してきている 6. わからない

問38 量中前市は、障害や難病のある人に対して理解を進めるための広報や行事等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. ケーブルテレビの番組を見たことがある
2. 広報記事を読んだことがある
3. 障害者通関のバスヘルプを見たことがある
4. ひまわりひろはる等の地域交流事業に参加したことがある
5. 出前講座に参加したことがある
6. 講演会を見たことがある
7. ホームページを見たことがある
8. その他()
9. 広報を読んだり、行事等に参加したことはない

問39 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

1. テレビ・ラジオ 6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど) 10. 講演会、講座
2. 新聞 7. メールマガジン 11. イベント
3. 雑誌・書籍 8. ポスター・チラシ 12. その他
4. 広報とよなか 9. 行政の出版物(パンフレット、行政計画、報告書等)
5. ホームページ

問40 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

1. 名前も内容も知っている 3. 名前も内容も知らない
2. 名前を知っているが、内容は知らない

福祉サービスについて

問41 障害のある人のための福祉サービスについて、①現在の利用状況、②利用して欲しかったり、不満に思うことの有無、③今後の利用についてのお考えをそれぞれ答えてください。(サービスの内容については22ページの表を見てください。)

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(例) □◇○サービス	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(1) 居宅介護(ホームヘルプ)	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(2) 移動支援(ガイドヘルプ)	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(3) 補聴具	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(4) 日常生活用具	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない
(5) 児童発達支援	① 利用している → ② 利用していない	① ある ② ない 空欄(空欄を下の欄から8つまで選んでください)	① 利用する ② 利用しない ③ わからない

1. 身近なところでサービスを利用できない
2. 利用したい日・時間に利用できない
3. 利用回数・時間などに制限がある
4. サービス事業所に利用を断られることが多い
5. 利用料が高い
6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している
7. 建物や設備が障害に配慮されていない
8. サービス内容に関する情報が少ない
9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
10. その他()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	サービスの種類 主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、又添 削せつ、災害時の身体介護、洗濯、掃除等の 家事援助を行います。
2 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある者に、事前にガイドヘルパーを派遣し、日常生活 に必要な外出や水泳活動など社会参加のための外出を支援します。
3 補聴具	身体に障害することで、身体機能を補充、代替し、日常生活や就学、就労に、 支障にわたって聴覚して聴覚している障害のある人の日常生活上の支障を減らすため、障害 の種類や程度に応じて日常生活用具等を給付または貸与します。
4 日常生活用具	日常生活における基本的な動作の補填、身体機能の向上、異動生活への対応 訓練などの支援を行います。
5 見守り支援	認知症の症状が自覚（上肢、下肢）不渡または精神の補填に障害のある居宅）に 見守り支援サービス及び訓練を行います。
6 医療型児童発達支援	児童の発達障害やその他の障害の対応に、児童発達支援センター等の施設で生活 能力向上のために必要な訓練や相談などの支援を行います。
7 放課後等デイサービス	児童発達支援施設やその他の施設で、遊戯、又添、削せつ、災害時の介護や 見守りなどの支援を行います。
8 短期入所 (ショートステイ)	児童発達支援施設やその他の施設で、遊戯、又添、削せつ、災害時の介護や 見守りなどの支援を行います。
9 保育所等訪問支援	児童発達支援施設やその他の施設で、遊戯、又添、削せつ、災害時の介護や 見守りなどの支援を行います。
10 自習一時支援事業	障害のある児童、青少年を対象に、市内の障害者福祉施設で自習における 見守りや社会に参画するための自発的な訓練など必要な支援を行います。
11 相談支援	障害者福祉センターや各福祉窓口で、地域で暮らす障害のある人や 家族等からのさまざまな相談に対し、必要な情報の提供、助言、障害福祉サ ービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行います。

問42 障害のある人のためのサービスを利用していない人は、その理由であてはまるものを
書いてください。(3つまで選んでO)

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 必要を感じない | 6. 人に世話をかけたくない |
| 2. 制度やサービスのことを知らない | 7. 人の言が気になる |
| 3. 利用の仕方がわからない | 8. 家の人と反対する |
| 4. 利用したことがない | 9. その他 |
| 5. 費用がかかる | () |

サービスの種類	①現在利用状況は	②気に入ったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(6) 医療型児童 発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(7) 放課後等 デイサービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(8) 短期入所 (ショートステイ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(9) 医療型児童 発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(10) 自習一時 支援事業	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(11) 相談支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(12) その他の サービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

- | | |
|-------------------------|-------------------------------|
| 1. 身近なところでサービスを利用できない | 6. ヘルパーや指導員など支援者の知識・経験が不足している |
| 2. 利用したい日・時間に利用できない | 7. 建物や設備が障害に配慮されていない |
| 3. 利用回数・時間などに制限がある | 8. サービス内容に関する情報が少ない |
| 4. サービス事業所に利用を断られることが多い | 9. 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい |
| 5. 利用料が高い | 10. その他() |

将来の暮らしについて

問43 次のうち、あなたが次人になったらしてみたいと思うことがありますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと
2. 家族と一緒に暮らすこと
3. 障害のある人のための住まいで暮らすこと
4. 結婚したり子どもを育てること
5. 大学などで専門的な勉強をすること
6. その他()
7. わからない

問44 あなたが希望する将来の暮らしを要請するためには、どのようなことが必要だと感じますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 安心して住まいに入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くに
あること
4. グループホームなどが近くに
あること
5. 病院や診療所が近くに
あること
6. いざというときに施設に入
れること
7. 在宅生活を支えるサービスを受けられること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
があること
10. 家族の理解
があること
11. 地域の人の障害や難
点のある人への理解
があること
12. その他()
13. 特に必要と
思わない

問45 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと感じますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 在宅で医療的ケアなどが適切に
提供されること(通院や往診を含みます)
2. 障害のある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に
利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他()

問46 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、県庁や市、町などへのご意見・ご要望、自らが困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

お手紙ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
10月31日(月)までに投函してください。



(4) 18歳以上の障害のない市民

調査票④

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願い

市民のみなさまには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご協力をお願いします。

本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けて取り組んでいます。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの障害や難病のある人の生活環境や福祉施策に対する意識、障害や難病のある人などのかかわりなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年(2016年)10月

豊中市長 浅利 敬一郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

- この調査票は、市内にお住まいの18歳以上の人のうち、障害者手帳をお持ちでなく、特定疾患の医療費助成にかかると登録をされていない人の中から無作為に選んだ1,000人を対象にお送りしています。
- 各質問には、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。
- 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
- 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが()内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。
- 記入が終了しましたら、10月31日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご返函ください。お名前を記入していただく必要はありません。
- このアンケート調査についてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 健康福祉部 障害福祉課
 電話：06-6858-3354 FAX: 06-6858-1122
 電子メール：shougai@fukushi.city.toyonaka.osaka.jp

※この調査における「障害」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害(政令で定める難病等)による障害を含む)を指すものとし、「障害者」(障害のある人)とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を指すものとします。

※また「難病」とは、一般的には「治りにくい病気」を指しますが、行政施策上の対象としては、国の「難病対策要綱」により、次のように定義づけられています。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病
- ②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく入手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

障害や難病のある人の生活環境について

問1 豊中市やあなたが住まいる地域の地域は、障害や難病のある人が生活するうえで、どの程度環境が整っているとお考えですか。

①から⑧までのそれぞれについて「1 そう思う」から「5 わからない」のうち、お考えに近いものを1つずつ選んでください。

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない
生活環境					
① 障害や難病があるからといって、学校や職場、地域で仲間はずれにされたり、無視されたりしない環境が整っている	1	2	3	4	5
② 外で困ったとき、周囲の人が手助けしてくれる環境が整っている	1	2	3	4	5
③ 買い物や悩みを、安心して相談できるところが身近に整っている	1	2	3	4	5
④ 身の回りの用事や家事を助けてくれるサービスがいつでも受けられ、もしひとり暮らしになっても、不安を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
⑤ 仕事をしたり、趣味を楽しんだりしながら、同じ障害や病気の仲間と過ごす場所が身近に整っている	1	2	3	4	5
⑥ 道路や施設が安全で、外に出かけても事故やけがの心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5
⑦ 日ごろから災害に備えた情報が行き届き、もし災害が発生しても、安全に避難できる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑧ 人にだまされたり、泥濘に陥ったりする心配を感じない環境が整っている	1	2	3	4	5

	1. そう思う	2. まあまあそう思う	3. あまりそう思わない	4. そう思わない	5. わからない
生活環境					
⑨ 暮らしに困らないだけの収入を得る環境が整っている	1	2	3	4	5
⑩ 安心して暮らして暮らし続けられる住まいが整っている	1	2	3	4	5
教育					
⑪ 普通学級の子どもたちと一緒に自分にあつた教育を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑫ 障害や病気に配慮した教育を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
就労					
⑬ 障害や難病のある人に適したさまざまな職場があり、自分にあつた職場を選べる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑭ 同じ仕業の質であれば、障害や難病のある人、それ以外の人も同じように評価される環境が整っている	1	2	3	4	5
⑮ 仕事で必要な技術や知識を学ぶ場が整っている	1	2	3	4	5
保健医療					
⑯ 費用の心配をせずに、必要な医療を受けられる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑰ 自分にあつたリハビリテーションの機会が身近に整っている	1	2	3	4	5
情報					
⑱ いろいろな人とコミュニケーションができる環境が整っている	1	2	3	4	5
⑲ まちや建物の案内板やアウタウンス、世間のニーズなど、自分に必要な情報を得やすい環境が整っている	1	2	3	4	5

障害や難病のある人に対する意識、かかわりについて

問2 白ごろ、障害や難病のある人に声をかけたり、話をする機会がありますか。
(1つ選んで○)

1. よく声をかけたり、話をする
2. たまに声をかけたり、話をする
3. あまりさつぐらいで声をかけたり、話をするほどではない
4. 出逢っても声をかけたり話さない
5. その他 ()
6. 近くに障害や難病のある人はいない

問3 あなたは、障害や難病のある人が困った様子にいるときに手助けをしますか。
(1つ選んで○)

1. なるべく積極的に声をかけ、手助けしている
2. 求められれば手助けをしている
3. したいと思っているが、いつもためらってしまふ
4. 心がけているが、これまでそのような機会がない
5. その他 ()
6. 特に伺もしない

問4 地域や学校、職場などで障害や難病のある人とかわかれて、気づかされたことや、対応にとまどったことがありますか。また、ある場合には、差し支えなければその内容をお書きください。

【気づかされたこと】(1つ選んで○)

1. ある →
2. ない

【対応にとまどったこと】(1つ選んで○)

1. ある →
2. ない

問5 あなたはこれまで、障害や難病のある人を支援する次のような活動に参加したことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 福祉施設等での講演会やその他の催しに出演したり、協力したりする
2. 障害や難病のある人のレクリエーション、交流活動に参加する
3. 福祉施設での介助の手伝いや施設の清掃などをする
4. 自宅で暮らす障害や難病のある人の介助、買物の付き添い・代行、自動車の運転など生活を手助けする
5. 手話通訳、点訳、要約筆記、録音テープの吹き込みなどをする
6. 障害者支援施設の製品や障書のある人が働く店を積極的に利用する
7. 募金活動を呼びかけたり、募金、寄付に協力する
8. その他 ()
9. 特にない

問6 今後は問5のような活動に参加したいと思われますか。(1つ選んで○)

1. 積極的に参加したい
2. 機会があれば参加したい
3. 参加したいと思うができない
4. 関心はない
5. わからない

問7 障害や難病のある人を支援する活動を活発にするためには、どのようなことが必要だとお考えですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 支援を求める側と、支援をしたい・できる側とを結びつける仕組みを充実する
2. 子どもからのボランティア教育や体験学習を推進する
3. 支援活動を行っている団体やNPO、企業、学校を表彰するなど、貢献をたたえる
4. 障害福祉の活動を行うボランティア団体やNPOに対する支援を充実する
5. 障害や難病のある人、障害福祉についての広報・情報提供を充実するなど、社会的気運を高める
6. 隣近所でのコミュニケーションを深め、気軽に助けあえるようにする
7. その他 ()
8. 特に活発にする必要はない
9. わからない

問8 あなたは、どのような近所つきあいをしていますか。(1つ選んで○)

1. 近所の中の良い人とよく行き来している
2. 会えば親しく話をする人がいる
3. あいさつ程度がほとんど
4. 近所つきあいをほとんどしていない

だれもがともに安心して暮らせる「豊中」に向けて

問9 あなたは、「障害」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできていると思われませんか。

【3年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている
2. 多少進んできている
3. どちらともいえない
4. 多少後退してきている
5. 後退してきている
6. わからない

【10年前と比べて】(1つ選んで○)

1. 進んできている
2. 多少進んできている
3. どちらともいえない
4. 多少後退してきている
5. 後退してきている
6. わからない

問10 あなたは、豊中市が実施している「障害」や「難病」のある人に対する理解を深めるための広報を見たり、行事等に参加したことがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. ケーブルテレビの番組を見たことがある
2. 広報記事を読んだことがある
3. 障害者週間のパネル展を見たことがある
4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある
5. 出前講座に参加したことがある
6. 講演会を聞いたことがある
7. ホームページを見たことがある
8. その他()
9. 広報を見たり、行事等に参加したことはない

問11 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞
3. 雑誌・書籍
4. 広報とよなか
5. ホームページ
6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど)
7. メールマガジン
8. ポスター・チラシ
9. 行政の出版物 (パンフレット、行政計画報告書等)
10. 講演会、講座
11. イベント
12. その他()

問12 豊中市は、「障害」や「難病」のある人にとって暮らしやすいまちだと思われませんか。(1つ選んで○)

1. そう思う
2. そう思わない
3. どちらともいえない
4. その他()
5. わからない

問13 障害や難病のある人、それ以外の人も含めて、だれもが暮らしやすいまちにしたいために、今後どのようなことが必要だと思いますか。(1)行動、(2)社会、(3)環境のそれぞれについてあてはまるものをすべて選んで○をつけてください。

(1)行動 (あてはまるものをすべて選んで○)

1. 困っている人を見かけたら助ける
2. 自分から声をかける
3. 相手の立場に立って物事を考える
4. 障害のある人とならない人、難病のある人とならない人など、さまざまな人が交流できる場をつくる
5. 障害・難病についての正しい理解を深める (学校教育も含む)
6. その他()

(2) 社会 (あてはまるものをすべて選んでO)

1. 職場を確保する

2. 日中にゆかせる場、活動できる場を確保する

3. 相談体制を充実する

4. 相談窓口など必要な情報を提供する

5. 福祉制度やサービスを充実する

6. 学校や職場、医療機関、行政など関係機関による連携を図る

7. 災害時の避難支援の体制づくり

8. 犯罪被害防止への見守り体制づくり

9. その他 ()

(3) 環境 (あてはまるものをすべて選んでO)

1. 建物や道沿などの段差や凹凸をなくす

2. 歩道を整備する

3. 点字ブロックや点字をつける

4. 二階建て以上の建物にエレベーターをつける

5. だれもが使いやすいトイレを整備する

6. 買い物物がしやすい店をつくる

7. ゆっくりと過ごせる場所をつくる

8. その他 ()

問14 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んでO)

1. 名前も内容も知っている

2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない

3. 名前も内容も知らない

あなたご自身のことについて

問15 あなたの性別と年齢をお答えください。(それぞれOをつけてください)

(1) 性別

1. 男性

2. 女性

3. その他

(2) 年齢

1. 18・19歳

2. 20～24歳

3. 25～29歳

4. 30～34歳

5. 35～39歳

6. 40～44歳

7. 45～49歳

8. 50～54歳

9. 55～59歳

10. 60～64歳

11. 65歳以上

問16 住んでいるところ(町名・丁目)をお答えください。

豊中市 () 町 () 丁目

問17 あなたが豊中市にお住まいになってからの通算年数は。(1つ選んでO)

1. 生まれたときから

2. 1年未満

3. 1～5年未満

4. 5～10年未満

5. 10～15年未満

6. 15年～20年未満

7. 20年以上

問18 職業は次のいずれにあてはまりますか。(主なもの1つにO)

1. 自営・経営者

2. 家族従業員

3. 正親の職員・従業員

4. パート・アルバイト・派遣・契約社員等

5. 学生

6. 家事専業

7. 無職(年金生活者を含む)

8. その他 ()

※以下の設問については、差し支えない範囲でお答えください。

問19 あなたの近くには、障害や難病のある人がおられますか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 同居の家族・親族

2. 同居していない家族・親族

3. 近所の人

4. 職場や学校の人

5. その他の知人・友人

6. 仕事を通じて知りあい、顧客

7. 小地域ネットワーク活動やボランティア活動の仲間、支援対象者

8. その他 ()

9. 近くに障害のある人はいない

問20 あなたは、次のようなことにより生活のしづらさを感ずることがありますか。
 (あてはまるものをすべて選んで○)

1. 気分やけが盛引いている
2. ものを弄ち上げたり、小さなものをつまんだり、巻紙のふたを開けたり閉めたりすることが難しい
3. いつも感れれているように感じたり、力が欠けたり、しびれ、痛みが解いたりする
4. 話し言葉を聞いて、自分の考えや気持ちをはげえたり、相手の話を聞いて理解することが難しい
5. お金の管理や日常の意思決定が難しい
6. 思いつくことや実行することが難しい
7. 段取りがうまくできない
8. 情緒が不安定である
9. 対人関係や人とのコミュニケーションに難しさを感ずる
10. 他には困難がないのに、読み書きや計算など特定のことで生活に支障が出るほど苦手なものがある
11. 外出・登校など、人がいるところに出かけることに困難がある
12. その他 ()
13. 1.～12. にあげられたようなことで生活のしづらさを感ずることは皆ない

問21 問20で生活のしづらさがあると答えた方にお尋ねします。その生活のしづらさについて、どこ(だれ)に相談しますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 行政機関 (臺中市、大岐庁など)
2. 福祉サービスを提供している専業主婦や福祉施設
3. 医療機関
4. 学校などの教育機関
5. 相談支援機関 (地域包括支援センター、一、 障害福祉センター、ひまわり)
6. 臺中市社会福祉協議会
7. 障害者団体や障害者会
8. 民生・児童委員や障害者相談員
9. 家族
10. 友人・知人
11. その他 ()
12. 相談したいが、どこ(だれ)にも相談できない

最後に、今後の障害者就業の推進に向けて、ご意見がありましたら直前にお書きください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
 お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて、切手を貼らずに
 10月31日(月)までに返函してください。



障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします

市民のみなさまには、日ごろから本市の障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申しあげます。



本市では現在、第五次障害者長期計画、第5期障害福祉計画の策定に向けた取り組みを進めています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、障害者施設等に入所されている人を対象に、地域生活への移行に対するお考えをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報情報の管理には豊中市個人情報保護条例に則り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成28年(2016年)10月

豊中市長 淺利 敏一郎

(5) 障害者支援施設等への入所者

＜ご記入にあたってのお願い＞

- 1. このアンケートは、豊中市が障害者支援施設等入所にかかる給付の実施主体となつて施設に入所されている人すべてにお送りしています。
2. アンケートには、できるだけ入所しているご本人がお答えください。ただし、障害や病状のご状況やご本人の年齢などによってご本人が記入できないときは、入所しているご本人を介助・支援されている人、ご家族、施設職員などがご本人と相談してお答えください。
3. 各質問には、平成28年(2016年)10月1日現在の状況でお答えください。
4. 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「すべて」などと指定していますので、質問文をよく読んでお答えください。
5. 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが()内にできるだけ具体的にその内容を お書きください。
6. 記入が終わりましたら、10月31日(月)までに同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご返願ください。お名前を記入していただく必要はありません。
7. このアンケートについてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 健康福祉部 障害福祉課 企画係

電話：06-6858-3354 FAX：06-6858-1122

電子メール：shougazai@fukushi.city.toyonaka.osaka.jp

※この調査における「障害」とは、障害者基本法及び障害者総合支援法の定義に従い、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他の心身の機能の障害(政令で定める難病等)による障害を含む)を指すものとし、「障害者」(障害のある人)とは、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を指すものとします。

※また「難病」とは、一般的には「治りにくい病気」を指しますが、行政施策上の対象としては、国の「難病対策要綱」により、次のように定義づけられています。

- ①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少ない疾病
②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病

障害者にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますが、内容がよくわからないときはご家族の人などによく相談しながら答えてください。
ご本人以外の人が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

問1 この調査票を記入した人は、どなたですか。（1つ選んで○）

1. ご本人が記入
2. ご本人にかわって家族の人が記入
3. ご本人が答えて、施設職員が記入
4. その他（ ）

※以後の質問で「あなた」とは、入所しているご本人のことです。

問2 あなたの性別は、○をつけてください

1. 男性
2. 女性
3. その他

問3 あなたの年齢は、（1つ選んで○）

1. 18～19歳
2. 20～24歳
3. 25～29歳
4. 30～34歳
5. 35～39歳
6. 40～44歳
7. 45～49歳
8. 50～54歳
9. 55～59歳
10. 60～64歳
11. 65歳以上

問4 障害者手帳を所持している人は手帳の等級を教えてください。また、特定疾患の医療費助成、発達障害の診断などについてはまるは人は番号に○をつけてください。
（あてはまるものをすべて選んで○）

身体障害者手帳	1. 1級	3. 3級	5. 5級
	2. 2級	4. 4級	6. 6級
療育手帳	7. A	8. B1	9. B2
精神障害者保健福祉手帳	10. 1級	11. 2級	12. 3級
13. 難病の認定を受けたり、特定疾患の医療費助成を受けている			
14. 医師から発達障害*と診断されたり、その疑いがあるといわれたことがある			
15. 医師から高次脳機能障害*として診断されたことがある			

※難病（特定疾患）とは、遺伝性大腸炎、パーキンソン病、全身性エリテマトーデスなどの治療法が確立していない病気やその他の特殊な病気のことをいいます。
※発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などのことです。
※高次脳機能障害とは、脳に外的な原因により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの脳知障害を指すものとされており、具体的には「無指がうまくかみ合わない」などの症状があります。

問5 身体障害者手帳をお持ちの方は、障害の種類を教えてください。

1. 視覚障害
2. 聴覚障害・平衡機能障害
3. 音声・言語・そしゃく機能障害
4. 肢体不自由
5. 内部障害

問6 障害支援区分を教えてください。（あてはまるものに○をつけてください）

1. 区分1
2. 区分2
3. 区分3
4. 区分4
5. 区分5
6. 区分6
7. 区分7

問7 自ごろ生活するなかで、どのようなときに介助や支援（排泄、食かけ、履きなど）を必要としますか。（あてはまるものをすべて選んで○）

1. 食事
2. トイレ
3. 入浴
4. 衣服の着脱
5. 身だしなみ
6. 施設の中での移動
7. 外出
8. 家族・施設職員以外の人の
9. 読み書き
10. お金の管理
11. 薬の管理
12. その他（ ）

付問7 親性の施設における入居年数は何年ですか。(1つ選んで○)

- | | | |
|------------|--------------|----------|
| 1. 1年未満 | 4. 5年～10年未満 | 7. 30年以上 |
| 2. 1年～3年未満 | 5. 10年～20年未満 | 8. わからない |
| 3. 3年～5年未満 | 6. 20年～30年未満 | |

付問8 親性の施設に入居した主な理由は何か。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|-----------------|------------------|
| 1. あなたご自身で決めた | 5. 障害が重くなった |
| 2. 家族などのすすめ | 6. 介護、支援者の高齢化や他県 |
| 3. 医師のすすめ | 7. その他() |
| 4. 福祉施設・事業所のすすめ | 8. わからない |

付問9 ご家族や知人等についてあてはまるものをすべて選んでください。(それぞれ1つ選んで○)

- | | | | |
|-----------------|------------|------------|------------|
| 家族の有無 | 1. 量中市内に在住 | 2. 他自治体に住居 | 3. 家族はいない |
| 家族、知人と
の連絡頻度 | 1. ほぼ毎日 | 3. 月に1～数回 | 5. 連絡がとれない |
| | 2. 週に1～数回 | 4. 年に1～数回 | 6. その他() |
| 家族、知人の
訪問頻度 | 1. ほぼ毎日 | 3. 月に1～数回 | 5. 連絡がとれない |
| | 2. 週に1～数回 | 4. 年に1～数回 | 6. その他() |

将来の暮らしについて

付問10 施設から退所して、地域で生活したいと思ったことはありますか。(1つ選んで○)

- | | | |
|-------|--------|----------|
| 1. はい | 2. いいえ | 3. わからない |
|-------|--------|----------|

付問11 それはどうしてですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 地域に家族や知り合いがいる |
| 2. 自分の生活は自分で決めて暮らしたい (好きな時に起きたり、食べたりできるなど) |
| 3. その他() |
| 4. わからない |

付問12 親と一緒に暮らしたいですか。(あてはまる方をすべて選んで○)

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 父や母 | 6. 一緒に暮らしたい人はいない |
| 2. きょうだい | (一人で暮らしたい) |
| 3. 配偶者(夫・妻)・パートナー | 7. その他() |
| 4. 自分のことも・孫 | 8. わからない |
| 5. 友人・知人 | |

付問13 どこで暮らしたいですか。(1つ選んで○)

- | | |
|-------------------|-----------|
| 1. 施設に入る前に住んでいた地域 | 4. その他() |
| 2. それ以外の量中市内 | 5. わからない |
| 3. 今の施設の近く | |

付問14 どんな住まいで暮らしたいですか。(1つ選んで○)

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. グループホーム以外の家 | 3. その他() |
| 2. グループホーム | 4. わからない |

付問15 地域での暮らしでは、自ごる居間の時間ほどのように過ごしたいですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|-------------------------|
| 1. 部屋で、静かに休みたい |
| 2. 部屋で、物読や読書などの趣味を習いたい |
| 3. 部屋で、家族と過ごしたい |
| 4. 定期的に通達しながら過ごしたい |
| 5. 生活訓練や機能訓練を豊かに受けたい |
| 6. 障害のある人のための施設で過ごしたい |
| 7. 障害のある人のための仕事場で仕事をしたい |
| 8. 学校等に行きたい |
| 9. 就労訓練を受けたい |
| 10. スポーツをしたい |
| 11. その他の所で、外出して過ごしたい |
| 12. その他() |

次のページの付問2におすすみください。

付前6 地域での暮らしでは、平目の夜泊や休みの日などどのようなように過ごしたいですか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|------------------------|--|
| 1. 命題で、静かに休みたい | |
| 2. 命題で、勉強や読書などの趣味を習いたい | |
| 3. 命題で、家族と過ごしたい | |
| 4. 命題のある人のための施設で過ごしたい | |
| 5. 図書館や公民館に行きたい | |
| 6. 学校等に行きたい | |
| 7. スポーツをしたい | |
| 8. 散歩・買い物・映画鑑賞等に行きたい | |
| 9. 外室に行きたい | |
| 10. 旅行に行きたい | |
| 11. その他の形で、外出して過ごしたい | |
| 12. その他() | |

前11 施設を訪問して地域で生活することに不安に思うことは何ですか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|---|--|
| 1. 施設外の生活をよく知らない | |
| 2. どのような流れで施設を出て地域で暮らすことになるかがわからない | |
| 3. 訪問について相談したり、施設・家族との調整、引渡し準備等を手伝ってくれる人に心当たりがない | |
| 4. 自分が施設にいることを家族が希望しているので、嬉しいと思う | |
| 5. この施設の入居者・職員と会いに慣れない | |
| 6. 施設外に、家族や友人がいない | |
| 7. 施設外には、安心して相談したり、頼ったりできる住みがないのではないかと自分の健康状態や体力、体の動きに不安がある | |
| 9. 住みたい場所に、車を置いても安心して暮らせる住みがあるか | |
| 10. 住みたい場所で、車を置いても安心して暮らせるサービスを受けられるか | |
| 11. 住みたい場所で、車を置いても安心して暮らせる設備を受けられるか | |
| 12. 施設外の暮らしは、自分の収入では維持できないのではないかと | |
| 13. 地域の人が障害について理解してくれるか | |
| 14. その他() | |
| 15. 特に不安はない | |
| 16. わからない | |

前12 地域生活への不安が解消されたら、すぐに地域で暮らしてみたいですか。
(1つ選んで○)

- | | |
|----------------------------|--|
| 1. すぐに暮らしてみたい | |
| 2. 向後が地域での生活を体験してから改めて考えたい | |
| 3. その他() | |
| 4. わからない | |

前13 訪問について相談したり、施設・家族との調整、引渡し準備等を手伝ったり、施設外の暮らしの相談にのるサービスがあることを知っていますか。(1つ選んで○)

- | | |
|--------|--|
| 1. はい | |
| 2. いいえ | |

前14 前13のようなサービスを使ってみたいですか。(1つ選んで○)

- | | |
|----------|--|
| 1. はい | |
| 2. いいえ | |
| 3. わからない | |

前15 あなたは、「障害者理由とする差別的解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

- | | |
|-------------------------|--|
| 1. 名前も内容も知っている | |
| 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない | |
| 3. 名前も内容も知らない | |

前16 最後に、今後の障害者施策の推進に向けて、センターや席、面などへのご意見・ご要望、自ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

【発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けたアンケート】

発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けたアンケート ご協力をお願いします

市民のみなさまには、日ごろから本市の児童福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

ご協力よろしく
お願いします。

本市では現在、障害児支援施策の充実に向けた取り組みを進めています。その一つとして、今年度（平成29年）第1期障害児福祉計画の策定を予定しています。

この調査は、計画策定の基礎資料とするため、市内にお住まいの通所支援受給者証をお持ちの児童を対象に、生活環境やサービス利用の状況、福祉施策に対するお考えなどをお伺いすることを目的に実施するものです。ご多用のところ誠に恐縮ですが、アンケートの趣旨をご理解いただき、率直なご意見、ご要望などをお聞かせくださいますようお願い申し上げます。

なお、みなさまからご回答いただいた内容は統計的に処理し、計画策定の基礎資料としてのみ使用いたします。個人情報管理には豊中市個人情報保護条例に即り、万全を尽くし、ご回答いただいた内容が他に漏れたり、他の目的に使用するなど、みなさまのご迷惑になることは決してありませんので、安心してご記入ください。

平成29年（2017年）8月

豊中市長 浅利 敬一郎

＜ご記入にあたってのお願い＞

1. このアンケートは、市内にお住まいの児童のうち通所支援受給者証をお持ちの児童で、昨年度に本市障害福祉課が実施したアンケート対象者である次の①～③に該当する人を除いた人にお送りしています。

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人
- ② 特定疾患の医療費助成にかかる登録をされている人
- ③ 障害福祉サービス、地域生活支援事業などの受給者証をお持ちの人

2. アンケートには、できるだけあて名のご本人がお答えください。ただし、ご本人のご状況や年齢などによってご本人が記入できないときは、あて名のご本人を介助・支援されている人、またはご家族などがご本人と相談してお答えください。

3. 各質問には、平成29年（2017年）8月1日現在の状況でお答えください。

4. 質問への回答は、あてはまる番号に○をつけたり、記入欄に直接お書きいただくものなどがあります。また、質問によって選んでいただく数を「1つ」「3つ」「すべて」などと指定していただきますので、質問文をよく読んでお答えください。

5. 「その他」を選ばれたときは、お手数ですが（ ）内にできるだけ具体的にその内容をお書きください。

6. 記入が終わりましたら、**9月15日（金）まで**に同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函ください。お名前を記入していただく必要はありません。

7. このアンケートについてのご質問などは、下記へお問い合わせください。

豊中市 子ども未来部 子ども相談課 発達支援係

電話：06-6858-2285 FAX：06-6846-6080

電子メール：kodomomashiten@city.toyonaka.osaka.jp

発達に課題のある児童にかかわる計画の策定に向けたアンケート

《はじめに読んでください（お願い）》

調査に協力していただき、ありがとうございます。
この調査票の質問には、難しい言葉で書かれた質問もありますので、内容がよくわからないときはご家族の人などとよく相談しながら答えてください。
ご本人以外の人が回答する場合は、ご本人の意向を十分に尊重するなど、ご本人の立場にたって回答いただきますよう、よろしくお願いたします。

あなたやご家族について

問1 この調査票を記入した人はどなたですか。（1つ選んで○）

- 1. ご本人が記入
- 2. ご本人が答えて、家族の人が記入
- 3. ご本人にかわって家族の人が記入
- 4. その他（ ）

※以後の質問で「あなた」とは、封筒のあて名のご本人のことです。

問2 あなたの性別は。（○をつけてください）

- 1. 男性
- 2. 女性
- 3. その他

問3 あなたの年齢は。（1つ選んで○）

- 1. 0～4歳
- 2. 5～9歳
- 3. 10～14歳
- 4. 15～17歳

問4 あなたの現在の所属先は。（1つ選んで○）

- 1. 保育所・認定こども園・幼稚園
- 2. あゆみ学園・しいの美学園
- 3. 小学校
- 4. 支援学校（小学校）
- 5. 中学校
- 6. 支援学校（中学校）
- 7. 高等学校・専門学校
- 8. 支援学校（高等部）
- 9. 児童発達支援事業所のみ（あゆみ学園・しいの美学園除く）
- 10. 所属していない

問5 住んでいるところ（町名・丁目）をお答えください。

豊中市（ ）町（ ）丁目

問6 あなたが豊中市にお住まいになってからの選挙年数は。（1つ選んで○）

- 1. 生まれたときから
- 2. 1年未満
- 3. 1～5年未満
- 4. 5～10年未満
- 5. 10～15年未満
- 6. 15年以上

問7 職などのようなところで暮らしていますか。（1つ選んで○）

- 1. 自宅（マンション・団地なども含む）でひとり暮らし
- 2. 自宅（マンション・団地なども含む）で家族などと一緒に住んでいる
- 3. 滞院
- 4. その他（ ）

付簡 だれと一緒に住んでいますか。（あてはまる人を書きすべて選んで○）

- 1. 父
- 2. 母
- 3. きょうだい
- 4. 祖父母
- 5. 他の家族・親戚の人
- 6. その他（ ）

問8 病室、病棟に通院していますか。（あてはまるものを書きすべて選んで○）

- 1. 病室・病棟をむむ病室の課題に関することで通院している
- 2. その他の病室で通院している
- 3. 特に通院はしていない
- 4. その他（ ）

問9 問7で「1. 自宅でひとり暮らし」、「2. 自宅で家族などと一緒に住んでいる」を
選んだ人にお聞きします。（他の人は問10にお読みください）家族で生活するなか
で、何らかの介助や支援（排泄、食かけ、履しなども含みます）が必要ですか。
（どちらか選んで○）

- 1. 介助や支援が必要なものがある
- 2. 介助や支援は必要ない

付簡1 どのようなときに介助や支援が必要ですか。（あてはまるものを書きすべて選んで○）

- 1. 食事
- 2. トイレ
- 3. 入浴
- 4. 衣服の着脱
- 5. 身だしなみ
- 6. 家の移動
- 7. 外出
- 8. 家族以外の人の意思疎通
- 9. 読み書き
- 10. お金の管理
- 11. 車の管理
- 12. その他（ ）

質問2 あなたが介助や支援を要している期間は、ふつうの1日で合計して何時間ぐらいですか。サービスを利用している時間を除いて替えてください。(1つ選んで○)

- | | | |
|--------------|---------------|-----------|
| 1. 1時間未満 | 3. 3時間～6時間未満 | 5. 12時間以上 |
| 2. 1時間～3時間未満 | 4. 6時間～12時間未満 | |

質問3 主に介助・支援してくれる人はだれですか。(あてはまる人すべて選んで○) また、○をつけた人のなかで特に介助・支援してくれる人を3人選んで、陣間が長い順に陣の中に番号を書いてください。(3つ選んで番号でお答えください)

1. 父や母			
2. きょうだい			
3. 祖父			
4. その他の親族			
5. 友人・知人・近所の人			
6. ボランティア			
7. その他()			

※○をつけた人で特に介助・支援してくれる人の番号を3つ記入してください。

第1位	第2位	第3位

質問4 陣に中心となって介助・支援してくれる人(陣間で第1位の人)について替えてください。(それぞれあてはまるものを1つ選んで○)

性別	1. 男性	2. 女性	3. その他
年齢	1. 18歳未満	3. 40歳以上65歳未満	5. 75歳以上
	2. 18歳以上40歳未満	4. 65歳以上75歳未満	
健康状態	1. 特に問題はない	3. 連院中	4. その他()
	2. 連院していないが体調がすぐれない		
あなた以外の介護	1. している	2. していない	
就業状況	1. 働いている(週 時間)	2. 働いていない	

あなたの生活環境について

質問10 あなたは、頻りに課題があっても、日常生活や学校・施設等での生活ができていますか。(どちらか選んで○)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1. はい(感じている) | 2. いいえ(感じていない) |
|--------------|----------------|

質問11 学校や通園施設などの放課後や休みの日には、どのように過ごしていますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|--------------------------------|
| 1. 通所施設(放課後等デイサービスなど)、訓練に通っている |
| 2. 部活やサークル活動に参加 |
| 3. 友だちと外や家の中で遊んだり、スポーツをする |
| 4. 公民館や図書館などで過ごす |
| 5. 塾や習い事に行く |
| 6. 放課後こどもクラブ |
| 7. 日中一時支援を利用している |
| 8. 家や施設の中で過ごしている |
| 9. その他() |

質問12 学校や通園施設などの放課後や休日などの居場所や活動の場として、どのような場があれば行ってみたいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|------------------------------------|
| 1. 図書館や発達に課題のない人と一緒にさまざまな余暇活動を行える場 |
| 2. 図書館や発達に課題のある仲間との情報交換や活動、交流を行える場 |
| 3. 一人で行動しても安心してつるける場 |
| 4. 屋外の活動など生活上の悩みやストレスについて話を聞いてくれる場 |
| 5. ボランティアなど人の役に立つ活動を行える場 |
| 6. その他() |

問13 卒業後の進路はどのように考えていますか。(1つ選んで○)

1. さらに上の学校などで勉強を続けたい
2. 訓練校を利用したい
3. 通所施設や作業所などを利用したい
4. 一般の会社やお店などで働きたい
5. 家の仕事を手伝いたい
6. 入所施設を利用したい
7. その他()
8. まだどうするか考えていない

問14 将来、働くことについては、どのようにお考えですか。(1つ選んで○)

1. 障害や発達に課題のない人もいる一般の職場で働きたい
2. 自宅でできる仕事をしたい
3. 一般の職場ではなく障害や発達に課題のある人のための施設で仲間と生産活動をしたい
4. 発達の課題があったり病氣などで働くことができない
5. 働きたくない、働くつもりはない
6. わかからない、まだ考えたことがない
7. その他()

問15 発達に課題のある人が一般の職場で働き続けるためには、どのような支援が必要だと思いますか。現在、働いていない人は、もし一般の職場で働くとしたらと考えて書いてください。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 生活リズムを整えたり、体力づくりを行うための訓練・指導
2. あいさつやコミュニケーションなど社会生活を送るための訓練・指導
3. いろいろな仕事を経験できる実習や職場体験
4. 発達の課題の特性や能力などに応じた仕事の割り当て、職場探し
5. 発達の課題への理解を得るための経営者や職場の同僚への働きかけ
6. 仕事になれるまでの指導を行ったり、相談にのる支援者
7. 仕事の悩みを相談したり、仲間と語りあうなど、仕事なりに息抜きできる場所
8. 一般の職場で働くことに失敗した人を受け入れてくれる施設
9. その他()

情報の入手と相談について

問16 あなたは、以下に示す情報を必要と感じていますか。また、その情報を十分得られているとお考えですか。(1) から (11) それぞれについて答えてください。

情報の種類	② その情報は十分に得られていますか					
	① 情報が必要ですか	1. 必要である	2. まあ十分な	3. やや不十分	4. 不十分	5. わかからない
(例) □◇△サービス	①の選択肢で「必要である」を選択した人のみ回答してください。	① 十分	② 十分	③ 十分	④ 十分	⑤ 十分
(1) 児童通所支援の内容	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(2) 障害福祉サービスの内容	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(3) 専門的な相談機関	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(4) 悩みを相談できる人や団体、機関	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(5) 同じ発達に課題のある仲間と出会う場	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(6) 進学する学校	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(7) 卒業後の進路	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5
(8) 仕事に就くための支援	1. 必要である 2. 今のところ必要でない	1	2	3	4	5

情報の種類	①情報が必要ですか	② その情報は十分に得られますか
(9) 地域で参加できる行事や学べる場	1. 必要である 2. 学のあるところ必要でない	①の選択肢で「必要である」を選択した人のみ回答してください。 1 2 3 4 5
(10) 発達に課題のある子どもが利用しやすい施設や設備	1. 必要である 2. 学のあるところ必要でない	1 2 3 4 5
(11) その他	1. 必要である 2. 学のあるところ必要でない	1 2 3 4 5

問17 健康や健康面で不安に感じたり、困っていることがありますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 病気の症状がひどいこと	10. 症状を伝えにくい、説明がわからない
2. 生活習慣病などの病気がある	11. 診察の受付や案内がわかりにくい
3. 健康診断が受けられない、受けにくい	12. 介助者や付き添ってくれる人がいない
4. 健康を保つ方法がわからない	13. お金がかかる
5. 薬の飲み方、使い方がわからない	14. 交通が不便、移動が大変
6. 近くで専門的な治療を受けられない	15. 発音・発達について相談するところがない
7. 十分なリハビリテーションを受けられない	16. 気持ちのしんどさについて相談するところがない
8. 訪問看護や往診をしてもらえない	17. その他
9. 障害や発達に課題がある人への理解や経験のある医師が身近にいない	()

問18 困ったことや困りに思っていることを、家族や親戚以外の人に相談したことがありますか。(どちらかを選んで○)

1. ある	2. ない
<p>問1 これまでどこに相談しましたか。(あてはまるものをすべて選んで○)</p>	
1. 市の窓口 (障害福祉課、こども相談課など)	10. 小学校・中学校・高等学校
2. 障害福祉センターひまわり	11. 支援学校
3. しいの美学園	12. 指定障害児相談支援事業所
4. あゆみ学園	13. 社会福祉協議会
5. 市教育委員会 (教育センター含む)	14. 福祉なんでも相談窓口
6. 保健所・保健センター	15. 民生・児童委員
7. 地域子育て支援センター	16. 障害のある人のための福祉施設や団体
8. 子ども家庭センター	17. その他 ()
9. こども園・保育所 (園)・幼稚園	

問2 相談したいことがない理由は何ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 相談したいことがない (困っていない)
2. どこに相談したらいいかわからない (相談できる場所の情報がない)
3. 専門的に相談したり、助言を受けられる場所がない
4. 相談できる場所が近くにない
5. 発達の課題や障害のため、相談窓口などに虫向けない
6. 相談したいが、窓口に行く勇気がない
7. その他 ()
8. 特に理由はない

問19 学、費にかかっていることはどのようなことですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 自分の発達の課題や障害に関すること	6. 学校など所属先でのこと
2. 利用できる福祉制度やサービスの内容・利用方法	7. 災害など緊急時の対応
3. 家族からの自立生活	8. 家族との人間関係
4. 生活費などのやりくり (金銭管理)	9. 家族以外の入との人間関係
5. 進学や訓練、就職など進路のこと	10. その他 ()

問20 市内における今後の相談支援体制について、どのようなことを望みますか。

(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 休日や夜間の電話相談
2. 福祉の専門職を配置した相談窓口の整備
3. 同じ発達の課題を持つ相談員によるカウンセリング
4. 小学校区単位で開設される福祉なんでも相談
5. 家族の悩みを受け止める家族相談員
6. 発達に関わる診断や療育、ケアに関する専門的な相談
7. 医療・福祉・保健、教育など各分野が連携した総合的で一貫した相談支援体制
8. 将来の自立生活に向けた指導や相談
9. その他()

療育・教育について (保護者の人におうかがいします)

問21 療育や教育に関する相談について望むことがありますか。

(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 相談機関の情報を提供してほしい
2. 困ったときにすぐに相談できるような体制を整えてほしい
3. 1か所で相談できるようにしてほしい
4. 専門的な相談機関を充実してほしい
5. 具体的な対応のしかたをわかりやすく教えてほしい
6. その他()

問22 乳幼児期における母子保健や療育に関わることでどのようなことを望みますか。

(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 健康診断の結果を正確に伝える
2. 訪問指導を充実する
3. 保護者に対する相談・支援体制を充実する
4. 福祉サービスや療育についての情報を提供し、わかりやすい説明をおこなう
5. 通園事業・療育事業などを充実する
6. その他()

問23 現在、受けておられる児童通所支援の療育等の内容に満足していますか。

(1つ選んでO)

1. はい
2. いいえ
3. どちらともいえない
4. わからない

問24 どのような療育やサービスを受けられることを希望されますか。

(主なものを3つまで選んでO)

1. 専門的な相談・指導
2. こども園・保育所(園)・幼稚園での障害児教育・保育の充実
3. 療育や発達のための訓練
4. 集団への適応訓練
5. 身の回りの自立に向けた訓練
6. 友だちづくりにやいりる人との交流
7. 安心して遊ぶことができる場
8. 入浴や食事などのサービス
9. 一時的な見守りや介助
10. その他()
11. 特に希望するものはない

問24 発達に課題のある子どものための施策やサービスなどで、特に充実が必要と思うものは何ですか。(あてはまるものをすべて選んでO)

1. 乳幼児健診の充実
2. 発達上課題のある子どものための学校の整備
3. 市役所や保健所などの相談体制
4. 家庭訪問による相談・指導
5. 地域における療育、リハビリテーション体制
6. 障害児通園施設の整備
7. こども園・保育所(園)・幼稚園での受け入れ
8. 小・中学校、高等学校での教育機会の拡充
9. 発達に課題のある子どものための学校の整備
10. 自立に向けた専門的な教育の充実
11. 通学・通園時の介助・付き添い
12. 学童保育や休日などの居場所づくり
13. 安心して遊べる機会・場の確保
14. 地域社会と関わる機会や環境づくり
15. 保護者が介助・支援できないときの一時的な見守りや介助
16. その他()

障害や発達に課題のある人の人権・障害・難病への理解促進について

問25 ここ3年において、あなたはこれまで、発達に課題があるためにあきらめたり、仕方なくがまんしたりしたことがありますか。
(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 進学 | 5. 友人とのつきあい | 9. 特にない |
| 2. 仕事や就職 | 6. スポーツ | 10. わからない |
| 3. 泊りがけの旅行 | 7. 趣味、文化活動 | |
| 4. 一人での外出 | 8. その他 | () |

問28 ここ3年において、あなたは、発達に課題があることで差別を受けたり嫌な感じをしたことがありますか。(1つ選んで○)

1. よくある 2. ときどきある 3. あまりない 4. まったくない

付問1 それは、どのような場面ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 進学するときや学校生活において | 7. 公共交通機関を利用するとき |
| 2. 近所づきあい、地域の行事等において | 8. ものを買う、食事をするなどお店を利用するとき |
| 3. 家庭生活において | 9. スポーツや文化活動をするとき |
| 4. 福祉サービスを利用するとき | 10. まちを歩いているとき |
| 5. 医療を受けるとき | 11. その他() |
| 6. 役所で手続きするときや公共施設を使うとき | |

付問2 それは、どのような差別ですか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|---|
| 1. 発達に課題があるため、施設やサービス等を利用することを断られた |
| 2. 施設やサービス等の利用にあたり、発達に課題があることについて、配慮がなされない。 |
| 3. 差別的な発言を受けた |
| 4. その他() |

問27 あなたの権利が奪われたり、損なわれたりしないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

- | |
|--|
| 1. 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口 |
| 2. 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口 |
| 3. 自分の代わりに交渉ことや財産等の管理をしてくれるサービス |
| 4. 発達に課題のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などをおこなう第三者による制度 |
| 5. 発達に課題のある人の権利について、発達に課題のある人自身が学ぶ機会を増やすこと |
| 6. 発達に課題のある人の権利について社会の意識を高めること |
| 7. その他() |
| 8. 特にない |
| 9. わからない |

問28 あなたは、「障害」「発達の問題」「難病」に対して、広く市民の理解が進んできていると思いますか。
(3年前と比べて) (1つ選んで○)

- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |
- 【10年前と比べて】 (1つ選んで○)
- | | | |
|---------------|---------------|-------------|
| 1. 進んできています | 3. どちらともいえない | 5. 後退してきている |
| 2. 多少進んできています | 4. 多少後退してきている | 6. わからない |

学校等教育現場での障害理解や合理的配慮について

問32 学校等の教育現場では、障害理解が充分と考えますか。

(1つ選んで○)

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. どちらともいえない
- 4. わからない

問33 障害や発達に課題のある人の障害・難病への理解促進を図っていくためには、学校等の教育現場において、どのような教育を推進していきべきだと思いますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. 児童生徒同士の障害理解
- 2. 教員の意識や実践力
- 3. 学校等での障害理解教育
- 4. 教育環境や指導体制
- 5. 保護者への啓発
- 6. 学校間や地域での推進
- 7. その他()
- 8. 特にない
- 9. わからない

問29 臺中市は、発達障害を含む障害や難病に対する理解を深めるための広報や行事等を実施していますが、あなたはそれを見たり参加したりしたことがありますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. ケーブルテレビの番組を見たことがある
- 2. 広報記事を読んだことがある
- 3. 障害者週間のパネル展を見ることがある
- 4. ひまわりひろば等の地域交流事業に参加したことがある
- 5. 出前講座に参加したことがある
- 6. 講演会を聞いたことがある
- 7. ホームページを見たことがある
- 8. その他()
- 9. 広報を見たり、行事等に参加したことはない

問30 あなたは、どのような方法で情報を得ていますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

- 1. テレビ・ラジオ
- 2. 新聞
- 3. 雑誌・書籍
- 4. 広報とよなか
- 5. ホームページ
- 6. SNS (フェイスブック、ツイッターなど)
- 7. メールマガジン
- 8. ポスター・チラシ
- 9. 行政の出版物 (パンフレット、行政計画、報告書等)
- 10. 講演会、講座
- 11. イベント
- 12. 口コミ
- 13. その他 ()

問31 あなたは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)について知っていますか。(1つ選んで○)

- 1. 名前も内容も知っている
- 2. 名前を聞いたことがあるが、内容は知らない
- 3. 名前も内容も知らない

福祉サービスについて

問34 発達に課題のある人のための福祉サービスについて、①現在の利用状況、②利用して気になったり、不満に思うことの有無、③今後の利用についてのお考えをそれぞれ答えてください。(サービスの内容については17ページの表を見てください。)

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気になったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(例) □◇△ サービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(1) 居宅介護 (ホームヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(2) 移動支援 (ガイドヘルプ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(3) 児童発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(4) 医療型児童発達支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(5) 放課後等デイサービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

- 身近なところでサービスを利用できない
- 利用したい日・時間に利用できない
- 利用回数・時間などに制限がある
- サービス事業所に利用を断られることが多い
- 利用料が高い
- ヘルパー指導員など支援者の体制・経験が不足している
- 建物や設備が障害に配慮されていない
- サービス内容に関する情報が少ない
- 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
- その他()

サービスの種類	①現在の利用状況は	②気になったり、不満に思うことは	③今後の利用は
(6) 短期入所 (ショートステイ)	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(7) 保育所等訪問支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(8) 日中一時支援事業	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(9) 相談支援	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない
(10) その他のサービス	1. 利用している → 2. 利用していない	1. ある 2. ない 3. わからない	1. 利用する 2. 利用しない 3. わからない

- 身近なところでサービスを利用できない
- 利用したい日・時間に利用できない
- 利用回数・時間などに制限がある
- サービス事業所に利用を断られることが多い
- 利用料が高い
- ヘルパー指導員など支援者の体制・経験が不足している
- 建物や設備が障害に配慮されていない
- サービス内容に関する情報が少ない
- 相談や手続きに時間がかかり面倒くさい
- その他()

※主なサービスについての説明

サービスの種類	主な内容
1 居宅介護 (ホームヘルプ)	障害のある人の自宅で、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行います。
2 移動支援 (ガイドヘルプ)	屋外での移動が困難な障害のある人を対象にガイドヘルパーを派遣し、生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を支援します。
3 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
4 医療型児童発達支援	就学前の肢体不自由児（上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童）に児童発達支援及び機能訓練を行います。
5 放課後等デイサービス	学校の授業終了後や学校の休校日に、児童発達支援センター等の施設で生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流の促進などの支援を行います。
6 短期入所 (ショートステイ)	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を行います。
7 保育所等訪問支援	専門知識を持ったスタッフが保育所等を訪問し、障害のある児童が、障害のない児童との集団生活に適応できるよう専門的な支援などを行います。
8 日中一時支援事業	障害のある中学生、高校生等を対象に、市内の障害者福祉施設で日中における食事や社会に適応するための日常的な訓練など必要な支援を行います。
9 相談支援	障害者基幹相談支援センターや各相談窓口で、地域で暮らす障害のある人や家族等からのさまざまな相談に応じ、必要な情報の提供・助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整などを行います。

しよららい
将来の暮らしについて

問35 次のうち、あなたが大人になったらしてみたいと思うことがありますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 介助や支援を受けながら、自分ひとりで暮らすこと
2. 家族と一緒に暮らすこと
3. 障害や発達に課題のある人のための住まいで暮らすこと
4. 結婚したり子どもを育てること
5. 大学などで専門的な勉強をすること
6. その他()
7. わからない

問36 あなたが希望する将来の暮らしを実現するためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 安心して住宅に入居できること
2. 働く場所があること
3. 通所施設や日中の居場所が近くに
4. あること
5. グループホームなどが近くにあること
6. 病院や診療所が近くにあること
7. いざというときに施設に入れること
8. 収入が確保できること
9. 異性と出会う機会
10. 家族の理解
11. 地域の人の障害や発達に課題のある人への理解
12. その他()
13. 特に必要と思うことはない

問37 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

(あてはまるものをすべて選んで○)

1. 在宅で医療が適切に得られること(通院や往診を含みます)
2. 障害や発達に課題のある人に適した住居の確保
3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること
4. 生活訓練等の充実
5. 経済的な負担の軽減
6. 相談対応等の充実
7. 地域住民等の理解
8. コミュニケーションについての支援
9. その他()

問38 最後に、今後の障害児施策の推進に向けて、豊中市や府、国などへのご意見・ご要望、日ごろ困っていることなどを自由に書いてください。

調査にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。
お手数ですが、同封の切手を貼っている返信用封筒に入れて、
9月15日(金)までに投函してください。



豊中市第五次障害者長期計画

平成30年（2018年）3月

<編集・発行>

豊中市 健康福祉部 障害福祉課

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

電話：06-6858-3354（直通）

ファックス：06-6858-1122

豊中市ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>
